

令和 8 年第 2 回宇城市議会定例会 会期及び審議予定表

会期 1 4 日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
6 月 2 日	火	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第 9 号から同意第 2 2 号を上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
6 月 3 日	水	休 会	○ 議事整理
6 月 4 日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（大村、河野（真）、林田） 【 散 会 】
6 月 5 日	金	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（原田、中山、木村） 【 散 会 】
6 月 6 日	土	休 会	○ 市の休日
6 月 7 日	日	休 会	○ 市の休日
6 月 8 日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（蓑田、溝見、村上） ○ 報告第 1 1 号から報告第 1 5 号までの質疑 ○ 議案第 3 1 号から議案第 4 3 号までの質疑・委員会付託 ○ 議案第 4 4 号から議案第 4 6 号の上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 ○ 同意第 1 1 号から同意第 2 2 号までの質疑 【 散 会 】
6 月 9 日	火	休 会	○ 議事整理
6 月 1 0 日	水	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会 ○ 民生常任委員会
6 月 1 1 日	木	休 会	○ 議事整理
6 月 1 2 日	金	休 会	○ 議事整理
6 月 1 3 日	土	休 会	○ 市の休日

6 月 1 4 日	日	休 会	○ 市の休日
6 月 1 5 日	月	本会議	○ 開議 ○ 議案第 3 1 号から議案第 4 6 号までの委員長 報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第 1 1 号から同意第 2 2 号までの討論・採決 ○ 発議第 3 号及び発議第 4 号の上程・趣旨説明・ 質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

6 月 2 日 (火)

令和 8 年第 2 回宇城市議会定例会（第 1 号）

令和 8 年 6 月 2 日（火）

午前 10 時 00 分 開議

1 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸報告
日程第 4	報告第 9 号	専決処分の報告について（専決第 12 号）
日程第 5	報告第 10 号	専決処分の報告について（専決第 13 号）
日程第 6	報告第 11 号	令和 7 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第 7	報告第 12 号	令和 7 年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 8	報告第 13 号	令和 7 年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 9	報告第 14 号	令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 10	報告第 15 号	令和 7 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第 11	議案第 31 号	令和 8 年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算
日程第 12	議案第 32 号	令和 8 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 13	議案第 33 号	令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14	議案第 34 号	令和 8 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 15	議案第 35 号	令和 8 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 16	議案第 36 号	令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 17	議案第 37 号	宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について
日程第 18	議案第 38 号	宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について
日程第 19	議案第 39 号	宇城市公共用地先行取得基金条例の制定について
日程第 20	議案第 40 号	宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 41 号	宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例

の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 2 議案第 4 2 号 権利の放棄について（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権）
- 日程第 2 3 議案第 4 3 号 宇城市土地開発公社の解散について
- 日程第 2 4 同意第 1 1 号 固定資産評価員の選任について（田尻 勇樹氏）
- 日程第 2 5 同意第 1 2 号 農業委員会委員の任命について（河野 公明氏）
- 日程第 2 6 同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命について（森田 加代子氏）
- 日程第 2 7 同意第 1 4 号 農業委員会委員の任命について（春野 こずえ氏）
- 日程第 2 8 同意第 1 5 号 農業委員会委員の任命について（森田 満氏）
- 日程第 2 9 同意第 1 6 号 農業委員会委員の任命について（楠田 秋彦氏）
- 日程第 3 0 同意第 1 7 号 農業委員会委員の任命について（中田 修氏）
- 日程第 3 1 同意第 1 8 号 農業委員会委員の任命について（宮本 文子氏）
- 日程第 3 2 同意第 1 9 号 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）
- 日程第 3 3 同意第 2 0 号 農業委員会委員の任命について（岩田 猛氏）
- 日程第 3 4 同意第 2 1 号 農業委員会委員の任命について（藤本 正剛氏）
- 日程第 3 5 同意第 2 3 号 農業委員会委員の任命について（河田 克志氏）
- 日程第 3 6 同意第 2 4 号 農業委員会委員の任命について（五嶋 一精氏）
- 日程第 3 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（渕本 法仁氏）
- 日程第 3 8 同意第 1 0 号 監査委員の選任について（河野 真理氏）
- 日程第 3 9 同意第 2 2 号 農業委員会委員の任命について（杉田 雅宏氏）
- 日程第 4 0 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 木 村 俊 昭 君 | 2 番 藤 井 千 秋 君 |
| 3 番 中 崎 栄 俊 君 | 4 番 杉 田 雅 宏 君 |
| 5 番 中 塘 万格人 君 | 6 番 蓑 田 憲 治 君 |
| 7 番 林 田 和 君 | 8 番 津志田 幸 紀 君 |
| 9 番 村 上 真由子 君 | 10 番 四 海 公 貴 君 |
| 11 番 河 野 真 理 君 | 12 番 原 田 祐 作 君 |
| 13 番 永 木 誠 君 | 14 番 坂 下 勳 君 |
| 15 番 大 村 悟 君 | 16 番 溝 見 友 一 君 |

17番 河野正明君
19番 中山弘幸君

18番 豊田紀代美君
20番 石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星津章博君 書記 三村修司君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	末松直洋君	副市長	田村真一君
教育長	前川和宏君	総務部長	木見田洋一君
企画振興部長	亀井誠君	市民部長	米田年宏君
福祉部長	平松洋介君	保健衛生部長	木下秀典君
経済部長	元田智士君	土木部長	嶋津吉禮君
教育部長	舩井貴男君	総務部次長	福田真治君
企画振興部次長	田川大輔君	市民部次長	吉崎賢二君
福祉部次長	田嶋真君	保健衛生部次長	内富裕登君
経済部次長	池田真一君	土木部次長	濱崎哲次君
教育部次長	山下寛樹君	三角支所長	沖田利喜君
不知火支所長	松枝邦明君	小川支所長	坂本優子君
豊野支所長	西村光代君	上下水道局長	城塚栄治君
会計管理者	永田康之君	監査委員事務局長	渡邊紫乃君
農業委員会事務局長	米村寿朗君	財政課長	岩岡修市君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） ただいまから、令和8年第2回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、3番、中崎栄俊君及び5番、中塘万格人君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月2日から6月15日までの14日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの14日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（豊田紀代美君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、ただいまタブレットで送信しておりますが、まず1ページから8ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和8年1月分から令和8年4月分までが提出されております。

主な公式行事については、9ページのとおりです。

次に、陳情について申し上げます。

去る5月22日の第8回議会運営委員会において、机上配布と決定した3件の陳情書につきましては、ただいまタブレットで送信したとおりです。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（末松直洋君） おはようございます。発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

まず初めに、4月1日付けで前川教育長、5月19日付けで田村副市長が就任され、新体制がスタートいたしました。お二人には、市政運営に向けて重責を担って

いただくこととなりますが、それぞれのリーダーシップの下、職員と連携しながら、これまでの経験、知見をいかし、市の発展に大いに寄与されるものと期待しております。

次に、令和7年8月豪雨に係る災害復旧事業の人員体制について報告します。

地方自治法に基づく応援派遣として、4月1日に福岡県から3人、福岡市から1人、北九州市から1人職員を受け入れ、農林水産課に1人、土木課に1人、小川支所災害復旧対策室に3人配属、また、昨年度、任期付職員として2人を採用、農林水産課に1人配属、小川支所災害復旧対策室に1人配属し、人員体制を強化しており、引き続き災害復旧事業を円滑に遂行してまいります。

次に、熊本地震について報告します。

平成28年4月に発生した熊本地震から今年で10年となりました。本市では、13人が犠牲となられ、住家全壊が539戸、農林水産業、商工業及び公共施設の総被害額が約128億円と、甚大な被害をもたらしました。

4月16日には、熊本県及び市町村共同での熊本地震10年犠牲者合同追悼式が開催され、出席いたしました。

市でも、熊本地震での記憶の風化を防ぎ、防災への思いを新たにするため、広報うき4月号で、「熊本地震から10年あの日を忘れない」と題した特集記事を掲載するとともに、イオンモール宇城において、写真パネル展「記憶をつなぎ、未来へ熊本地震10年の歩み」を開設しました。

次に、福祉車両カーシェア事業について報告します。

熊本ダイハツ販売株式会社との協働により、4月30日から、福祉車両カーシェアが始まりました。

市役所本庁舎という利便性の高い場所に福祉車両を配置する、県内では2例目となる取組であります。

最大の特徴は、福祉車両でありながら、どなたでも、どのような目的でも利用できるという点にあります。

市民の皆様が、幅広く活用されることを期待しております。

次に、第5弾宇城市物価高騰対策商品券事業について報告します。

物価高騰による市民生活への影響を緩和するため、国の交付金を活用し、第5弾となる、全市民対象の商品券事業を実施しております。

市民一人当たり1万円分の電子マネーカードを各世帯へ郵送しています。使用期間は5月20日から7月21日までとなっており、加盟店312店で御利用いただけます。地域経済の活性化にもつながるものと考えておりますので、是非期限内での御利用をお願いします。

最後に、株式会社サンマルクファーム収穫祭について報告します。

昨年 9 月に株式会社サンマルクホールディングスと産官民協業による事業運営体制の構築に向けた協定を締結、松橋町に営農を目的とした株式会社サンマルクファームが設立されました。昨年 11 月には松橋町浅川地区において、小麦の生産をはじめ、先月 5 月 22 日に初めての収穫が行われました。

株式会社サンマルクファームでは小麦の生産から開始し、農地の拡大を目指しており、市といたしましても、農地の有効活用や担い手不足など、地域農業が抱える課題解決と経済の活性化に大いに期待を寄せております。

以上、行政報告といたします。

○議長（豊田紀代美君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第 4	報告第 9 号	専決処分の報告について（専決第 12 号）
日程第 5	報告第 10 号	専決処分の報告について（専決第 13 号）
日程第 6	報告第 11 号	令和 7 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第 7	報告第 12 号	令和 7 年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 8	報告第 13 号	令和 7 年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 9	報告第 14 号	令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 10	報告第 15 号	令和 7 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第 11	議案第 31 号	令和 8 年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算
日程第 12	議案第 32 号	令和 8 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 13	議案第 33 号	令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14	議案第 34 号	令和 8 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 15	議案第 35 号	令和 8 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 16	議案第 36 号	令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 17	議案第 37 号	宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について
日程第 18	議案第 38 号	宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について

- 日程第 19 議案第 39 号 宇城市公共用地先行取得基金条例の制定について
- 日程第 20 議案第 40 号 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 41 号 宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 42 号 権利の放棄について（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権）
- 日程第 23 議案第 43 号 宇城市土地開発公社の解散について
- 日程第 24 同意第 11 号 固定資産評価員の選任について（田尻 勇樹氏）
- 日程第 25 同意第 12 号 農業委員会委員の任命について（河野 公明氏）
- 日程第 26 同意第 13 号 農業委員会委員の任命について（森田 加代子氏）
- 日程第 27 同意第 14 号 農業委員会委員の任命について（春野 こずえ氏）
- 日程第 28 同意第 15 号 農業委員会委員の任命について（森田 満氏）
- 日程第 29 同意第 16 号 農業委員会委員の任命について（楠田 秋彦氏）
- 日程第 30 同意第 17 号 農業委員会委員の任命について（中田 修氏）
- 日程第 31 同意第 18 号 農業委員会委員の任命について（宮本 文子氏）
- 日程第 32 同意第 19 号 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）
- 日程第 33 同意第 20 号 農業委員会委員の任命について（岩田 猛氏）
- 日程第 34 同意第 21 号 農業委員会委員の任命について（藤本 正剛氏）
- 日程第 35 同意第 23 号 農業委員会委員の任命について（河田 克志氏）
- 日程第 36 同意第 24 号 農業委員会委員の任命について（五嶋 一精氏）
- 日程第 37 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（淵本 法仁氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 4、報告第 9 号専決処分の報告について（専決第 12 号）から、日程第 37、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について（淵本法仁氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 本日から、令和 8 年第 2 回市議会定例会では大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として、専決処分の報告をはじめ、令和 7 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告等が 7 件、予算案件として、令和 8 年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算等が 6 件、条例案件として、宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定等が 5 件、その他案件として、権利の放棄等が 2 件、同意案件として、固定資産評価員の選任等が 13 件、最後に諮問案件として、人権擁護委員候補者の推薦が 1 件です。合わせて 34 件をお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

なお、同意第 10 号の監査委員の選任及び同意第 22 号の農業委員会委員の任命につきましては、この 34 件の後にそれぞれ提案理由を御説明します。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第 9 号及び報告第 10 号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案集 9 ページから 10 ページ、説明資料集 5 ページから 6 ページをお願いいたします。報告第 9 号議会の議決を経て締結した工事請負契約の一部変更に係る専決処分の報告について説明いたします。

今回、豊福小学校校舎棟改築工事の変更契約につきましては、令和 8 年 4 月 28 日に契約の相手方と変更契約を締結しています。

工事名、豊福小学校校舎棟改築工事。今回変更増額 1,855 万 6,035 円、現請負金額 31 億 2,399 万円、変更請負金額 31 億 4,254 万 6,035 円。契約の相手方、住所、熊本県熊本市中央区大江 4 丁目 13 番 20 号。商号又は名称、小竹・高橋・いさお特定建設工事共同企業体。代表者氏名、株式会社小竹組、代表取締役江越征記。

主な変更内容は、設計時には確認することができなかった既設の埋設配管及び不可視部分の電気配線などが本工事の施工に支障となるため、これらの移設作業に要する費用のほか、工事現場の作業ヤード及び資機材ヤードの確保において、学校用地のスペースが限られているため、現場発生土の仮置きヤードが不足し、作業進捗に支障を来すため、近くの市有地を一時的な置き場として活用することとし、場外搬出に必要な土砂の搬出及び整地作業を増額するものです。

以上で、報告第 9 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集 11 ページから 12 ページ、説明資料集 7 ページから 8 ページをお願いいたします。報告第 10 号議会の議決を経て締結した工事請負契約の一部変更に係る専決処分の報告について説明いたします。

今回、松橋中学校校舎等解体工事（2 期）の変更契約につきましては、令和 8 年 5 月 7 日に契約の相手方と変更契約を締結しております。

工事名、松橋中学校校舎等解体工事（2 期）。今回変更増額 1,241 万 40 円、現請負金額 3 億 5,035 万円、変更請負金額 3 億 6,276 万 40 円。契約の相手方、住所、熊本県宇城市松橋町両仲間 272 番地の 1。商号又は名称、株式会社日置組、代表者氏名、代表取締役岡本和久。

主な変更内容は、昨年の新校舎運用開始に伴う備品等の引っ越し作業におきまして、発注時点では想定することができなかった新校舎での移設転用が不可能な不要備品等の撤去及び処分に要する費用のほか、外壁塗装の解体におきまして、現地精査をするに当たり、当初計画していた範囲以外にアスベストの含有が確認されたため、法令に基づく安全かつ適切な撤去及び処分に要する費用を増額するものです。

以上で、報告第10号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第9号及び報告第10号の詳細説明が終わりました。

これで、報告第9号及び報告第10号を終わります。

次に、報告第11号から報告第13号までの詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 報告第11号令和7年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について御説明いたします。議案集は13ページをお願いいたします。

本報告は、令和6年度宇城市一般会計補正予算（第5号）で、継続費として御承認いただきました豊福小学校校舎建替事業について、令和8年度に通次繰越した金額を報告するものです。

14ページをお願いいたします。継続費の総額38億670万円のうち、令和7年度の予算現額は、前年度通次繰越額を含めて22億8,402万円で、支出済額及び支出見込額を差し引いた残額が10億3,442万4,000円です。

この残額を、翌年度通次繰越額として、令和8年度に繰り越しております。

財源は、繰越金13万9,000円のほか、特定財源で国県支出金を9,208万5,000円、地方債を9億4,220万円見込んでおります。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

続いて、報告第12号令和7年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。議案集は15ページをお願いいたします。

本報告は、昨年3月から本年2月までの定例会及び臨時会で御承認いただきました子育て世帯定住促進事業補助金など、全67事業の繰越明許費について、実際に令和8年度に繰り越した金額を報告するものです。

16ページから22ページにかけまして、事業ごとに繰越明許費の繰越しを行っております。

翌年度繰越額の合計額は、22ページの一番下の合計欄に記載しておりますが69億5,100万4,000円、当該経費に充てるための財源といたしまして、既収入特定財源を1億1,640万8,000円、未収入特定財源を63億1,855万7,000円、一般財源を5億1,603万9,000円とし、令和8年度に繰り越しております。

繰越しの具体的な理由につきましては、繰越事業ごとにそれぞれ異なりますが、

主に国の補正予算に伴う補正予算計上が年度末となり適正工期が取れなかったものや、予算成立後に発生した予期せぬ事由により、年度内の完成が困難となったものなどがございます。

令和８年度の歳出予算に改めて計上する対応では、確実な執行を期することができないことから、法令の規定によりまして必要な財源を付けた上で、繰越し使用するものとなります。

以上で、報告第１２号の説明を終わります。

続いて、報告第１３号令和７年度宇城市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について御説明いたします。議案集２３ページをお願いいたします。

本報告は、令和６年度予算から令和７年度予算へ繰越明許しておりました豊福小学校埋蔵文化財確認調査業務委託について、契約内容に適合した成果品が期限内に提出されなかったことから、令和７年度内での事業完了ができなくなりましたので、事故繰越しとして、令和８年度に実際に繰り越した金額を報告するものです。

２４ページをお願いいたします。翌年度繰越額は９,３３１万４２２円で、財源は、全額一般財源としております。

以上で、報告第１３号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第１１号から報告第１３号までの詳細説明が終わりました。

次に、報告第１４号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（城塚栄治君） 議案集の２５ページをお願いいたします。報告第１４号令和７年度宇城市下水道事業会計予算繰越し計算書の報告について説明します。

本案は、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、議会に報告するものです。

２６ページに移ります。同法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額です。翌年度繰越額は、資本的収支予算の款１資本的支出、項１建設改良費、事業名が公共下水道施設改良事業で３,３３３万円、同じく農業集落排水施設改良事業で９,２６７万５,０００円です。

繰越しの理由は、更新工事における部品の調達や改築工事に含まれる機械設備の納入に不測の日数を要したためです。

以上で、報告第１４号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第１４号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第１５号の詳細説明を求めます。

○企画振興部長（亀井 誠君） 報告第１５号令和７年度宇城市土地開発公社の経営状況について説明します。

本件は、地方自治法第２４３条の３第２項及び地方自治法施行令第１７３条の５

第1項の規定に基づき、市が出資する土地開発公社の経営状況について、議会に報告するものです。

議案集は27ページです。併せて別冊の資料、令和7年度宇城市土地開発公社の経営状況を御覧ください。本日は別冊資料に沿って説明します。

1ページをお願いします。2、事業実施状況について、令和7年度における用地の取得はございませんでした。

なお、収益費用については、2,228円の当期純利益となっております。

内訳は、受取利息の2,428円から、管理運営に要した一般管理費200円を差し引いたものです。

2ページから収支決算書を、6ページから損益計算書及び貸借対照表等の財務諸表を、11ページから付属明細表、13ページに監査結果を添付しております。

14ページ以降は、令和8年度の事業計画、予算計画を掲載しております。

本公社は、社会情勢の変化と役割の変容により、解散に向けた諸手続を進めているところです。そのため、新規の土地取得計画はなく、法人の清算に必要な最小限の諸費用のみを計上しております。

以上で、報告第15号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第15号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第31号の詳細説明を求めます。

○土木部長（嶋津吉禮君） 議案第31号令和8年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算について説明いたします。別冊の令和8年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算書を願ひいたします。

1ページの第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ総額4億303万8,000円と定めるものです。

歳入の主なものについて説明いたします。7ページをお願いします。

款1繰入金、項1一般会計繰入金は、事務費繰入金として2,003万8,000円、運転資金繰入金として2億円、合わせて2億2,003万8,000円を計上しております。

事務費繰入金につきましては、主に人件費となります。

運転資金繰入金につきましては、公共用地先行取得基金として積み立てることとしております。

次に、下段の款2市債、項1市債として、公共用地先行取得債として土地購入費及び補償費に1億8,300万円を計上しております。

なお、用地先行取得事業におきましては、当該年度取得した用地を次年度以降、4年間に分けて国へ売却し、国から用地費等の経費を受け取るため、今年度は国か

らの歳入はございません。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費で2億1,800万円余を計上しています。主なものは、人件費及び基金積立金となります。

次に、下段の款2公共用地先行取得費、項1公共用地先行取得費で1億8,300万円を計上しております。令和8年度取得予定分に係る土地購入費及び補償費となります。

以上で、議案第31号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第31号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第32号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第32号令和8年度宇城市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。別冊の令和8年度宇城市各会計補正予算書にございます宇城市一般会計補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,349万円を追加し、予算の総額を409億435万円としております。

また、第2条で債務負担行為を追加し、第3条で地方債の変更を併せて行っております。

補正の概要につきましては、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金や、公共用地先行取得事業特別会計新設に伴います運転資金繰出金、図書館システム更新業務委託料の追加など、新たに発生した財政需要等に対し予算の対応を行うものです。

2ページから4ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正です。款と項の区分ごとに紙面のとおりに補正しており、主な内容につきましては、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

5ページに移ります。第2表、債務負担行為補正です。1追加で、不知火美術館指定管理業務委託ほか7件を紙面のとおりに追加しております。

6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正です。1変更で、農業施設整備事業費ほか5件を紙面のとおりに変更いたしております。

続いて、歳出の主なものと特定財源について説明いたします。13ページをお願いいたします。

13ページの中段、款2、項1、目6企画費、節12委託料の公共施設再整備民間活力可能性調査業務委託料1,000万円は、不知火地区公共施設の再編に当たり、既存施設と連携した整備など、民間事業者の参入可能性について調査するもの

です。財源は、国の民間資金等活用事業調査費補助金で全額賄う予定としております。

同じく節18負担金補助及び交付金の施設等建設補助金5,805万7,000円は、宇城市企業振興促進条例に基づき、立地協定締結後の設備投資に対して2%、上限2億円を補助するものとなっております。

次に、17ページをお願いいたします。ページ中段、款5、項1、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金5,310万2,000円は、実施主体である熊本宇城農業協同組合が所有する、老朽化した共同利用施設であります豊野育苗センターの設備更新を支援し、現在の処理量に応じた能力への再整備や生産コストの見直しを図ることで、農業経営の安定化へつなげるものです。財源は、県の新基本計画実装・農業構造転換事業費補助金、また受益団体である美里町ほか5市町からの負担金、そして残余を市債で賄う予定としております。

次に、18ページをお願いいたします。ページの下段、款7、項1、目1土木総務費、節27繰出金の公共用地先行取得事業特別会計繰出金2億2,000万円余は、公共用地先行取得事業特別会計を新たに設置するに当たり、職員の人件費や土地購入に係る運転資金を一般会計から特別会計へ繰り出すものです。

19ページをお願いいたします。款7、項5、目1都市計画総務費、節18負担金補助及び交付金の被災宅地復旧支援補助金2,556万円は、令和7年8月豪雨で被災した宅地について、被災者が行う復旧工事費用の一部を補助し、生活再建を支援するものとなっております。財源は、県の被災宅地復旧支援交付金で全額賄う予定といたしております。

その下段、款9、項1、目3教育振興費、節17備品購入費の庁用器具購入費5,314万6,000円は、導入から7年経過した教職員用端末の更新に当たり、令和8年1月以降に端末価格が急騰し、当初予算での計上額を超える見込みとなったことから、不足分を計上するものです。財源は、市債でありますデジタル活用推進事業債で賄う予定といたしております。

また、同ページの下段、款9、項4、目5図書館費、節12委託料の図書館システム更新業務委託料2,121万3,000円は、導入から7年経過した図書館システムの更新に当たり、機器の購入及びシステムの構築を行うものです。

以上が、歳出予算の主なものとなります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。主な特定財源は、歳出予算で御説明いたしましたので、一般財源の主なものを中心に御説明いたします。

11ページをお願いいたします。款17、項2、目3出資金返還金等収入546

万5,000円は、土地開発公社の解散に伴う出資金の返還及び清算金の収入です。

また同ページの款19、項2、目1財政調整基金繰入金で2億3,500万円余を増額しております。歳出総額に対し、歳入総額が不足する額の財源調整を当該科目で行っております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第32号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第33号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（木下秀典君） 議案第33号令和8年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。令和8年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ242万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億4,021万2,000円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬から節8旅費までの合計205万4,000円の増額は、会計年度任用職員1人の新規任用に伴うものです。

節12委託料37万円の増額は、令和8年度に創設された子ども・子育て支援金制度に伴い、様式変更などのシステム改修に関わるものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金の増額は、歳出で御説明いたしました子ども・子育て支援金制度のシステム改修事業等に対して交付される補助金です。

款5繰入金、項1他会計繰入金の増額におきましても、歳出で御説明いたしました会計年度任用職員1人の新規任用に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものです。

以上で、議案第33号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第33号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第34号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（平松洋介君） 議案第34号令和8年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ114万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ67億3,420万9,000円とするものです。

7ページをお願いします。歳出から説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費について、厚生労働省令の改正により、令和 8 年 8 月 1 日から介護サービス費の支給額が見直されることから、現在運用する介護保険システムの改修に係る業務委託料を増額するものです。

なお歳入は、6 ページの款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 介護保険事業費補助金及び同ページ款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 事務費繰入金を負担割合に基づき増額しております。

以上で、議案第 3 4 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 3 4 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 3 5 号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 令和 8 年度宇城市奨学金特別会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 3 5 号、令和 8 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額の増減はございません。

4 ページをお開きください。歳入予算で、令和 8 年 5 月に奨学金を指定された寄附申出により、款 6 寄附金、項 1 寄附金、目 1 指定寄附金 1,000 万円を増額し、款 3 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 奨学基金繰入金 1,000 万円を減額するものでございます。

以上で、議案第 3 5 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 3 5 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 3 6 号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（城塚栄治君） 議案第 3 6 号令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明します。補正予算書の 1 ページをお願いします。

第 2 条債務負担行為において、上下水道事業官民連携包括業務委託の限度額 4 5 億 9,860 万円に 6 2 億 6,856 万 7,000 円を増額し、108 億 6,716 万 7,000 円としております。

増額の主な理由は、当初、水道事業の包括委託レベルを、受託者が施設更新業務を支援し、市が更新工事を実施する更新支援型で開始する予定でしたが、維持管理と施設更新工事を一体的に受託者が行う更新実施型で実施することとしたため、更新工事費用を追加したものです。

以上で、議案第 3 6 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 3 6 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 3 7 号の詳細説明を求めます。

○企画振興部長（亀井 誠君） 議案第 3 7 号宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について説明します。議案集の 28 ページをお願いします。

本条例は、市民の就業機会の拡大、デジタルスキルの向上及び地域産業の担い手の育成を図るため、イオンモール宇城内にキャリアアップ支援施設を設置し、公共施設としての管理運営に必要な事項を定めるものです。

今回整備する施設は、市民にとって身近で利便性の高いイオンモール宇城内に開設し、育児や介護など様々な事情を抱える方々でも、日常生活の中で気軽に学びやスキルアップに取り組める環境を整備するものです。

以上で、議案第37号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第37号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第38号及び議案第39号の詳細説明を求めます。

○土木部長（嶋津吉禮君） 議案第38号宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について御説明いたします。議案集は33ページです。

一般国道57号宇土三角道路は、令和3年度に整備区間に指定され、現在、測量設計業務、一部の用地取得等が実施されております。

熊本天草幹線道路は、広域的な交通ネットワークの強化、物流や観光振興の促進、災害時における代替道路機能の確保など、本市を含む地域全体の利便性及び安全性の向上を目的として、国により整備が進められているものです。

令和8年度から、事業の円滑な推進と早期整備を図るため、事業主体である国に代わり、国庫債務負担行為を活用した用地先行取得事業を実施する計画としております。市が先行して用地取得を行い、翌年から4年に分けて国が当該用地を再取得する仕組みとなっております。

そのため、通常の一般会計とは区分し、事業に係る収支及び財産管理を明確にする必要があり、また事業経理の適正化及び透明性の確保を図るため、宇城市公共用地先行取得事業特別会計を設置するものです。

以上で、議案第38号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第39号宇城市公共用地先行取得基金条例の制定についてを説明いたします。議案集は34ページ、35ページです。

本格的な事業実施を計画しております一般国道57号宇土三角道路の事業推進を図るため、令和8年度より道路用地の先行取得を計画しており、本事業の円滑な執行を図るため基金条例を設置するものです。

以上で、議案第39号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第38号及び議案第39号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第40号の詳細説明を求めます。

○企画振興部長（亀井 誠君） 議案第40号宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集36ページ、説明資料9ページです。

本条例は、過疎地域への商業施設の立地促進及び宇城市中心部へ飲食施設の立地促進を図ることを目的として、条例を改正するものです。

具体的には、現在の対象産業を維持しつつ、かねてより要望が多かった過疎地域での商業施設の立地促進を図る補助要件の追加。また、ホテルの誘致活動の際にホテル事業者より指摘のあった、市内中心部での飲食施設の少なさを解消し、にぎわい創出からホテル誘致へとつなげるため、対象産業に飲食施設の追加をするものです。

以上で、議案第40号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第40号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第41号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案集38ページ、説明資料集14ページをお願いいたします。議案第41号宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正内容は、条文の規定見直し及び文化財保護法の一部改正に伴う関係条例の引用条項の整理を行うものでございます。

以上で、議案第41号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第41号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第42号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（木下秀典君） 議案第42号、権利の放棄について御説明いたします。議案集39ページをお願いいたします。

本件は、市が委託した一般廃棄物処理収集運搬業務において、受託事業者である宇城三角清掃社有限会社が不適正な収集処理を行っていたことが判明したことに伴い、市が同社に対し損害賠償請求を行っていたものです。しかしながら、同社の法人登記が閉鎖されたことから、債権回収の見込みのない3,677万2,512円の金銭債権の放棄をするものです。

以上で、議案第42号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第42号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第43号の詳細説明を求めます。

○企画振興部長（亀井 誠君） 議案第43号宇城市土地開発公社の解散について御説明します。議案集は40ページをお願いします。

本件は、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項に基づき、宇城市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求めるものです。

当公社は、平成9年の設立以来、松橋町大野土地地区画整備事業で円滑な用地取得に多大なる貢献を果たしてまいりました。

しかしながら、バブル経済の崩壊をきっかけとした景気の低迷を経て、地価の急激な高騰がない現在、全国的に公社を取り巻く社会情勢は大きく変容しております。かつてのような先行取得による地価上昇回避という公社の最大メリットが薄れる中、これまでの功績を総括し、公社が担ってきた使命は十分に果たしたものと判断いたしました。

今後は、市が必要に応じて直接用地を取得することで、まちづくりを推進してまいります。

以上で、議案第43号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第43号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第11号から諮問第1号までの詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は42ページをお願いいたします。同意第11号固定資産評価員の選任について説明いたします。

本案は、令和8年4月1日付けの人事異動に伴い、固定資産評価員を新たに選任するためのものです。

固定資産評価員を選任するには、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を要することから、この議案を提出するものです。

以上で、同意第11号の説明を終わります。

続けて、議案集は43ページから52ページ、それと54ページから55ページまでとなっております。また併せまして、説明資料は別紙の履歴書となります。それでは、同意第12号から同意第21号まで、そして同意第23号及び同意第24号の農業委員会委員の任命について説明いたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案するものです。

現在の委員が令和8年7月19日をもって任期満了になることに伴い、新たに農業委員会委員の任命をするに当たり、議会に任命の同意をお願いするものです。

今回提案しております12人の方につきましては、いずれも農業に関する識見を有し、農業委員会が所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であり、経験や熱意においても優れた方でございます。

任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年です。

以上で、説明を終わります。

続いて、議案集は56ページ、併せて説明資料は別紙の履歴書16ページをお願いいたします。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員であります小川町の永木勲さんが、令和8年9月30日付けで任期満了になりますので、後任として小川町の渕本法仁さんを推薦したく議会の意見を聞く必要があり、提案するものです。

湊本法仁さんは、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、諮問第1号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 同意第11号から諮問第1号までの詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第38 同意第10号 監査委員の選任について（河野 真理氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第38、同意第10号監査委員の選任について（河野真理氏）を議題とします。

地方自治法117条の規定によって、河野真理君の退場を求めます。

（河野真理君 退場）

○議長（豊田紀代美君） 同意第10号について、市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 次に提出いたしますのは、同意案件として、同意第10号監査委員の選任についてです。詳細につきましては、総務部長が説明いたします。

本件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、同意第10号の提案理由の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから同意第10号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、議案集41ページをお願いいたします。同意第10号監査委員の選任について説明いたします。

本案は、市議会選任の河野真理監査委員が令和8年4月30日をもって任期満了になったことに伴い、新たな監査委員の選任同意をお願いするものです。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がございますので、市議会選任の監査委員として、改めて河野真理議員の選任を提案するものです。

任期は、議員の任期である令和12年4月30日までとなっております。

以上で、同意第10号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 同意第10号の詳細説明が終わりました。

審議が終わりましたので、河野真理君の入場を求めます。

（河野真理君 入場）

-----○-----

日程第39 同意第22号 農業委員会委員の任命について（杉田 雅宏氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第39、同意第22号農業委員会委員の任命について（杉田雅宏氏）を議題とします。

地方自治法 117 条の規定によって、杉田雅宏君の退場を求めます。

(杉田雅宏君 退場)

○議長（豊田紀代美君） 同意第 22 号について、市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 次に提出いたしますのは、同意案件として、同意第 22 号農業委員会委員の任命についてです。詳細につきましては、総務部長が説明いたします。

本件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、同意第 22 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから同意第 22 号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は 53 ページをお願いいたします。併せて、説明資料集は別紙の履歴書 13 ページとなります。同意第 22 号の農業委員会委員の任命について説明いたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案するものです。

現在の委員が令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了になることに伴い、新たに農業委員会委員の任命をするに当たり、議会に任命の同意をお願いするものです。

今回提案しております杉田雅宏さんは、農業に関する識見を有し、農業委員会が所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方であり、経験や熱意においても優れた方でございます。

任期は、令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日までの 3 年です。

以上で、同意第 22 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 同意第 22 号の詳細説明が終わりました。

審議が終わりましたので、杉田雅宏君の入場を求めます。

(杉田雅宏君 入場)

-----○-----

日程第 40 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第 40、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日 6 月 3 日水曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日 6 月 3 日水曜日は、休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前10時55分

第 2 号

6 月 4 日 (木)

令和8年第2回宇城市議会定例会（第2号）

令和8年6月4日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 木村俊昭君
3番 中崎栄俊君
5番 中塘万格人君
7番 林田和君
9番 村上真由子君
11番 河野真理君
13番 永木誠君
15番 大村悟君
17番 河野正明君
19番 中山弘幸君

2番 藤井千秋君
4番 杉田雅宏君
6番 蓑田憲治君
8番 津志田幸紀君
10番 四海公貴君
12番 原田祐作君
14番 坂下勲君
16番 溝見友一君
18番 豊田紀代美君
20番 石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星津章博君 書記 三村修司君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	末松直洋君	副市長	田村真一君
教育長	前川和宏君	総務部長	木見田洋一君
企画振興部長	亀井誠君	市民部長	米田年宏君
福祉部長	平松洋介君	保健衛生部長	木下秀典君
経済部長	元田智士君	土木部長	嶋津吉禮君
教育部長	舩井貴男君	総務部次長	福田真治君

企画振興部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福祉部次長	田 嶋 真 君	保健衛生部次長	内 富 裕 登 君
経済部次長	池 田 真 一 君	土木部次長	濱 崎 哲 次 君
教育部次長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	沖 田 利 喜 君
不知火支所長	松 枝 邦 明 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊野支所長	西 村 光 代 君	上下水道局長	城 塚 栄 治 君
会計管理者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	渡 邊 紫 乃 君
農業委員会事務局長	米 村 寿 朗 君	財政課長	岩 岡 修 市 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、15番、大村悟君の発言を許します。

○15番（大村 悟君） おはようございます。議席番号15番、会派敬天うきの大村悟でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。まず初めに、このたびの選挙におきまして、市民の皆様より負託をいただき、宇城市議会議員として議席を与えていただきましたことに改めて心より感謝申し上げます。市民の皆様からいただいた1票1票の重みをしっかりと胸に刻み、その期待と信頼に応えることが私に課せられた責任であると強く感じております。選挙期間中は多くの地域を回らせていただきましたが、その中で、市民の皆様が抱える現実の課題を数多く聞かせていただきました。人口減少への不安、子育て・教育面での課題、地域活力への期待などであります。本日は、そのような現場の声、市民の声を市政へ届けるという強い思いを持って登壇させていただきました。大きくは2点であります。1つ目は、人口減少抑制に向けた取組について、2つ目は、中学校部活動の地域移行について質問させていただきます。

まず、大きな1つ目の人口減少抑制に向けた取組についてでございます。末松市長就任時の令和7年第1回定例会の所信表明で、「この4年間で取り組む最も重要なテーマは、人口減少対策である」と表明された言葉が、今でも一番強く印象に残っております。それから1年3か月が経過いたしました。取組にも少しずつ変化が見える状況になってきているのではないかと期待しながら、質問をさせていただきます。人口減少とひと口で言っても年齢からすると幅広いわけですが、今回は子育て世代、若年層に照準を当てての質問になりますので、小さな1つ目の質問は、宇城市の人口減少の現状認識についてとしておりますが、子育て世代や若年層を含む生産年齢人口の推移についてお尋ねいたします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 経済や生産活動の中心を担う15歳から64歳までを生産年齢人口と呼んでいます。この生産年齢人口について、国勢調査確定値を基に県が算出している推計人口の直近3か年の数値でお答えいたします。

まず、令和5年が2万8,703人、令和6年が2万8,249人、令和7年が2万7,997人と年々減少しております。令和7年でみると、総人口に占める割合は51.5%となっております。

○15番（大村 悟君） 生産年齢人口について、令和5年から令和7年の数値を上げていただきました。繰り返しになりますが、令和5年が2万8,703人、令和6年が2万8,249人ということは、1年間で454人の減少であります。令和7年が2万7,997人で1年間で252人の減少ということでもあります。単純には断定できませんが、毎年300人規模で減少したとするならば、5年で生産年齢人口が1,500人ほど減ってしまうのではないかと心配もするところでもあります。何とか歯止めをかけなければというところからの質問であります。小さな2つ目の若年層流出対策についてと、小さな3つ目の子育て・教育支援の強化についてを合わせてお尋ねいたします。

○福祉部長（平松洋介君） 子育て世代の福祉部局の取組についてお答えいたします。

福祉部局におきましては、若年層の流出抑制に向け、宇城市で子どもを産み育てたい、住み続けたいと感じていただける環境づくりが重要であると認識し、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援体制の充実に取り組んでおります。

まず、若い世代の定住支援として、結婚新生活支援事業を実施しており、39歳以下の新婚世帯を対象に、住宅取得費や家賃等へ最大60万円の補助を行い、令和7年度は13件の利用実績となっております。

また、妊娠期からは、保健師等の専門職による伴走型相談支援を行い、妊娠届出時から乳幼児健診まで継続的に関わることで、育児不安や孤立の防止、産後うつ等の早期把握に努めております。さらに、産後ケア事業では、出産後1年未満の母親に対し、心身の回復や育児支援を実施しており、利用者からも高い評価をいただいております。

加えて、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブなど、多様化する保育ニーズへの対応を進めております。

特に学童保育につきましては、本年4月から8クラブを民間委託へ移行し、保護者負担の軽減と安定的な運営体制の確保を図っております。

あわせて、本年度よりこども誰でも通園制度にも取り組み、子育てと就労の両立支援を進めております。

経済的支援としては、本市独自の支援策として、市内の認定こども園や認可保育園に通う児童のおかず代やおやつ代、いわゆる副食費の無償化や、第3子以降の未滿児保育料を無償化しているほか、本年10月からは、18歳以下の子ども医療費の完全無償化を開始する予定でございます。

今後も、若い世代のニーズを的確に把握しながら、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進し、若年層の定住促進と人口流出の抑制につなげてまいります。

○教育部長（舩井貴男君） 教育委員会における子育て・教育支援の強化につきまして、子育て世帯への経済的支援と、子どもたち一人一人の状況に応じた学びの保障、この2つを柱として取り組んでおります。

まず、経済的支援についてですが、本市では、令和5年8月30日から市内小中学生を対象とした学校給食費の無料化を実施しております。これは、物価高騰の影響も含め、子育て世帯の継続的な負担軽減を図り、安心して子どもを育てられる環境を整えるための重要な施策であり、一定の評価をいただいているところであります。

また、経済的理由により進学が困難な学生を支援するため、貸与型奨学金制度を設けております。高等学校や大学等への進学時に必要となる入学支度金と、在学中を支える定期奨学金を無利子で貸与し、進学前から在学期間まで切れ目のない支援を行っております。

次に、学びの保障についてです。

不登校児童生徒をはじめ、多様な課題を抱える子どもへの支援体制の充実が重要となる中、本市では、不知火支所内の教育支援センター宇城っ子ネットにおいて学習支援や教育相談を実施しております。

また、学校内で安心して過ごしながら学習や相談ができる校内教育支援センターを松橋中学校に設置しており、令和8年度からは小川中学校にも設置するなど、支援体制の拡充を図っております。

今後は市内5中学校への展開も視野に入れ、誰一人取り残さない学びの保障に努めてまいります。

さらに、ICTを活用した教育環境の整備にも力を入れております。GIGAスクール構想の下、市内小中学校において1人1台端末を整備しており、中学校では令和2年2月に県内で最も早く導入し、その後、小学校へも整備を広げてまいりました。

これにより、子どもたち一人一人の理解度や学習進度に応じた個別最適な学びと、子ども同士が学び合う協働的な学びの充実につながっております。

また、登校が厳しい児童生徒に対しても、端末を活用することで学習の継続や学校とのつながりを確保するなど、学びの保障という観点からも重要な役割を果たしております。

教育委員会といたしましては、今後も、子育て世帯への経済的支援と子どもたち一人一人の学びの保障の充実を図りながら、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに学び、成長できる教育環境づくりに取り組み、子育て世代に選ばれるまちづくりにつなげてまいります。

○15番（大村 悟君） 福祉部からは、具体例として、結婚新生活支援事業、妊娠期からの保健師等の専門職による伴走型相談支援、産後ケア事業の取組を紹介していただきました。新たに本年度からは、こども誰でも通園制度にも取り組み、子育てと就労の両立支援を進めているとのことでありました。さらには、経済的支援として、副食費無償化や第3子以降の未満児保育料無償化の実施や、本年10月からは、18歳以下の子ども医療費の完全無償化の開始も紹介していただきました。安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進し、若年層の定住促進と人口流出の抑制につなげていくとのことでありますので、よろしくお願いをいたします。教育部からは、経済的支援として学校給食費の無料化、貸与型奨学金制度、学びの保障として不登校関連の教育支援センター宇城っ子ネット及び校内教育支援センターの設置、GIGAスクール構想の下での教育環境の整備などを具体的に紹介していただきました。子育て世代に選ばれるまちづくりにつなげていきたいとのことでありますので、こちらも引き続きよろしくお願いをいたします。

次に、小さな4つ目の質問に入ります。移住・定住促進策についてお尋ねをいたします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 移住・定住に向けた取組として、現在まで移住・定住に関するイベント出展による相談対応、空き家・空き地バンクの運営、空き家改修補助金による空き家利活用促進、企業誘致による雇用の創出に取り組んでおります。

本年度からは、これらの取組に加え、移住コーディネーターを専任で配置しております。

移住コーディネーターとは、首都圏在住者の移住に対する関心の高まりと、移住イベントにおける20代から40代の参加率向上を踏まえ、今まで地域おこし協力隊が業務の一部として担っていた移住に関する業務を、専任で行うべく1人配置したものです。

業務内容としては、情報収集や情報発信、移住相談へのオンライン対応や個別の来訪対応、移住相談者のアフターフォローや移住者に対する交流会の開催など、多岐にわたる取組を予定しており、今年度に入り、既に1人の移住に成功したところです。

また、本年度から、ふるさと回帰支援センターに新たに入会しております。

ふるさと回帰支援センターとは、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構が運営する都市と地方の交流・移住・定住を支える全国規模の移住相談窓口です。

移住希望者への相談対応や移住セミナーの開催、移住先未定の相談者へのマッチング、移住までの継続的なフォローなどを主な業務としております。

入会することで、2万人を超える来場者を集める国内最大の移住相談イベントで

あるふるさと回帰フェアに優先的に参加できるほか、センター内での移住パンフレット等の常設展示や熊本県専任の担当者による相談対応がなされるなどといった、情報の受発信両面でのメリットを享受できます。

このように、新たな展開を行いつつ、地道で誠実な対応を心がけ、今後も移住・定住を推進してまいります。

○15番（大村 悟君） これまでの取組として、移住・定住に関するイベント出展による相談対応、空き家・空き地バンクの運営、空き家改修補助金による空き家利用促進、企業誘致による雇用の創出について紹介していただきました。新たに本年度からの取組もお話ししていただきましたが、移住コーディネーターを専任で配置し、情報収集や情報発信、移住相談へのオンライン対応や個別の来訪対応、移住者に対する交流会の開催など、多岐にわたる取組を始められており、今年度に入り、まだ2か月しか経っておりませんが、既に1人の移住に成功したとのことでありました。さらには、都市と地方の交流・移住・定住を支える全国規模の移住相談窓口あるさと回帰支援センターがあるそうですが、本年度からそのあるさと回帰支援センターに新たに加入したとのことでもあります。入会することで、2万人を超える来場者を集める国内最大の移住相談イベントあるさと回帰フェアに優先的に参加でき、センター内での移住パンフレット等の常設展示や熊本県専任の担当者による相談対応がなされるとのことでもあります。新たな展開を行いつつ、今後も移住・定住を推進していくとのことですので、引き続きよろしく願いをいたします。

次に、小さな5つ目の質問に入ります。雇用が見込める企業誘致の現状についてお尋ねいたします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 初めに、企業誘致の基本的な考えについて御説明します。

企業誘致とは、工場や物流施設といった事業所の新設や生産設備の増設など、付加価値や所得を生み出す民間設備投資を促す業務です。

宇城市に既にある企業の追加投資と市外企業による新たな進出のどちらも対象となります。

市民の働く場を確保することによる昼間の生産年齢人口の増加、人口流出の抑制や人口流入が期待でき、担い手の確保、にぎわいの創出、地域活性化につながるものと認識しております。

企業にとっても、新たな事業機会の創出や人材確保など、事業規模の拡大につながるほか、企業利益が所得として従業員に分配されることによる市民所得の増加、生産設備の更なる追加投資など、市経済の維持、拡大に大きく寄与します。

また、市民所得や企業利益の増加による市民税の税収増、企業の設備投資による

固定資産税の税収増と市財政にも寄与します。

誘致に際しては、税制優遇や補助金交付、人材確保や用地の情報提供などの支援を行っています。

本市が奨励する業種としては、企業誘致に関する市の補助制度を定める宇城市企業振興促進条例で規定しており、研究開発施設、物流施設、工場又はその他事業の用に供する施設となり、ホテルを含む宿泊業はその他に含まれます。

これまでの実績としては、平成17年の市制施行以後に締結された立地協定における投資予定額は約338億700万円、雇用予定数は約870人となっており、詳細は申し上げることができませんが、現在進行中の案件も複数存在しております。

特に令和4年以降の投資が増えており、投資予定額は令和4年以降の4年間で、全20年間の64%を占めている状況です。

先ほど申しましたとおり、市民の働く場の確保による人口の維持確保、所得増をはじめ、企業誘致は様々な波及効果が期待できます。

今後も宇城市の特性を踏まえ、より生産性の高い、所得の向上につながる誘致に積極的に取り組んでまいります。

○15番（大村 悟君） これまでの実績ということで、平成17年の市制施行以後に締結された立地協定における投資予定額338億700万円程度、それから雇用予定数が870人程度となっており、現在進行中の案件も複数存在するとのことでありました。特に令和4年以降の投資が増えていて、投資予定額は令和4年以降の4年間で、全20年間の64%を占めているとのことでありました。市民の働く場の確保による人口の維持確保、所得増をはじめ、企業誘致は様々な波及効果が期待できることから、今後もより生産性の高い、所得の向上につながる誘致に積極的に取り組むとのことですので、こちらまよろしく願いをいたします。

次に、小さな6つ目の質問に入ります。交流人口をも見込める藤崎台野球場代替地誘致の可能性についてお尋ねいたします。

○企画振興部長（亀井 誠君） まず、4月10日に熊本県が行った説明会の概要についてお答えします。

初めに、野球場の仕様については、両翼100メートル以上、中堅122メートル以上の人工芝で、収容人数は2万人以上、別棟で屋内練習場を併設し、駐車場は1,000台程度。候補地は駅から2キロメートル以内で、広さは10万平方メートル程度の敷地が必要。「スポーツを通じたくまもと新時代の創造」をコンセプトに計画されています。

誘致の提案に当たっては、誘致する自治体の負担で土地を確保すること、整備費及び維持管理運営費の両方又はいずれか一部を負担することが条件です。さらには

アクセス道路など周辺施設の整備も必要となり、それらの費用負担の度合いが審査基準の４割と高い割合を占めています。

説明会の際、県は類似事例として岩手県盛岡市のきたぎんボールパークを示されました。令和５年４月に開業し、整備費用が８３．４億円、維持管理運営費が年間１．５億円ほどです。近年の建設資材、人件費高騰を考慮すると、それをかなり上回る費用が予想されます。岩手県と盛岡市に確認したところ、負担割合は県が６割、市が４割です。

これらの内容を踏まえ、ＪＲ松橋駅、小川駅周辺で推計すると、整備費用に約５０億円から８０億円、維持費に５，０００万円から６，０００万円程度は必要でないかと考えられます。

また、きたぎんボールパークの利用者については年間２１万人で、うち野球場利用者が１１万人、経済効果が大きいプロ野球の試合も１試合のみです。屋外球場という特質上、藤崎台県営野球場でみても冬場の使用はなく、野球以外の用途には利用しづらく、稼働率も高くないことを鑑みると、本市においては、経済効果は見込みづらいと思われます。

○市長（末松直洋君） 県営野球場誘致については、昨年１２月の定例会の坂下議員、本年２月の山森議員に答弁したものと基本的に変更はありませんが、誘致の申請に当たっては、用地確保、インフラ整備、費用負担などが必要で、それを裏付ける地元の合意形成や、多額の投資の準備を必要とします。もちろん議会の理解も必要です。

それに対応できる人的リソース、財政力があって初めて申請できるものです。市は、現在１００億円を超えるような災害復旧事業に最優先に取り組んでいるところであり、市の経済基盤をつくるための土地開発も必要です。そして何よりも市民サービスを低下することなく、安定した市政運営を行わなければいけません。

よって、市としては総合的に判断し、市として県営野球場誘致に申請する予定はございません。

○１５番（大村 悟君） 企画振興部長からは、４月１０日に熊本県が行った説明会の内容を詳細に説明いただきました。それらの内容を踏まえ、ＪＲ松橋駅、小川駅周辺で推計すると、整備費用に約５０億円から８０億円、維持費に５，０００万円から６，０００万円程度は必要と考えられ、屋外球場という性質上、藤崎台県営野球場でみても冬場の使用はなく、野球以外の用途には利用しづらく、稼働率も高くないことを鑑みると、宇城市においては、経済効果は見込みづらいとの見解を示していただきました。また市長からは、誘致の申請に当たっては、用地確保、インフラ整備、費用負担などが必要であり、それを裏付ける地元の合意形成、多額の投資の

準備も必要であるとの説明をいただきました。結論として、市は現在100億円を超える災害復旧事業に優先的に取り組んでおり、市の経済基盤をつくるための土地開発も必要としており、何より市民サービスを低下することなく、安定した市政運営を行わなければならないので、市として県営野球場誘致に申請する予定はないということでありました。推計数値や宇城市の置かれた状況を考えると、結論に至った理由は理解できるところでもあります。今後につきましては、宇城市のスポーツ振興や地域活性化の観点からも、これまでも一般質問等で話題になっています既存グラウンドの整備、総合運動公園等の設置等につきまして、引き続き検討していただきますように要望し、大きな1つ目の質問を終わります。

次の大きな2つ目の質問に入ります。大きな2つ目の質問は、中学校部活動の地域移行についてであります。小さな1つ目は、地域移行の方向性についてお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 中学校の部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、自主的・自発的な活動を通じた心身の健全育成のために大きな役割を担ってまいりました。

また、学校教育の一環として行われてきた部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して意欲を向上させ、自己肯定感を高めたりする場であり、その教育的意義は大きいところです。

あわせて、参加生徒の状況把握、問題行動の発生抑制、生徒や保護者から学校への信頼感を高めること等にも大きく貢献してきました。

今回、国が推し進める部活動地域展開につきましては、少子化による生徒減少に伴い、単独校ではチーム編成が困難な種目の発生が予想される中、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保し、かつ、教職員の働き方改革を推進するという極めて重要な課題であります。

本市におきましても、国や県の動向を踏まえ、学校と地域との連携・協働により、子どもたちを地域全体で育む部活動地域展開の検討を行っているところであります。

まずは、令和9年夏以降に休日から地域展開し、体制が整ったところから平日も地域展開を行う方針であります。

○15番（大村 悟君） 中学校部活動の地域移行についての国の考え方を詳しく説明をしていただきましたが、宇城市としては、まずは、令和9年夏以降に休日から地域展開し、体制が整ったところから平日も地域展開を行う方針であるという方針を示していただきました。

そこで、次の小さな2つ目の質問となりますが、指導者の確保状況についてお尋ねをいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 部活動の地域展開における最大の課題は、指導者の確保です。

自治体の多くが人材不足を挙げており、サッカーや野球等は指導者が比較的見つかる一方、その他の競技によっては人材確保が難航している状況です。また、平日に対応可能な指導者の少なさも課題となっております。

本市における部活動地域展開に係る指導者確保につきましては、昨年10月に学校やスポーツ協会等の各種団体への依頼や、11月に部活動地域展開の専用ホームページを立ち上げて指導者募集の周知を行っております。また、令和8年1月の広報紙配布時に指導者募集のチラシを全戸配布する等、指導者の確保を行ってきたところでございますが、令和8年5月末時点で約30人の登録と、まだまだ不足している状況であり、更なる指導者確保に努めているところです。

今後も引き続き、スポーツ協会等を通じて種目別代表者への協力依頼や市内各種団体等への周知を行うなど、指導者確保に努めてまいります。

○15番（大村 悟君） これまでどういう方法で指導者確保に努めてきたか、その流れが詳しく説明がありました。それによりますと、まず、昨年10月に学校やスポーツ協会等の各種団体等への依頼から始まり、11月には部活動地域展開の専用ホームページを立ち上げ、周知を図ってきたということであります。また、令和8年に入り、1月の広報紙配布時に指導者募集のチラシを全戸配布するなど、指導者の確保を行ってきておられます。その結果、今の状況なのですが、令和8年5月時点で約30人の登録と、まだまだ予定のところには届かない状況であるという説明だったかと思います。更なる指導者確保に努めているところであるとのことでありました。

次の小さな3つ目の質問に進みます。保護者負担への対応についてお尋ねをいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 公立中学校の部活動におきましては、これまで安価でありました費用でございますが、部活動の地域展開に伴い、指導者報酬やスポーツ保険料等の保護者の経済的負担が大きな課題となっております。

国のガイドラインにおきましても、参加費の実態や家庭の負担額のデータを踏まえ、過度な負担とならないよう配慮が求められていることから、現在慎重に検討を進めているところです。

本市としましては、部活動の地域展開が円滑に進みますよう、指導体制の整備及び活動環境や生徒の安全確保等の協議を行い、保護者の皆様の御負担につきましては、家計への影響を最小限に抑えることが重要であると認識しております。

具体的な負担額や徴収方法、あるいは国が示す経済的な支援措置の在り方などに

つきましては、導入による質の高い活動の維持と、公平で持続可能な負担のバランスを考慮し、部活動地域展開運営協議会の御意見も踏まえながら、引き続き検討を重ねてまいります。

詳細が決定次第、速やかに保護者の皆様へ丁寧に説明し、御理解をいただけるよう努めてまいります。

○15番（大村 悟君） 指導者報酬やスポーツ保険料等の保護者の経済的負担が大きな課題であり、家計への影響を最小限に抑えることが重要であると認識しているとのことでありました。具体的な負担額や徴収方法は、引き続き検討を重ねていくとのことでありました。本格的な検討は今からなのだなということを理解いたしました。

次に、小さな4つ目の質問に進みます。地域格差への対応についてお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 中学校部活動の地域展開につきましては、生徒が居住する地域にかかわらず、等しくスポーツや文化芸術活動に親しめる環境を整備することが極めて重要です。

現在、多くの自治体で部活動の地域展開が進められておりますが、人口規模や指導者の確保状況、公共施設の整備状況等により、地域間での格差が生じていることは課題と捉えております。

この課題に対し、本市といたしましては、まず、スポーツ協会や市内各種団体等を通じて、指導者確保を積極的に行っていき、種目についても存続できるよう人材面での地域格差の是正を図り、また、将来的な部活動加入人数の減少により、複数校での活動が必要な種目に対しては、拠点校での活動方法及びスクールバスやその他の交通手段等の確保に向けた移動手段の検討を行うなど、地理的制約を緩和する工夫を検討してまいります。

今後とも、国や県とも密接に連携し、どの地域においても子どもたちが充実した活動を行えるよう、持続可能な体制の構築に努めてまいります。

○15番（大村 悟君） 指導者確保を積極的に行っていって、種目についても存続できるよう、人材面での地域格差の是正を図るとのことであったかと思います。また、将来的な部活動加入人数の減少により、複数校での活動が必要な種目に対しては、拠点校での活動方法及びスクールバスやその他の交通手段等の確保に向けた移動手段の検討を行うなど、地理的制約を緩和する工夫を検討していくとのことでありました。思いますのは、旧の町でいえば5つあるんですけれども、その町ごとの取組方に格差ができないように、今おっしゃったような内容で検討を進めてほしいと強く要望しておきます。

次の小さな5つ目の質問に進みます。地域移行後の運営体制・安全管理体制についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（舩井貴男君）** 国が示しました、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに基づき、本市におきましても、生徒が将来にわたり、持続可能で多様なスポーツ・文化活動に親しめる環境づくりを進めているところです。議員御指摘のとおり、受け皿となる地域クラブ活動の運営体制と生徒の安全管理体制は、この改革を成功させるための課題であるということは認識しております。

まず、運営体制の構築につきまして、本市では、部活動の地域展開を円滑に進めるため、教育委員会を中核とし、スポーツ協会や学校、PTA等の方々に構成する宇城市立中学校部活動地域展開運営協議会を設置し、現在多岐にわたる課題について協議を行っており、地域展開後も発生した課題等について対応・協議していく予定であります。

なお、実際の部活動地域展開の業務につきましては、運営を業者に委託したいと考えており、今後準備を進めているところであります。

次に、安全管理体制の構築については、部活動地域展開に伴い、活動中の事故やけがへの対応、防犯対策などの安全管理については、学校から運営主体へと責任が移行することとなります。

このため、教育委員会といたしましては、生徒が安全に活動できるよう、指導・支援を徹底してまいります。

具体的には、熱中症対策や緊急連絡体制の整備、事故発生時等のマニュアルを作成いたします。また、指導者への研修として、安全指導に関する研修やハラスメント防止研修等を定期的に受講させることで、指導者の資質向上を図ります。さらに、活動中のけがや対人・対物賠償に対応するため、スポーツ安全保険への加入を検討するなど、安全管理体制を構築してまいります。

○**15番（大村 悟君）** 部活動地域展開の業務については、運営を業者に委託したいと考えているとのこと、今後準備を進めていくとのことですが、まだ見えない部分がありますので、その点につきましては、次の機会にでも再度お尋ねをしていきたいと思っております。安全管理体制の構築につきましては、活動中の事故やけがへの対応、防犯対策などの安全管理については、学校から運営主体へと責任が移行することとなるとのこと、教育委員会としては、指導・支援を徹底していくとのこと、運営主体に任せきりにならないように強く要望をしておきます。

次の小さな6つ目の質問に入ります。学校・保護者・生徒への説明会実施状況に

についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 学校・保護者・生徒への説明会実施状況につきましては、まず学校に対して、令和7年10月に各小中学校に対し、部活動地域展開について説明動画等を用いて周知を行ったところです。

次に、保護者・生徒に対しましては、11月に小学5・6年生の児童及び中学1年生の生徒とその保護者に対し、部活動地域展開について、宇城市の部活動地域展開が目指すもの、宇城市の地域展開の方針、地域展開で何が変わるかなどを説明した資料や説明動画等を用いて周知を図りました。

また、その際に使用した資料や動画、またアンケート結果につきましては、本市の部活動地域展開の専用ホームページを立ち上げ、公開しているところです。

今年度におきましては、部活動地域展開コーディネーター2人が各中学校を訪問し、部活動地域展開の内容を改めて校長、教頭、部活動担当の代表の先生方に対し説明を行うとともに、各学校の現状を確認させていただきました。

なお、先日、各中学校の今年度の部活動加入数が判明しましたので、複数校での活動となることが今後予想される学校の活動等の検討を行い、まずは現状について、6月から7月にかけて中学校区ごとに、小学6年生及び中学1年生の保護者を対象に保護者説明会を開催したいと考えております。

○**15番（大村 悟君）** 学校に対しては、令和7年10月に各小中学校に対し、説明動画等を用いてまず周知を図ったとのこととあります。保護者、生徒に対しては、同じく11月に小学5・6年生の児童及び中学1年生とその保護者に対し、資料や説明動画等を用いて周知を図ったとのこととありました。今年度については、部活動地域展開コーディネーター2人を採用されておられるようですが、各中学校を訪問し、部活動地域展開の内容を改めて校長、教頭、部活動担当の代表の先生方に説明を行うとのこととありました。さらに6月から7月にかけて、中学校区ごとに小学6年生及び中学1年生の保護者を対象に、保護者説明会を開催したいとのこととありました。

次の小さな7つ目の質問に進みます。保護者・生徒への加入意思の確認調査実施状況についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 令和7年11月に、当時の小学5・6年生と中学1年生を対象に、宇城市立中学校における中学校部活動地域展開児童生徒アンケートを、児童生徒が使用しているタブレットを使用して実施いたしました。併せて、その保護者を対象に、QRコードを使用した保護者アンケートも実施したところでございます。

回答率につきましては、小学5・6年生が92%、中学1年生が86%、保護者

につきましては、小学５・６年生の保護者が６５％、中学１年生の保護者が５０％でした。

そのアンケート結果では、宇城市が目指す部活動地域展開へ「入りたい」と回答した児童生徒は４２％、「分からない」と回答した児童生徒は４５％でした。

また、宇城市が目指す部活動地域展開に「加入させたい」と回答した児童生徒の保護者は２１％で、「子どもの意志に任せる」と回答した保護者は６４％、「分からない」と回答した保護者は１２％という結果でございました。

なお、毎年１月頃に各中学校で開催されます新入生保護者説明会等の機会を捉えて、再度アンケート調査を実施する予定としております。

○１５番（大村 悟君） 令和７年１１月に、当時の小学５・６年生と中学１年生を対象にアンケートを実施、併せて保護者アンケートも実施したとのことであります。繰り返しますが、結果では宇城市が目指す部活動地域展開へ「入りたい」と回答した児童生徒が４２％、「分からない」と回答した児童生徒は４５％であり、宇城市が目指す部活動地域展開に「加入させたい」と回答した保護者が２１％、「子どもの意志に任せる」と回答した人が６４％、「分からない」と回答した人は１２％という結果であったということであります。入るかどうか分からないが４５％いたということですが、この結果をどう解釈したらいいのかちょっと分からない部分がありますが、１月頃には再度のアンケート調査を実施するとのことでありますので、その前の説明会までに、しっかり児童生徒に理解をさせた上でのアンケートを実施されるように配慮が必要かなと感じましたので、よろしくお願いをいたします。

最後になります。最後の小さな８つ目の質問に進みます。地域移行完了までの今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

○教育長（前川和宏君） まずは、国の中学校部活動の地域移行に関するスケジュールについてお答えいたします。

令和４年１２月にスポーツ庁・文化庁は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、令和５年度から令和７年度までを改革推進期間と位置付け、部活動改革が進められてきたところです。

また、令和７年１２月に文部科学省は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～を策定し、令和８年度から令和１３年度までの６年間で新たに改革実行期間と位置付け、部活動地域展開等の全国的な実施を推進するとされています。

この国の方針を受け、熊本県では、令和１３年度末までに休日の部活動地域展開の完了を目指すと言われています。

本市におきましては、現在、中体連が終わり、新チームとなる令和９年度夏以降

からの地域展開に向けて、まずは休日実施の準備を進めております。

なお、指導者確保等の体制が整っているクラブにつきましては、休日だけでなく、平日の実施も進めていく予定としております。

今後、中学校部活動を取り巻く状況が変化してきている実態を常に把握しながら、国や県の動向を踏まえ、学校と地域との連携・協働により、中学校部活動の地域展開の実現に向け、総合的・計画的に進めてまいります。

○15番（大村 悟君） 国のスケジュールでは、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに改革実行期間と位置付け、部活動地域展開等の全国的な実施を推進するとされており、この国の方針を受けて、熊本県では令和13年度末までに休日の部活動地域展開の完了を目指すとされているとのこととあります。こういった国や県の方針を受け、宇城市においては、令和9年度夏以降から地域移行に向けて、まずは休日実施の準備を進めており、指導者確保等の体制が整っているクラブにつきましては、休日だけではなく、平日の実施も進めていく予定としているとのこととありました。令和9年度夏といえば1年後になるわけですが、あつという間にやってくるかと思います。指導者確保、詳細な詰めがまだの部分も多々あるようですが、しっかり詰めを行って、予定どおり中学校部活動地域展開が順調に進んでいきますようによろしくお願いいたします。

今日は、大きくは2つの項目でお尋ねをさせていただきました。執行部の皆様方には、これまでの取組のみならず、期待していた新たな取組についても分かりやすく整理をして御答弁をいただき、ありがとうございました。

これで、今日の私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、河野真理君の発言を許します。

○11番（河野真理君） おはようございます。議席番号11番、会派敬天うきの河野真理です。4月に行われました選挙におきまして、何とか当選することができました。ありがとうございました。これからまた4年間、宇城市民の皆様の声をしっかりと届け、市民の皆様のお役に立てますよう働いていく所存です。今後ともよろしくお願い申し上げます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告どお

り質問をさせていただきます。今回は、女性の健康について、物価高騰対策について、学童保育について、国際交流についての大きく4つの質問をいたします。

それでは、1番目の女性の健康についてです。女性は思春期の初潮から、月経異常や月経前症候群、いわゆる生理痛に悩まされ、性成熟期には妊娠や不妊症、流産や産後うつ、望まない妊娠や子宮内膜症、子宮頸がん、更年期には更年期障害、乳がん、子宮体がん、卵巣がん、老年期には骨粗しょう症など、一生性差に由来する健康課題に直面しています。妊婦健診や産後ケアなど妊娠・出産に関しては、私も何度か一般質問をさせていただきました。今は、この妊婦・経産婦に対しては、かなり手厚く保障、保護されており、充実した医療や健診が受けられるようになりました。しかし、思春期の生理痛は痛み止めを飲むなどの処置しかなく、更年期障害においては、早い方は40代からホットフラッシュなどに悩まされ、更年期真っただ中の方は、めまいや体調不良、イライラなど症状が様々あり過ぎますし、個人個人で症状の重さは全く違いますので紹介しきれないほどであります。私も現在、更年期真っただ中にいるなど実感しております。女性の活躍が当たり前となり、今後ますます活躍を期待される中、女性のライフコースごとに生じやすいホルモンバランスの変化や更年期の症状など、性差に由来する健康課題への対応について市の考えを伺います。

○保健衛生部長（木下秀典君） 女性の健康課題については、月経、妊娠・出産、更年期など、女性特有のライフステージごとに心身の変化が生じ、日常生活や就労、社会参加に大きな影響を及ぼす場合があると認識しています。

また近年、こうした健康課題に対する社会的理解が十分でないことから、必要な支援や適切な受診につながりにくい状況も指摘されています。特に、若年女性のやせや貧血、更年期症状、婦人科疾患、不妊治療に伴う身体的・精神的負担は、本人だけでなく、家庭や職場にも影響を及ぼす重要な課題であると考えています。

本市といたしましては、女性が生涯を通じて健康で安心して生活できるよう、女性特有の健康課題に関する正しい知識の普及啓発をはじめ、切れ目のない相談支援体制の充実、がん検診や各種健診の受診率向上、働く女性への健康支援、医療機関等との連携強化に取り組んでいく必要があると考えています。

女性のライフステージに応じた健康課題の負担軽減を図ることは、本人の生活の質の向上にとどまらず、家庭や地域社会、さらには、経済活動の安定にもつながる重要な取組であると認識しています。

○11番（河野真理君） 若年女性のやせと貧血は確かに気になります。働き盛りの4、50代の女性が更年期と思い、不調を放置し、実は病気だったという例が見受けられること、特に母親は、子どもの不調ではすぐに病院に行きますが、自分の不調で

はこのくらい大したことはないと後回しにしがちで、実は重篤な病気が隠れていた、更年期障害からうつを発症してしまったり、早く治療しておけば大事に至らずに済んだという例が多々あることから、国は令和6年10月に、国立成育医療センター内に女性の健康総合センターを設置しました。ここでは、女性の健康課題を医療につなげるためのツールの開発・普及及び情報提供や人材育成研修を行っておられます。国も妊産婦だけでなく、女性の健康の包括的支援政策研究事業を厚生労働省が制度設計、政策の立案・実行をするとのこと。令和8年度には連携体制構築事業が始まりました。この事業の背景・目的は、女性の健康については、若年期、性成熟期、更年期、老年期と、ライフステージにより女性ホルモンの分泌状態が劇的に変化し、男性とは異なる心身の変化を生じることを踏まえ、生涯にわたりライフステージごとの特性に応じた支援が求められる。特に近年の課題として、社会経済的な観点からも、働き盛りの時期に訪れる更年期症状、平均寿命の延伸に伴う老年期の長期化などに対応していく必要があるとのことが厚生労働省も発表し、自治体による中小企業へのサポートの必要性というものも打ち出しております。ここでは、名古屋市と藤沢市の取組が紹介されております。このように、国も本格的に女性の健康について力を入れて対策しようとしております。本市として、現在、市民に対する取組及び宇城市の中で企業並みの職員を誇るこの市役所の市職員に対する取組を伺います。

○保健衛生部長（木下秀典君） 本市におきましては、女性の健康維持・増進を図るため、乳がん検診、子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診などを受診できるレディース検診を実施しています。

本検診では、一般の集団健診とは異なり、従事する医師や看護師等のスタッフには可能な限り女性を配置し、安心して受診できる環境づくりに努めています。また、検診の実施に合わせ、女性特有のホルモンバランスの変化に伴った更年期症状に関する相談、産後の体調不良や育児不安などにおける相談ブースも設置しています。

さらに、子ども連れでも受診しやすいよう、図書館スタッフによる絵本コーナーや、食生活改善推進員による減塩・バランス食の展示コーナーなどを設け、受診環境の充実を図っており、受診者からも高い評価をいただいております。

そのほか、母子健康手帳交付時や産後2か月児訪問、各種乳幼児健診の際には、保健師が保護者の体調や育児に関する不安・悩みなどを丁寧に確認し、必要に応じて心理職による健康相談や専門医療機関への受診につなげるなど、こどもセンターと連携しながら、妊娠期からの切れ目のない支援に努めています。

市の女性職員に対しましては、健康づくり推進課によるレディース検診の周知に加え、健康管理を担当する総務課において、医療職資格を有する職員が随時、個別

相談に対応しています。必要に応じて、専門医療機関の受診や産業保健師・産業医との面談を勧めるなど、健康面への支援を行っています。

また、月経やつわりなどにより勤務に支障が生じる場合には、症状に応じてテレワークや各種休暇制度の活用など、柔軟な勤務形態や制度の整備にも取り組んでいます。

今後も、女性が生涯を通じて健康で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、受診しやすい環境整備や相談支援体制の充実に継続して取り組んでまいります。

○11番（河野真理君） おっしゃるとおり、国から県にこのような事業はお知らせしますので、県としっかりと連携を図り、性と健康のオンライン相談事業について周知徹底をよろしくお願いいたします。男性は、更年期症状について余り知らない方も多いようです。女性のホルモンバランスの変化で、様々な症状があることを是非理解してほしいです。このあたりの周知徹底もお願いしたいです。家庭で妻が疲れていて、食事の準備をしないや掃除をしないと愚痴を言われる男性方、気づいたら御自分でしてもいいのですよ。是非そのように努力してみてください。更年期障害は、最近では男性の方もまれに発症するとされています。女性にばかり焦点を当ててしまい申し訳ないですが、このオンライン相談事業は性別問わずとのことなので、男性の方も思い当たる節がある方は気軽に相談してほしいと願います。

それでは、次の質問に移ります。小さな3点目、性差に由来する様々な症状が、更年期だから仕方ないと片付けられやすく、必要な医療や相談等につながりにくい状況にありますが、市としての今後の対応について伺います。

○保健衛生部長（木下秀典君） 令和3年度に厚生労働省が実施した更年期症状・障害に関する意識調査によりますと、自覚症状のある女性の約8割が医療機関を受診しておらず、また、40歳・50歳代の女性の約3割が、家事や外出、人間関係など日常生活に何らかの影響を感じていることが明らかになっています。

さらに、更年期に関する知識について、「よく知っている」と回答した割合が、40歳代女性で約4割、50歳代以上で約5割にとどまる一方、男性では60歳代で約2割、その他の年代では約1割程度にとどまるなど、十分な理解や認識が得られていない状況がうかがえます。

このような状況を踏まえ、本市といたしましては、更年期に関する正確で分かりやすい情報提供に努めるとともに、県が令和8年4月から実施している性と健康のオンライン相談事業を、市民の皆様へ広く周知してまいります。

このオンライン相談事業は、熊本市を除く県内に在住・通勤・通学者を対象として、年齢や性別を問わず匿名で相談できるもので、健康やメンタル、思春期・更年期を含む様々なライフステージの身体や心の悩みについて、スマートフォン等を通

じて専門職に気軽に相談できる体制が整えられています。

本市におきましても、レディース検診や健康相談、妊娠期・産後支援など、既存事業の更なる充実を図るとともに、正確な情報提供やオンライン相談事業の周知に取り組み、女性が安心して相談でき、必要な支援につながる環境整備に努めてまいります。

○11番（河野真理君） 今後も周知徹底のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。物価高騰対策についてです。最近は何でも物価が上がり、食料品の買い物に行ってもすぐに大きな金額となってしまいます。食料品だけでなく、生活必需品、農薬、肥料、電気代、ガス代、全てが値上がりしております。そのような生活を直撃している物価高ですが、国からの重点支援地方交付金の本市の対応について、まずは概要をお願いいたします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてお答えいたします。

本交付金は、地方公共団体が直面する物価高騰に対応し、生活者や事業者の負担軽減を図るために設けられたものです。

具体的には、物価高騰により家計や事業者が負担を強いられている状況を踏まえ、地方創生の観点から地域の実情に応じ、きめ細やかな支援を行うために国から交付されるものです。

交付金の使途の例として、電気・ガス、燃料などの負担軽減や食料品高騰の影響緩和策などに充てられるほか、地域経済の活性化を図り、持続的な成長を促進することが示されています。

○11番（河野真理君） この重点支援地方交付金は、各自治体で様々な支援の方法がありました。本市では、生活者支援と事業者支援についてどのような事業を行ったか、実施内容を伺います。

○経済部長（元田智士君） 今年度の国の重点支援地方交付金を活用した事業といたしまして、まず、生活者支援でございますが、先月20日から利用を開始しました物価高騰対策商品券事業を実施しております。これは、市民一人当たり1万円分の二次元コード付きカードを配布いたしまして、物価高騰による市民生活への影響緩和を図るものでございます。利用可能店舗は312店舗で、5月末時点の利用率は、12日間の累計ですが既に43.2%となっており、多くの市民の皆様にご利用いただいております。

次に、LPガス使用世帯への支援事業につきましては、1世帯当たり3,000円の支援金をプッシュ型で支給するものでございます。県LPガス協会を通じて、

夏以降、市民の皆様へ補助金を交付してまいります。

続きまして、事業者支援でございます。

まず、農林水産業分野におきましては、物価高騰の影響を受けている農林水産業者に対して、事業継続及び経営安定を図るため、支援金を給付しております。支援額は、直近1年間の決算における肥料費、飼料費、農薬衛生費、光熱水費及び燃料費の合計額の3%以内としております。例えば、対象経費の年間合計額が500万円の場合、15万円を支給することとなります。なお、補助上限額は20万円としております。

対象要件につきましては、直近1年間の農林水産物販売額が50万円以上であること、対象経費の合計額が50万円以上であることなどの要件を全て満たす必要がございます。支援金の申請につきましては、6月1日から始まりますが、混雑を回避するため集中受付期間を設け、本庁及び市内各支所で対応してまいります。

次に、中小企業事業者に対する支援金についてです。

こちら物価高騰の影響を大きく受けている市内中小企業事業者に対し、支援金を給付するものでございます。支援額は、直近1年間の決算における光熱水費及び燃料費の合計額の10%以内とし、上限額は20万円としております。

対象要件につきましては、市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であることなど、要件を全て満たす必要がございます。なお、支援金の申請につきましては、6月1日から商工会各支所において受け付けております。

いずれの事業につきましても、広報紙やホームページ等を活用し、周知徹底を図りながら、必要な支援を生活者及び事業者の皆様へ確実に届けてまいります。

- 11番（河野真理君） 本市では、生活者支援として物価高騰対策商品券事業を行い、今回で第5弾となりました。今回も二次元バーコード付きカードで、買い物金額を気にせず1万円分使えるので、その点は便利だと言われています。LPガス使用世帯へ3,000円の支援金を夏以降に交付、事業者支援は、農林水産分野においては販売額等の縛りがありますが、肥料費、飼料費、農薬衛生費、光熱水費、燃料費の合計の3%以内、上限20万円の支援金の申請が6月1日から始まっております。該当される方は、是非申請して物価高騰対策に役立ててほしいと考えます。中小企業事業者に対しても同様に、光熱水費、燃料費の合計額の10%以内で上限20万円、対象要件に当てはまる方は是非申請をお願いします。農林水産業は本庁と各支所、中小企業者は商工会各支所に相談をお願いいたします。必要な支援が必要な方に必ず届きますよう、周知徹底をよろしくお願い申し上げます。次の質問に移ります。

（3）の物価高騰対策商品券についてです。これは、今回の第5弾で市民一人当たり1万円分の商品券を配布されました。1万円でも大変ありがたいのですが、よ

く聞かれるのが、この商品券の代金、郵送代、ポスター代、のぼり旗代ほか、もろもろの経費を考えたら、直接現金振り込みをしてもらった方がより多い金額を支給できるのではないかという声です。実際、直接給付をした自治体もあります。地域通貨を導入し、スマホ決済を促す自治体もあります。商品券にせず現金を給付した方が、経費もかけず早く交付できるのではないかと多くの声にお答えください。

○経済部長（元田智士君） 現金給付につきましては、迅速な支給や事務経費の面において、一定のメリットがあると私たちも認識しております。

一方で、本市が実施しております商品券事業につきましては、物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するとともに、市内消費の喚起を通じて、地域経済の下支えを図ることも目的として実施しているものでございます。

商品券を市内登録店舗で利用可能とすることで、一定額の消費を地域内店舗へ直接誘導できることに加え、利用期限を設けることにより、一定期間内の消費喚起につながるものと考えております。

また、市民の皆様が地域店舗を利用する機会の創出や、物価高騰の影響を受けている地域事業者への直接的な支援にもつながることから、地域経済への波及効果は一定程度期待できるものと考えております。

本事業につきましては、国の重点支援地方交付金の趣旨も踏まえ、市民生活支援と地域経済対策の両面に効果が及ぶよう、総合的に判断したものでございます。

今後につきましても、事業効果や事務コスト等を十分検証しながら、より効果的な支援策について研究してまいりたいと考えております。

○11番（河野真理君） 毎回言われていることですが、市内登録店舗で利用し、地域事業者への直接的な支援になるとのことですが、多くは大型量販店等で利用され、なかなか地域の商店では多く利用されてはいない現状です。第6弾があるかどうか分かりませんが、このような国からの交付金があるなしにかかわらず、地域通貨の導入など、何か新しい試みというものを検討いただきたいものです。以前、視察に行った自治体は地域通貨を活用されており、お給料の中の希望額を地域通貨で受け取ることができ、地域のお店で買い物するとポイントが付き、歩数に応じて、地域のイベントに参加してもポイントが付き、そのポイントでまた買い物ができます。熊本県には「くまモン！Pay」もありますので、そのシステムとノウハウを活用させてもらえば、運用はそんなに大変ではないのかなと考えます。市民の皆様が買い物をして、散歩をして、食事をしてポイントが付いて、宇城市で生活をしていて何だか楽しくなるような、それでいてお得になるような試みをお願いしたいと思います。

次の大きな3番、学童保育について伺います。前回の一般質問でも学童保育につ

いて質問したのですが、前回は事業委託と運営体制について質問いたしました。今回は、学童保育の施設環境について伺います。近年は共働き世帯が増加し、祖父母も働いている世帯が多く、学童保育の役割はますます重要になってきております。本市においても多くの児童が利用しており、子どもたちが長時間を過ごす生活の場として、安心・安全な環境が求められております。そのような現場の支援員の方々から、施設によってはいまだに和式トイレが使用されており、子どもたちがお手洗いを我慢したり、使いにくい状況であり、支援員の方々も見守りや介助の面で負担となっているとの声も聞いております。また、施設内では子どもたちの声や騒音が大きく、支援員の中には耳への負担を訴える方もいると聞きます。施設環境や保育環境について、現場では様々な課題が生じているのではないかと感じております。

そこで、3点伺います。まず、現在の放課後児童クラブの利用状況及び施設環境について、市としてどのように認識されていますでしょうか。2点目、和式トイレの改修や騒音対策を含め、子どもたちと支援員が安心して過ごせる環境整備にどのように取り組んでいかれるか。3点目として、支援員の研修や運営指導を含め、今後どのように学童保育の質の向上を図っていくのか、市の考えを伺います。

○福祉部長（平松洋介君） 放課後児童クラブにつきましては、保護者が安心して子どもを預けることができ、また、子どもたちが安全かつ快適に過ごせる環境を整えることが極めて重要であると認識しております。

令和8年5月1日現在で、本市における放課後児童クラブの利用状況につきましては、市全体の対象児童2,749人のうち、727人が利用しており、利用率は26.4%となっております。地域別の利用率は、三角町が46.2%、不知火町が17.6%、松橋町が25.7%、小川町が25.3%、豊野町が30.9%となっております。多くの児童が放課後児童クラブを利用している状況です。

このように、放課後児童クラブは、共働き世帯の増加などを背景に、子育て支援における重要な役割を担っており、安全で良好な施設環境の確保がますます重要になっています。

本市には16の放課後児童クラブがありますが、そのうち8クラブにつきましては、令和8年4月から、豊富な運営実績を有する民間事業者に業務を委託し、新たな運営体制を開始したところです。運営体制の変更に伴い、現場の支援員から、これまでとは異なる視点で施設環境や運営面に関する課題が提起されており、今回の御指摘もその1つであると受け止めております。

まず、施設環境につきましては、16施設中3施設において和式トイレが残っている状況であり、現在、簡易便座を設置するなどの対応を行っています。しかしながら、今日の生活環境を踏まえると、子どもたちにとって使いやすい洋式トイレ

への改修が望ましいと考えており、今後は利用児童の状況や施設の実態を十分に確認し、必要な予算の確保に努めてまいります。

また、施設内の騒音につきましては、放課後の限られた時間の中で、子どもたちが元気に活動することは大変望ましいことではありますが、一方で、生活の場として、落ち着いて過ごす時間と自由に遊ぶ時間とのメリハリを付けることも重要でございます。学校教育の場と同様に、支援員による適切な声掛けや生活指導によって、子どもたちが集団生活のルールを身に付け、互いに気持ちよく過ごせる環境づくりが必要であると考えております。

このため、市といたしましては、受託事業者に対し、支援員研修の充実や日常の指導体制の強化を求めていると、子どもへの適切な関わり方や、安全で落ち着いた保育環境の確保に努めるよう依頼をしているところでございます。

今後とも、現場の状況や保護者、支援員の声を丁寧に把握しながら、放課後児童クラブの施設環境及び保育環境の改善に努めてまいります。

○11番（河野真理君）　すぐに簡易便座の設置等に対応いただき、ありがとうございます。確かに民間委託事業者に変わったからこそ、この和式トイレの問題が表面化したものと考え感謝しております。早急に予算を確保し、いまだ和式トイレの3施設の改修が早期に行われますことを要望いたします。

次の（2）の今後の課題についてです。放課後児童クラブについては、利用児童数の増加に伴い、施設の老朽化や面積不足など、今後の施設整備が課題となると考えます。また、国においては、小学校施設の有効活用などについても方向性が示されております。老朽化したから新たに学童保育施設を建設するというのは、少子化の観点からも難しいと考えます。本市として今後どのように対応していくのかを伺います。併せて、教育委員会、学校、保護者、運営法人等との連携を含め、子どもたちが安心して通え、保護者も安心して預けられる学童保育所づくりにどのように取り組んでいくのか、市の考えを伺います。

○福祉部長（平松洋介君）　放課後児童クラブにつきましては、現在、利用児童数や施設の稼働状況を踏まえながら運営を行っており、多くの施設において適正な保育環境が確保されているものと認識しております。

また、令和8年4月から8クラブを民間事業者へ委託したことにより、支援員の確保が進み、適正な人員配置による安定的な運営体制の確保につながっております。

放課後学童クラブを運営する施設については、福祉部が所管する9つの施設のうち、平成10年1月供用開始の施設が最も古い建物となりますが、宇城市公共施設長寿命化計画に基づき、目標耐用年数を60年として適正な維持管理を行っており、令和7年度に行った定期点検では、老朽化により危険性が生じている施設はないこ

とを確認しております。

各放課後児童クラブの利用状況につきましては、地域によって利用ニーズが高い施設もあることから、現在、利用状況や稼働率、児童数の推移等の分析を行っており、その分析結果に基づき、施設の必要面積についても検討してまいります。

学校施設の活用につきましては、小川小学校放課後児童クラブにおいて空き教室を活用した運営を行っている例もあり、国が発出している放課後児童対策パッケージにおいて、学校施設の有効活用や関係部局との連携強化の方向性が示されていることから、必要に応じ、学校施設の活用を含めた環境整備について教育委員会と協議を進めてまいりたいと考えております。

今後も、放課後児童クラブの運営につきましては、教育委員会、学校、保護者、運営法人及び受託事業者と情報共有を図りながら、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。

- 11番（河野真理君） 宇城市の宝の子どもたちが放課後の貴重な時間を安心・安全で楽しく有意義に過ごせますよう、支援員の方々の献身的な指導に感謝をし、市としても今後より良い方向に進みますよう、教育委員会、学校、保護者、運営法人、委託事業者が、子どもたちのことを第一に考え、一丸となって環境づくりに努めていってくださるようお願いいたします。

それでは、最後の質問の国際交流について伺います。本市では、台南市、ポルトガルのヴィディゲイラ市、シンガポールと国際交流がありますが、まず、この国際交流が始まった経緯について伺います。

- 企画振興部長（亀井 誠君） まず、台南市との交流の経緯は、宇土市出身の台湾の名士、湯徳章氏との縁を契機に、台南市から宇土市に連携協定締結の提案があり、宇土市長の発起により、令和6年3月に宇土市、宇城市、美里町で台南市を訪問し、相互交流を深めました。翌年3月13日、2市1町と台南市で、繁栄及び発展を促進するため、観光、経済、文化、教育など幅広い分野で友好交流を行い、両者の発展を推進することを目的に友好交流協定を締結したものであります。

続いて、ポルトガル共和国のヴィディゲイラ市の経緯については、令和6年にヴィディゲイラ市から、熊本県内の自治体と姉妹都市を結びたい意向があると県の観光国際政策課を通じ連絡がありました。ヴィディゲイラ市はワインの生産が盛んで、製造方法を世界遺産登録に向け進めていること、ブドウの一大産地で、サッカーが盛んなことなど共通点があることから、本市が候補に上がりました。その後、関係機関との調整を経て、翌年に在ポルトガル大使館立会いの下、経済交流、観光・世界文化遺産、教育・スポーツに関する分野で覚書の締結に至っています。

最後に、シンガポールとの国際交流事業につきましては、国際化が進展する中、

次代を担う中学生に異なる文化や価値観に触れる機会を提供し、国際的な視野やコミュニケーション能力を育むことを目的として、平成18年から中学生海外派遣研修事業として開始しています。

○11番（河野真理君） 台南市との交流は、お父様が宇土市出身の湯徳章氏との縁で台南市から宇土市に連携協定締結の提案があり、宇土市長の発起により、宇土市、宇城市、美里町で台南市を訪問し、翌年の3月13日に繁栄及び発展を促進するため、観光、経済、文化、教育など幅広い分野で友好交流協定を締結しました。この令和6年3月に台南を訪問した際は、私も日台友好議員連盟の事務局として御一緒させていただきました。台湾は非常に親日国で、その後も陳台湾総領事からイベントの際などはお知らせをいただき、熊本に来られる際は連絡をいただいたりしておりました。しかし、今年の3月13日の湯徳章氏の命日で、台南市では正義と勇気の日と制定されており、記念式典が行われる日に宇城市だけ参加しませんでした。議会中だったとはいえ、誰か1人でも行った方が良かったのではないかと考えておりました。ポルトガル共和国のヴィディゲイラ市のルイ市長が2024年2月に宇城市に訪問された際には、私もお会いして少しだけブドウやワインのお話をさせていただきました。宇城市はブドウの産地としての共通点があるとのことでしたが、規模が違いすぎて同等には語れませんでした。ワインの製造方法を世界遺産登録に向けて進めていることも、また規模が違いすぎました。シンガポールとの国際交流は、中学生に異なる文化や価値観に触れる機会を提供し、国際的な視野やコミュニケーション能力を育むことを目的として事業を開始されております。このシンガポールとの国際交流は、私の息子も当時中2のときに参加いたしました。異国の地で初めて会う同年代の子のおうちにホームステイさせてもらい、不安だったと思いますが、宇城市から10人ほどの仲間と一緒にいくこともあり、その後はそのホームステイでお世話になった生徒が自分の家にホームステイで来ることもあり、シンガポールの親さんも、宇城市からの子どもたちを自分の子どものように受け入れてくださいます。文化・宗教の違いで戸惑うことも多々あったと思いますが、その経験が今の息子を大きく成長させてくれています。海外の子をホームステイで受け入れた私にもこのような経験をさせてもらえたことは、当時から宇城市に対して感謝しかありません。この国際交流が長く続いていることを知らない市民もたくさんおられます。是非とももっと広報してほしいと思っています。

それでは、次の質問の（2）と（3）はまとめて質問いたします。台南市との交流も何となく薄くなってきているようにも感じてしまい、シンガポールについては私が先に少々話してしまいましたが、交流の内容と今後の方針について伺います。

○経済部長（元田智士君） 台南市との交流内容についてでございますが、まず、昨年

5月に、台南市において新しい道路ということで「宇城街（うきがいは）」と本市の市名を命名いただき、台南市民の皆様へ本市との友好関係を広く知っていただく取組を進めていただきました。

また、11月には、台南市で開催されました旅行博覧会において、県及び関係自治体と連携しまして、観光PRを実施しております。

さらに、その翌月12月には、台南市長が来熊された際に、本市としても交流事業の一環として意見交換の場に参加し、今後も相互交流を継続していくことを確認いたしました。

加えて、先月には、台南市から寄贈いただきましたパイナップルを市内小学校の給食で提供し、子どもたちが台湾への理解や関心を深める機会にもつながったところでございます。

国際交流につきましては、観光や経済分野に加え、文化や教育的な交流など、多様な形があるものと認識しております。

一方で、交流事業につきましては、継続性や実効性、人的・財政的負担なども十分考慮する必要があるものと考えております。

そのため、本市といたしましては、まずは観光PRや文化交流、人的交流など、実施可能な取組を着実に積み重ねながら、地域活性化や国際理解の推進につながる交流を進めてまいります。

今後につきましても、宇土市及び美里町と連携を図りながら、本市の実情に応じた持続可能な交流の在り方について研究してまいります。

○教育部長（舛井貴男君） 教育委員会における海外派遣につきましては、平成17年度から平成24年度まで中国への派遣を実施してまいりましたが、その後は、平成18年度から交流を開始したシンガポールとの交流を中心に、現地の学校との交流やホームステイなどを通して、異文化理解を深める取組を継続しております。

教育委員会としましては、シンガポールにおける国際交流を通して、生徒が実際の交流体験の中で、多様な文化や考え方に触れる機会を設けております。

海外派遣においては、現地中学校での生徒同士の交流や授業参加を通して、日常の学校生活を共にしながら相互理解を深めております。また、ホームステイでは現地の家庭に滞在し、生活習慣や食文化の違いを体験することで、文化の違いを実感できる機会としております。

さらに、現地での施設見学やフィールドワークを通して、学校での交流にとどまらず、地域社会や歴史、文化にも触れながら学びを広げる取組としております。

一方、受入れ交流においては、市内中学校での歓迎交流や授業参加、給食体験、学校行事への参加に加え、農業体験や地域資源の見学などを通して、本市の学校生

活や地域の特色に触れていただく機会としております。

このように、本市の国際交流は、学校・家庭・地域、それぞれの場面における体験的な学びを通して、相互理解を深める実践的な交流として実施しているところがあります。

今後の方針といたしましては、今後も海外派遣と受け入れ交流の双方を継続し、生徒が異なる文化や価値観に直接触れながら学ぶことができる国際交流の機会を確保してまいります。

国際交流は、生徒にとって日常の学校生活では得ることができない学びや気づきをもたらすものであり、異文化理解やコミュニケーション能力の向上のみならず、自らの視野を広げ、主体性を育む上でも重要な教育的意義を有するものと認識しております。

その上で、これまでの取組の成果を踏まえながら、派遣、受入れ双方の交流内容の充実を図り、より効果的で質の高い交流となるよう工夫を重ねてまいります。

また、学校現場の実情や社会環境の変化にも適切に対応しながら、将来にわたって持続可能で実効性のある国際交流となるよう取り組んでまいります。

今後もこうした取組を通して、児童生徒が多様な価値観を理解し、他者と協働しながら主体的に行動できる力を育むことができるよう、教育的意義を踏まえた国際交流を推進してまいります。

- 11番（河野真理君） 台南市との交流内容、シンガポールとの生徒間の交流の内容を理解いたしました。ヴィディゲイラ市は距離が遠いこともあり、なかなか交流するのは難しいと考えます。国際交流は世界情勢に左右される部分も多くあると思いますが、台南市との交流もしっかりと続いていること、安心しました。今年3月の台南市において宇城街と道路に命名されたこと、宇土街、美里街と命名されたことを当時の宇土市長のFacebookで知り、その何週間後に宇城市のLINEでも御紹介されました。こういうこともすぐお知らせいただければと思います。台南とは、宇土市、美里町との連携がなくてはいけないので、なかなか難しいところもあるかと思いますが、本市としてできる限りのことは挑戦してほしいと考えます。シンガポールとの交流は平成18年から続いており、19年の歳月が経っております。海外派遣と受入れの双方を継続できており、実績はきちんと積み上がってきているものと考えます。シンガポールは治安もいいですし、街中もきれいに整備されており、子どもたちの教育にも熱心な国で様々な人種の方がおられることもあり、公用語は、英語、中国語、マレー語、タミル語と多様で、多くの人は英語と中国語など2か国語を話せますので、英語の交流ももちろん多言語に一度に触れることもできます。保護者も安心して送り出せる国だと思います。海外を知れば、また今ま

で以上に日本、宇城市の良さも実感でき、故郷を大事にする気持ちも芽生えると思います。台湾、台南との交流においても、先ほど言われたとおり、継続性や実効性、人的・財政的負担も確かに大変と考えますが、子どもも大人もスポーツ交流などできることを期待します。もっと宇城市の市民の多くの方が楽しく参加できるような交流を増やしていけるよう、協議してもらえると幸いです。

今回は、女性の健康について、物価高騰対策について、学童保育について、国際交流についての4点を質問いたしました。執行部の丁寧で分かりやすい回答ありがとうございました。これから梅雨時期となり、災害を心配する季節となりました。今年の夏も暑くなるとの予報です。熱中症や夏バテにはもちろん注意していただき、暑さと室内の冷房で体温調節も難しくなり、疲れが出やすい季節となります。居眠り運転や交通事故にくれぐれも気を付けてください。

これで、私の一般質問終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、河野真理君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、林田和君の発言を許します。

○7番（林田 和君） 皆さんこんにちは。議席番号7番、会派新志会、林田和です。

議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。早速質問に移ります。

近年、外来種による地域住民の生活環境への影響が全国各地で課題となっており、ます。外来種は、一度地域に定着すると駆除や抑制が容易ではなく、自然環境だけでなく住民の暮らしにも影響を及ぼすおそれがあります。その中でもヤンバルトサカヤスデにつきましては、不快害虫として住民生活への影響が懸念されております。大量に発生した場合は、家屋周辺や生活空間への侵入、悪臭、不快感など、地域住民の安心した暮らしに関わる問題となります。また、メリケントキンソウにつきましても、公園、学校、通学路、運動場などに広がった場合、トゲによるけがなど、子どもたちへの安全面への影響も考えられます。こうした外来種につきましては、発生状況や被害の実態を正確に把握することが、適切な対策と住民の安心につながるものだと考えられます。そこで、本市におけるヤンバルトサカヤスデ及びメリケントキンソウの発生状況についてお伺いします。

○保健衛生部長（木下秀典君） 初めに、両外来種について御説明いたします。

まず、ヤンバルトサカヤスデは、台湾原産の外来種であり、ヤスデの一種とされており、落ち葉の下や石垣周辺、植え込みなどの湿潤な場所を好む習性があり、特に降雨後や高温多湿の時期に大量発生することが確認されております。その特性といたしまして特に注意すべき点は、極めて高い繁殖力を有していることで、1個体が200個から400個程度の卵を産むとされております。

このため、一度大量発生した場合には、家屋の庭先や周辺などで継続的な回収作業が必要となるケースもあります。

なお、人に直接的な危害を加えるものではないとされておりますが、大量発生時には不快感や悪臭の原因となるなど、住民生活や生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあるものと認識しております。

次に、メリケントキンソウは、南アメリカ原産の外来植物であり、キク科に属する一年草です。地面をはうように広がる性質を持ち、空き地や日当たりの良い芝生などに生育し、春から初夏にかけて小さな白い花を咲かせた後、鋭いトゲを持つ果実を形成し拡散することが特徴です。特に、公園や河川敷、道路沿いの法面などに分布する傾向が見られます。

議員御質問の本市における両種の発生状況について申し上げます。

ヤンバルトサカヤスデにつきましては、松橋町萩尾ため池周辺から豊野町鑑ヶ鼻ため池周辺にかけて、広範囲で発生が確認されております。また、メリケントキンソウにつきましても、公園やグラウンドの芝生面、公共施設敷地内などにおいて発生が確認されている状況でございます。

○7番（林田 和君） 次に、駆除・防除の体制、住民への周知についてお伺いします。本日は議長のお許しをいただき、資料の配布を行っております。1つ目がヤンバルトサカヤスデの概要に関する資料です。こちらは鑑ヶ鼻ため池、萩尾ため池周辺地域の場所となります。2つ目が、メリケントキンソウの概要に関する資料です。こちらは不知火美術館での発生状況に関する資料となります。どうぞこちらの資料も御覧いただきながら、質問をお聞きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

ヤンバルトサカヤスデやメリケントキンソウの外来種対策は、発生した後の対応だけでなく、日頃の予防や早期対応が重要であります。住民から相談や苦情が寄せられた際には速やかに対応し、駆除方法や防除に向けた助言を行うことが必要であると考えられます。また、外来種対策は行政だけで完結するものでなく、地域住民の理解と協力も欠かせません。発生時期、注意点、駆除方法、相談先などを分かりやすく周知することが大切であります。そこで、本市における現状の駆除や防除体制、住民への周知状況についてお伺いします。

○保健衛生部長（木下秀典君） ヤンバルトサカヤスデ及びメリケントキンソウの駆除・防除につきましては、住民生活の安全・安心の確保及び生活環境の保全の観点から、本市としましては適切に対策を進めていく必要があるものと認識しております。

まず、ヤンバルトサカヤスデにつきましては、現時点において一度で根本的に駆除を完了させるなどの有効な手法は確立されておらず、継続的な回収作業が対策の基本となっております。また、1個体で200個から400個の卵を産むとされる高い繁殖力を持っていることから、発生後の回収対応だけでなく、発生しやすい環境そのものを適切に管理していくことが重要であると考えています。

まずは、発生源となり得る場所の把握や、関係機関と連携した現地確認など行っ
てまいります。

また、メリケントキンソウにつきましては、トゲのある果実が靴底やペットの毛などに付着することで、広範囲に拡散する特性があります。駆除に当たりましては、果実が成熟し飛散する前段階での早期除去が重要であり、特に開花期前を中心とした重点的な対策が必要であると認識しております。

そのため、公共施設等においては、注意喚起を行うとともに、発生エリアのモニタリングを行いながら、関係各課との情報を共有してまいります。

さらに、これら外来種による被害を最小限に抑えるためには、行政による対策のみならず、市民の皆様一人一人の御理解と御協力が必要であると考えております。

本市といたしましては、広報紙やホームページへの掲載、公共施設への掲示、発生地域周辺の住民や施設利用者へ情報提供などを通じ、外来種に関する情報発信や対処方法の周知に取り組んでまいります。

○7番（林田 和君） 外来種対策は一度対応して終わりというのではなく、発生を広げないための継続的な取組が重要であります。特にヤンバルトサカヤスデやメリケントキンソウは、発生場所や時期を把握し、早い段階で対応することが被害の拡大防止につながると考えます。ほかの自治体でも、発生箇所の確認、住民への注意喚起、地域と連携した防除など、それぞれの実情に応じた取組が行われているものと考えられます。そこで、他市の状況も参考にしながら、本市として今後どのような対策を進めていくのか伺いたいします。

○保健衛生部長（木下秀典君） まず、県内におけるヤンバルトサカヤスデ対策については、現時点で具体的な対策に取り組んでいる自治体は確認できておりません。

一方、先行事例といたしまして、鹿児島市では、地域連携による一斉駆除を定期的に実施されていて、自治会等が行う駆除活動に対し、駆除方法の指導、機器の貸出し、薬剤提供などの支援が行われていると伺っております。

また、霧島市では、発生確認後に住民へ駆除剤を支給する制度を設けるなど、地域主体の対策を支援する体制が構築されております。

次に、メリケントキンソウ対策については、県では、開花前の３月頃の駆除が最も効果的であるとされております。

また、鹿児島市及び霧島市では、発生時期や繁殖密度に応じて、手作業による抜き取りや刈払いに加え、芝生を枯らさない選択性除草剤を組み合わせた駆除を実施しているとのことでした。

本市といたしましても、両種への対策について、発生エリア周辺の地域と連携を図りながら、県の動向を注視するとともに、先行自治体の事例を参考に調査研究してまいります。

○７番（林田 和君） こうした外来種は生命力が強く、一度発生すると地域の中で広がりやすい性質があると考えられます。今回の資料からも、放置すれば発生範囲が拡大し、住民生活や子どもたちへの安全に影響を及ぼす可能性があることが見えてきたのではないかと考えられます。本市においても、早期発見、早期対応を基本に、地域や関係機関とも連携しながら積極的に対策を検討していただければと思います。よろしくお願いします。

次に、職員の人材育成及び専門人材確保に向けた出向制度の活用についてお伺いします。私自身も民間企業での勤務経験がありますが、民間企業で培われる知識や知恵、現場感覚、スピード感というのは、行政運営においても大変重要であると感じております。現在、自治体を取り巻く行政課題は、福祉、子育て、防災、産業振興、観光、デジタル化、地域交通など非常に幅広く、年々複雑化、高度化しております。こうした中で、自治体職員には従来の行政実務能力だけでなく、専門性、柔軟な発想、外部の知見を取り込む力も求められているものと考えられます。その意味で、出向制度の活用は、職員の人材育成や視野の拡大、さらには専門人材の確保に向けた有効な手段になり得るものと考えられます。外部で経験を積んだ職員が、その知見を本市に持ち帰ることは、組織全体の活性化にもつながります。そこで、本市における現在の出向制度の状況とこれまでの実績についてお伺いいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 本市におきましては、これまで職員の資質向上や政策形成能力の強化、専門知識の習得を目的としまして、これまで国や県、関係機関、他自治体等への派遣・人事交流を実施しているところでございます。

本年４月１日現在における派遣・交流職員の人数は合計１３人であり、内訳としましては、県市町村課へ１人、県企業立地課へ１人、県後期高齢者医療広域連合へ１人、上天草宇城水道企業団へ２人、宇城広域連合事務局へ４人、宇城広域連合消防本部へ１人、そして宇城市社会福祉協議会及び宇城市土地改良区へ再任用職員を

それぞれ1人、また国営基盤整備事業に従事する目的で農林水産省へ1人となっています。

これまでの派遣実績といたしましては、有限責任監査法人トーマツや株式会社電通などの民間企業、また、総務省や文部科学省、他自治体におきましては、横浜市や熊本市など、合併後の総数では延べ131人を派遣してきたところでございます。

派遣期間といたしましては、主に2年から3年程度としておりまして、派遣先においては市役所業務では得がたい専門知識や実務経験、また調整能力などを習得しているものと認識しております。

さらに、出向を通じて築かれました人的ネットワークは、国や県、関係機関との連携強化にもつながっており、本市行政運営においても有意義な取組であると考えております。

○7番（林田 和君） 今後さらに行政課題が多様化していくことを考えますと、現在の制度を維持することだけでなく、出向制度の拡充や見直しを進めていく視点も重要であります。例えば、民間企業、他自治体、外郭団体、専門機関との連携を通じて、より実践的な経験を積ませることや、反対に外部から専門人材を受け入れることなど、様々な可能性があると考えられます。人材育成という観点からも、専門性の高い行政運営という観点からも、今後の制度活用の方針性は重要な論点であります。そこで、今後の出向制度の拡充や新たな取組について伺います。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、今後の出向の取組につきましてお答えいたします。

行政課題が複雑化、高度化する中におきましては、従来の行政内部のみの知識や経験だけでは対応し難い分野も増えてきておりまして、職員の専門性向上や多様な視点の習得は、これまで以上に重要であると認識しております。

そのため、本市といたしましても、出向制度につきましては単なる人事交流にとどまらず、人材育成や組織力向上につながる重要な取組の1つであると考えております。

ただ、御承知のとおり、昨年8月豪雨災害の発生により、復旧・復興に従事する職員が不足している状況であることから、現在、他県から応援職員として逆に派遣を受け入れている状況でございます。

この受入人数といたしましては、令和7年度に福岡県及び水俣市から正規職員2人と任期付職員2人の計4人、また、本市発注業務に対して支援していただく民間委託ではございますが、建設コンサルタントから社員1人が常勤しております。

また本年度におきましても、福岡県から3人、福岡市及び北九州市からそれぞれ1人、任期付職員につきましても引き続き2人を雇用し、合計7人の職員と民間社

員も引き続き1人常勤している状況でございます。

このように、まずは災害復旧に注力することから、現段階では今以上に外部への派遣の増員は厳しいものと考えております。議員御指摘のとおり、特に専門性が求められる業務につきましては、外部での実践経験を通じて得られる知見は大変有効であると考えております。

また、外部へ職員を派遣するだけでなく、専門的知識や民間のノウハウを有する人材を受け入れることにつきましても、有効な手法の1つであると認識しており、今後、先進自治体の事例なども参考にしながら、効果的な制度の在り方について調査研究してまいりたいと考えております。

そして、職員一人一人の能力向上と組織全体の活性化につながるよう、社会情勢や行政ニーズの変化を踏まえながら、出向制度の効果的な活用に努めてまいりたいと考えております。

○7番（林田 和君） 出向制度は、職員人材の育成や専門性の向上、さらには外部の知見を本市の行政運営に入れていく上で、非常に重要な制度であると考えます。一方で、制度があっても職員数に余裕がなければ、実際に職員を外部へ送り出すことは難しい面もあると思います。まずは必要な定員をしっかりと確保していただき、その上で職員が出向制度を活用しやすい環境づくりを早急に構築していただきたいと考えます。今後の人材育成と組織力の向上につながる取組として、是非前向きに進めていただきたいというふうに考えております。

次に、4月1日施行の交通ルール改正と自転車安全対策についてお伺いいたします。自転車は、通勤、通学、買い物など、市民の日常生活の中で身近に利用される交通手段であります。一方で、全国的には自転車による事故や危険な運転も課題となっており、交通ルールを正しく理解し、安全に利用することが重要であります。今回の交通ルール改正についても、市民が内容を正しく理解し、日々の自転車運転の中で守っていくことが事故防止につながるものと考えられます。特に子どもたちや高齢者を含め、幅広い世代に関わる内容であることから、本市としても改正内容を把握し、必要な対応を進めていくことが重要です。そこで、4月1日新ルールの変更についてお伺いさせていただきます。

○市民部長（米田年宏君） 4月1日施行の改正道路交通法では、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、通称、青切符の導入と、自動車運転による自転車追越し時の安全間隔の保持が義務化されました。

これにより、ルール違反に対する取締りが厳格化されております。

具体的には、16歳以上の自転車利用者を対象に、走行中にスマートフォンなどを使用するながら運転、信号無視、一時不停止、右側通行、傘さし運転、無灯火な

ど、113種類の違反について青切符の対象となり、従わない場合には反則金などが課せられます。

なお、酒酔い運転などの悪質な違反行為については、刑事処分の対象となります。

また、自転車通行は車道が原則という基本ルールは改正前と同様ですが、青切符の導入により、歩行者優先の観点で取締りが厳格化されています。

自動車運転における自転車追越しのルール変更については、自転車の右側を追い越す際に、十分に道幅がある道路では1メートルから1.5メートル以上の間隔を空ける必要がございます。

また、道幅が狭い道路などで1メートルの間隔を確保できない場合は、自動車は時速20キロから30キロ程度まで速度を落として通過しなくてはなりません。

このような今回の交通ルールの改正により、自転車の利用者のみならず、周辺の歩行者や通学児童生徒、また自動車の運転者など、多くの皆さんの生命・財産を守る取組として、交通安全の啓発などに向けた法改正であると認識しております。

○7番（林田 和君） 新しい交通ルールは、市民一人一人が内容を知り、日常の自転車利用の中で意識をして守っていただくことが重要であります。特に高齢者、学生、通勤・通学で自転車を使う方々など日常的に自転車を利用する方に対し、分かりやすく情報を届けることが必要であります。広報紙、ホームページ、学校、地域、関係団体など、複数の媒体や機会を通じた周知が重要であると考えられます。そこで、新ルールの市民への広報・啓発状況についてお伺いします。

○市民部長（米田年宏君） 本市におきましても、今回の法改正に合わせ、市民の皆様へ幅広い周知を図り、啓発活動に努めていく必要があると考えます。

新ルールの周知啓発の状況といたしましては、広報うき4月号において、法改正のお知らせや熊本県警察のホームページのQRコードを掲載し、改正内容の詳細を周知したところです。

また、宇城市の公式ホームページへの掲載のほか、登録者が多い市公式LINEを通じた周知を併せて行っています。

今後は、これらの広報活動に加え、より多くの市民の皆様が楽しみながら交通安全を学べる機会を創出していくところです。

具体的には、今年度開催を予定しております交通安全啓発の関連イベントにおいて、今回の法改正の内容を御家族連れなど幅広い世代に向けて、直接、交通ルールの大切さを周知する予定としております。

今後も、関係団体と緊密に連携しながら、市民の安全・安心、自転車利用の安全対策に取り組んでまいります。

○7番（林田 和君） 自転車事故を防ぐためには、子どもの頃からの安全教育が大変

重要であります。小学生や中学生の段階から交通ルールを守る意識や自分の命を守る行動を身に付けてもらうことは、事故の未然防止につながるものと考えられます。また、学校だけでなく、警察、家庭、地域が連携しながら、安全教育や指導を進めていくことも必要であります。そこで、今回のルール改正も含めた自転車安全教育や指導の取組についてお伺いします。

○教育部長（舛井貴男君） 本市においては、自転車利用に伴う交通事故防止を、児童生徒の命を守る教育上の重要課題と位置付け、発達段階に応じた交通安全教育を学校・家庭・地域及び関係機関と連携しながら、継続的に推進しております。

今回の道路交通法改正につきましては、主に16歳以上を対象とした内容ではありますが、自転車利用における交通ルールや安全意識の醸成は、小中学生の段階から継続して取り組むことが重要であると考えております。

そのため、教育委員会では、法改正の趣旨や内容について速やかに各学校へ周知し、学級活動や交通安全教室等を通じて、児童生徒の発達段階に応じた指導を行っております。

小学校におきましては、歩行者としての基本的な交通ルールの理解を基礎としながら、自転車利用時の安全な行動について段階的な指導を実施しております。交通安全教室では、警察等の関係機関と連携し、一時停止や交差点での安全確認、ヘルメット着用の重要性など、実践的な内容を中心に指導を行っております。

また、長期休業前や学期の節目ごとに繰り返し指導を行うとともに、家庭とも連携しながら、日常生活の中で交通ルールを守る意識の定着を図っております。

中学校におきましては、自転車通学の実態を踏まえ、自転車点検や通学路の安全確認、交通ルール遵守に関する指導を継続的に実施しております。加えて、入学時や学期当初に重点的な指導を行うほか、生徒会活動や校内放送などを通じて、生徒自身が主体的に安全意識を高められるよう取り組んでおります。

教育委員会としましては、交通安全教育を単なる知識指導にとどめることなく、児童生徒が自ら危険を予測し、安全に行動できる力を身に付けることが重要であると考えております。

今後も、道路交通法等の改正内容を踏まえながら、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、児童生徒の交通安全意識の向上と交通事故の未然防止に向けた取組を継続して推進してまいります。

○7番（林田 和君） 今回の交通ルール改正は113項目に及ぶ内容があるとされており、一度の周知だけでは全てを理解することは難しい部分もあると思います。特に、子どもたちにとって自転車は身近な移動手段でもありますので、今回の改正内容も含め、交通ルールについては今後も適宜継続して周知や指導を行っていただき

たいと考えております。

次に、産後ケア事業の利用者負担軽減と支援体制の実情についてお伺いします。出産後の母親は心身ともに不安定になりやすく、育児不安や睡眠不足、体調不良など、様々な負担を抱える時期でございます。そのような中で産後ケア事業は、母親の心身の回復を支え、安心して子育てを始めるための重要な支援であると考えております。そこで、本市における産後ケア事業の現在の状況についてお伺いいたします。

○福祉部長（平松洋介君） 本市の産後ケア事業は、出産後の心身が不安定になりやすい一定期間、母体の保護及び育児に関する不安や困り事等の軽減を図り、安心して育児に臨めるようにサポートすることを目的として実施しております。

本市においては、宿泊型、通所型及び居宅訪問型の3つの形態のサービスを実施しており、助産師をはじめとする専門職が、利用者のニーズにあった専門的な指導又はケアを行い、柔軟なサービスを実施しております。

個人の利用料につきましては、住民税課税世帯で宿泊型が1泊5,000円、通所型は利用時間3時間未満である場合1回当たり1,200円、3時間を超え5時間未満である場合1回当たり2,400円、訪問型は3か所の助産院で実施いただいておりますが、1回当たり1,700円の利用料を負担いただいております。

利用料の減額及び免除につきましては、住民税非課税世帯に対しては利用料を2分の1に減額、生活保護世帯に対しましては、全てのサービスの利用料を免除としております。

○7番（林田 和君） 産後ケア事業は制度があるだけではなく、必要とする方が実際に利用しやすいことが大切であります。特に出産後の母親は、体調や育児への不安を抱えながら過ごしており、自分から相談する余裕がない場合もあります。そのため、妊娠中から出産後までの間に、必要な情報が分かりやすく届くことが重要でもあります。また、相談窓口、申請方法、利用までの流れが分かりやすく、安心して相談できる体制が整っているかという点も重要です。利用者が利用しやすい環境や相談体制の現状についてお伺いいたします。

○福祉部長（平松洋介君） 利用者が利用しやすい環境づくりについては、利用者の負担軽減を図るため、窓口へ来庁することなく申請できるオンライン申請を実施しております。

また、母子健康手帳交付時や妊娠8か月時面談、生後2か月児訪問など、様々な機会を活用し、産後ケア事業の周知に努めております。

さらに、電子母子手帳アプリUki星を有効活用し、産後ケアについての情報を迅速かつ適切に対象者にお知らせをしております。

加えて、こどもセンターでは、出産後の母子を対象に年6回、子育て広場において、本市が産後ケア事業を委託している助産院の助産師による産前産後ケアの講座を行っております。

この講座では、利用者は無料で、骨盤矯正や母乳マッサージ等の指導を受けることができ、産後ケアを実際に体験していただくことで、その効果や必要性への理解を深めていただいております。

参加された方からも好評をいただいております、産後ケア事業の利用申請にもつながっております。

相談体制につきましては、妊娠・出産・子育て期の伴走型支援の中で、母子保健事業と連携を図りながら進めております。

特に、電子母子手帳アプリUki星を活用した妊娠8か月アンケートにおいて、回答がない方や相談を希望された方につきましては、市の保健師などが改めて連絡を行い、関連部署や支援機関へつなぐなど、切れ目ない支援体制の充実に努めております。

また、妊娠期から産後までの各種面談や訪問を通じ、育児不安や心身の不調などを早期に把握し、本事業をはじめ、必要な支援へ速やかにつなげるよう努めているところです。

○7番（林田 和君） 産後ケア事業を安定的に継続していくためには、利用者側だけでなく、実際に事業を担う医療機関や関係施設側への状況にも目を向ける必要があります。現場では、人的負担や業務負担が増してきているという声もあります。その中で、地域のために支援を続けていただいている現状があるのであれば、本市としてもどのようにそれを支えていくのが問われます。制度を持続可能なものにしていくためにも、支える側への配慮や連携の在り方は大変重要です。そこで、病院側の負担が増してきている現状を踏まえ、本市の考えについて伺いいたします。

○福祉部長（平松洋介君） 産後ケア事業につきましては、全国的にも利用ニーズの高まりに伴い、受入れを担う医療機関や関係施設の負担増加が課題となっております。

具体的には、利用者へのきめ細やかな対応に伴う人的負担に加え、予約調整や記録作成などの事務負担、また、安心・安全なサービス提供体制を維持するための人員確保などが課題として挙げられております。

本市におきましても、産後ケア事業を継続的かつ安定的に実施していくためには、事業を担っていただいている医療機関等との連携と、負担軽減への配慮が重要であると認識しております。

産後ケア事業は、実際に現場で支えていただく医療機関等の協力があって成り立つ事業であることを踏まえ、今後も委託先事業所の御意見や現場の状況を伺いなが

ら、利用される市民の皆様にとっても、事業を担う側にとっても、持続可能な事業となりますよう取り組んでまいります。

○7番（林田 和君） 産後ケア事業は、母親と赤ちゃんを支える大切な制度ではありますが、病院側の負担が増してきている現状もあると感じております。今後も安定して事業を続けていくためには、利用者への支援だけでなく、受け入れる医療機関側への協力しやすい仕組みづくりが必要であると考えます。そのため、今後の制度変更についても検討が必要であるかと私自身考えております。

次に、外国人住民への生活ルールの周知と地域環境保全についてお尋ねいたします。近年、本市においても、外国人住民や外国人労働者が地域で生活する機会が増えております。外国人の方々も地域社会を支える大切な一員であります。一方でごみ出しのルール、騒音、交通マナー、地域での決まり事、公園や河川など公共空間の使い方について十分に伝わっていない場合には、地域住民との間で誤解やトラブルになることが考えられます。大切なことは、外国人住民に一方的に責任を求めることでなく、日本で生活する上で必要なルールを分かりやすく確実に伝えていくことだと考えております。そこで、外国人に対しての日本での生活ルールの周知についてお尋ねいたします。

○保健衛生部長（木下秀典君） まず、本市における外国人住民の現状について御説明いたします。

令和8年5月25日現在で、本市に居住する外国人住民は1,163人で、27の国の方々が市内各地域で生活されております。

国籍別で申し上げますと、ベトナムが323人と最も多く、次いで、インドネシアが292人、フィリピンが140人、ミャンマーが104人、ネパールが59人、カンボジア及び中国がそれぞれ56人となっております。これら上位7か国で外国人住民全体の約84%を占めております。

こうした状況を踏まえ、本市では、ごみの分別ルールについて、英語版及びベトナム語版の案内を作成し、ホームページへの掲載や窓口カウンターでの配布を通じて周知に努めているところでございます。

英語版を採用した理由につきましては、英語が国際的な共通語として広く使用され、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、ネパール、カンボジアなど、英語を第二言語として学んでいる国の方々にも対応できるためであります。

また、ベトナム語版につきましては、本市においてベトナム国籍の方が最も多いことから、個別言語による対応が効果的であると判断したものであります。

周知方法といたしましては、ごみ集積所や公共施設への掲示に加え、転入手続時に窓口で配布を行っております。外国人住民の皆様が地域のルールを正しく理解し、

安心して生活できる環境を整えることは、地域共生社会の実現に向けて重要な取組であると認識しております。

今後も、対象言語の拡充や周知方法の更なる充実について調査研究をするとともに、外国人住民の皆様が地域に溶け込み、地域の皆様とともに快適な生活環境を維持できるよう、効果的な周知啓発に取り組んでまいります。

○7番（林田 和君） 生活ルールを周知することは大切であります、言葉や文化の違いがある中では、一度の説明だけで十分に理解することが難しい場合もあります。また、生活の中で困ったことが起きた際に、どこに相談すればよいのか分からず、問題が大きくなってしまうことも考えられます。そのため、外国人住民が日常生活の中で安心して相談できる窓口や継続して支援を受けられる体制を整えることが重要であります。外国人向け相談窓口や支援の体制の強化について伺いさせていただきます。

○保健衛生部長（木下秀典君） 議員御指摘のとおり、言葉や文化の違いがある中では、生活ルールの案内を一度行っただけでは十分に伝わらない場合もあります。また、困り事が生じた際に相談先が分からず、問題が深刻化することが懸念されることも、重要な課題として認識しております。

本市の現状につきましては、外国人住民専用の相談窓口は設置しておりませんが、市民生活に関する一般的な御相談については、市の窓口で可能な範囲で対応しております。

情報発信の面においては、本市のホームページに自動翻訳機能を導入しておりますので、ごみ分別ルールや生活に関する各種情報を外国人住民が母国語に近い言語で確認できる環境を整えています。

この機能は多言語対応で、スマートフォンからも利用可能であり、日常的な情報収集の手段として有効です。転入の手続き時やごみ分別ルールの周知などにおいて、この自動翻訳機能の存在を外国人住民に積極的に案内し、活用を促してまいります。

一方、県では外国人住民向けの相談体制が整備されていて、熊本県国際協会が運営する熊本県外国人サポートセンターにて、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・教育など、生活全般に関する相談を多言語で受け付けております。

本市としても、これらの情報を積極的に周知し、外国人住民の日常生活支援の強化につなげてまいります。

○7番（林田 和君） 実際には、鳥などを水路に不法投棄するといった事例も発生していると聞いております。こうした課題は、単にルールを守っていないということだけでなく、日本での生活ルールや地域の決まり事が十分に伝わっていないこと、また困ったときの相談先が分からないことなども要因の1つではないかと考えておりま

す。外国人住民の方々が地域で孤立することなく、また困られないような寄り添った支援づくりが大切であると考えます。今後も、生活ルールの周知と相談体制の充実に取り組んでいただきたいと思います。

次に、本市の都市計画及び松橋地区の今後のまちづくりについてお伺いいたします。本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、人口減少や高齢化、交通の利便性、土地利用、商業機能、公共施設の配置などを踏まえた都市計画は重要であります。特に松橋地区は、本市の中心的な役割を担う地域であり、交通、商業、行政機能などが集まる重要な拠点であります。今後、松橋地区をどのように位置付け、にぎわいの創出や利便性の向上につなげていくのかは、市民にとっても大変関心の高い課題であると考えます。そこで、（１）と（２）を併せてお伺いいたします。

○土木部長（嶋津吉禮君） まず初めに、本市の現在の都市計画についてお答えいたします。

都市計画とは、都市計画法に基づき指定された都市計画区域において、都市の健全な発展と秩序ある整備により適正に発展させようとする方法や手段のことです。

本市の都市計画区域は34.39平方キロメートルと、市域の約18％に指定され、60％を超える人口が居住しております。本市のまちづくりにおいて非常に重要なエリアです。

本市の都市計画につきましては、法定計画である都市計画マスタープランに基づき、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を方針に掲げ、松橋町と小川町の拠点を中心に、魅力に満ちた生活圏の形成を目指しているところでございます。

一方で、本市の人口は合併後、減少傾向が続いておりまして、令和8年3月31日時点で8,000人を超える人口減少が生じております。しかしながら、都市計画区域においては、一定の人口規模や人口密度を維持しており、特に用途地域におきましては人口が微増傾向にあるなど、拠点性の向上が見られます。

さらに、建物の状況でございますが、商業・医療・福祉の生活利便性施設は増加傾向にあり、都市機能の集積も進んでいるところでございます。

これらのことから、本市が進めるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの方向性に沿った都市構造への転換が着実に進展しているものと考えております。

今後も国が提唱します密度の経済を発揮し、少子高齢化・人口減少に対応するため、更なる人口と都市機能の集積を目指して取組を進めてまいります。

最後に、松橋地区の今後の進捗状況でございますが、松橋地区の重要性は議員御指摘のとおり、拠点性は高まっており、都市拠点としての吸引力も維持できている

と認識しております。

この吸引力の源は、居住性を魅力とする本市においては、商業や銀行、医療等の生活利便施設の充実が要因と考えますことから、これらの施設は民間の経済活動であり、立地については事業の採算が見込まれるかどうかといった立地環境の市場性で判断されているものです。

今後も吸引力を維持するため、更なる人口の集積が重要と考え、用途地域内の未利用地の活用や新たな集積地の創設として、松橋駅西側エリアの活用に取り組んでいきたいと考えております。

○市長（末松直洋君） 松橋地区は、人口動向・都市機能の集積状況からも本市の経済活動の重要な拠点であることは間違いありません。

今後もその拠点性を高め、本市の経済牽引地としての機能を果たすため、土木部長からも説明があったように、取組を進めていきたいと考えています。

そのためには、現在の取組だけでなく、松橋地区の市街地形成の歴史を踏まえた取組も必要だと考えております。

松橋地区は歴史的にエリアの中心的な拠点として、それぞれの時代に応じた経済活動の中で長い時間をかけて市街地が形成されてきました。そのため、建築物の老朽化、渋滞問題など、現在の経済活動において使いづらい面も発生していると考えています。

今後も本市を牽引する重要な拠点として更なる都市の成長を図るためには、市街地化している中心部の再構築も重要な課題であると考えております。

少子高齢化や人口減少社会といった、市街地形成の過程において想定されていなかった社会的課題に対応できる基盤の形成を図るため、今後は市街地再開発を含め、取組を進めていきたいと考えています。

○7番（林田 和君） 市長、ありがとうございます。松橋地区は、本市のまちづくりの中心となる大変重要な地域であります。今後もにぎわいの創出や住みやすい環境づくりに向けて、積極的に進めていただきたいと思います。私たちも本市の発展に向け取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

次に、小さな3番目です。ホテル誘致事業は、私の中でもまちづくりにおいて大変重要な政策であると考えております。本市において観光やビジネス、スポーツ大会、各種イベントなどによる交流人口を増やしていくためには、宿泊できる環境を整えることも大変重要であると考えております。宿泊施設が充実すれば、市外から訪ねられる方々が本市に滞在しやすくなり、飲食、買い物、交通など、地域経済の波及効果も期待できます。一方で、ホテルを誘致するためには、民間事業者にとって事業として成り立つ見通しや、行政による支援制度の内容も大きな判断材料にな

ると考えられます。そこで、本市のホテル誘致事業における補助金制度について伺いたいします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 宿泊施設の誘致は、市制施行以来、長年の課題として取組を続けているところです。

誘致に当たっては、市企業振興促進条例に基づき、工場等の誘致と同様に、要件を満たした場合に設備投資補助金及び用地取得補助金の交付ができることとしています。

それぞれの補助金額について、設備投資補助金は、施設等の新設又は増設に要する固定資産の取得価格に2%を乗じた額、用地取得補助金は、施設等の新設又は増設を目的として取得した土地の価格に30%を乗じた額を交付する制度になっております。

令和6年1月1日からは、それぞれの補助上限額5,000万円、合計1億円が上限だったところ、合計2億5,000万円に上限を引き上げるとともに、設備投資補助金を2%から最大5%まで上乗せできるよう、本年度末までの時限措置を設けております。

補助率を最大5%に上乗せする要件としては、客室数100室以上の設置で1%上乗せ、会議室の設置で1%上乗せ、公衆浴場の設置で1%上乗せとしており、宿泊施設に限った特別な措置としているところです。

これらの補助金に加え、宇城市税特別措置条例に基づき、固定資産税の課税を3年間免除できることとしております。

○7番（林田 和君） ホテル事業誘致を進めるためには、補助制度があることに加え、その制度が実際に事業者の進出判断につながる内容になっているかが重要であります。近年は、建築資材の高騰や人件費の上昇などにより、ホテル建設に必要な費用も大きく増加しております。そのような中で、従来の制度のままで十分な効果が見込めるのか、制度の在り方を見直す必要があると考えられます。本市としてホテル誘致を本格的に進めるのであれば、補助金の額、対象経費、要件、対象地域などについて、現在の事業環境に合った制度となるよう見直しすることも強く必要であると考えられます。そこで、ホテル誘致事業における補助金制度の今後の見通しについてお尋ねいたします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 先ほど御説明しました時限措置については、その期間を本年度末までとしているところです。

そのため、次年度に向けてその取扱いを検討することとしており、現在の時限措置が宿泊施設誘致の呼び水になり得るのかなど、今までの検証と現在の時勢、事業者の採算規模などを勘案の上、内容を検討します。

これまで実施してきた事業者へのヒアリングなどにより、現状の上乗せ要件が現在の宿泊事業ニーズと合致しないことも分かってきておりますので、議員の御指摘のように、事業者の事業環境に合致したものとして、進出の呼び水となる補助制度となるよう取り組んでまいります。

○7番（林田 和君） ホテル誘致事業は本市としても大切な事業であり、まちづくりや地域経済の活性化にもつながる重要な取組であると考えております。現在、建築資材や人件費など費用の増加が大きく見込まれる中で、事業者が進出しやすい環境を整えるためにも、補助制度の変更が望ましいと考えております。今後も本市の発展につながる制度となるよう、強く検討していただきたいというふうに考えております。

最後に、熊本県で発生した豚熱に対する質問になります。前回の一般質問でも家畜伝染病について取り上げましたが、令和8年3月26日に、熊本県内で野生のイノシシの豚熱感染が確認されました。これを受け、本市として初動対応をどのように行ったか、また、その後、関係機関や養豚農家と連携し、再発防止に向けた監視体制や防疫体制をどのように整えてきたのか、（１）と（２）をまとめてお伺いさせていただきます。

○経済部長（元田智士君） 議員発言のとおり、球磨郡多良木町において死亡していた野生イノシシから、本県初となる豚熱感染が確認されました。

これを受けまして、同日午後には県庁において緊急防疫対策会議が開催され、県内の関係機関及び関係団体との情報共有、相互連携の再確認、防疫対策の強化が図られております。

県における緊急対応としましては、県内養豚場への情報提供及び注意喚起、防災メールの発信をはじめ、飼養衛生管理の徹底、経口ワクチンの散布、狩猟及び捕獲時における豚熱対策の再徹底など、感染拡大防止に向けた対策が講じられております。

豚熱発生時の防疫体制につきましては、緊急対応から沈静化までの間、熊本県畜産課、中央家畜保健衛生所及び宇城地域振興局が防疫指揮を担うこととなっております。

本市におきましては、これら関係機関と連携しながら、殺処分された個体の埋却補助や通行車両の消毒など、後方支援を担う体制としております。

また、市の初動対応といたしましては、宇城市家畜伝染病防疫対策要綱に基づき、市長を本部長とした対策本部の設置をはじめ、殺処分開始までに支援センター及び現場事務所を県が開設するに当たり、後方支援作業に係る班編成や職員配置を行うこととしております。

さらに、防疫体制の確認と初動対応力の強化を目的として、管内市町、JA、宇城地域振興局、宇城警察署、中央家畜保健衛生所及び宇城保健所と連携し、防疫演習を毎年度実施することとしております。

本市といたしましても、県及び関係機関との連携を密にしながら、迅速かつ的確な初動対応に努めるとともに、万が一、市内で発生した場合に備え、防疫体制の再確認と職員の対応力向上を図ってまいります。

また、養豚農家に対しましては、飼養衛生管理基準の徹底や農場へのウイルス侵入防止対策について、関係機関と連携しながら継続的な注意喚起に努めてまいります。

○7番（林田 和君） 今回の豚熱は、本市にとっても身近な家畜伝染病の問題であり、非常に重要な課題であると考えております。家畜伝染病は、早期の情報共有と初動対応が何より大切であります。今後も関係機関や畜産農家と連携し、迅速な対応ができる体制づくりを進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、林田和君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後1時57分

第 3 号

6 月 5 日 (金)

令和8年第2回宇城市議会定例会（第3号）

令和8年6月5日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 木村俊昭君
3番 中崎栄俊君
5番 中塘万格人君
7番 林田和君
9番 村上真由子君
11番 河野真理君
13番 永木誠君
15番 大村悟君
17番 河野正明君
19番 中山弘幸君

2番 藤井千秋君
4番 杉田雅宏君
6番 蓑田憲治君
8番 津志田幸紀君
10番 四海公貴君
12番 原田祐作君
14番 坂下勳君
16番 溝見友一君
18番 豊田紀代美君
20番 石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星津章博君 書記 三村修司君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	末松直洋君	副市長	田村真一君
教育長	前川和宏君	総務部長	木見田洋一君
企画振興部長	亀井誠君	市民部長	米田年宏君
福祉部長	平松洋介君	保健衛生部長	木下秀典君
経済部長	元田智士君	土木部長	嶋津吉禮君
教育部長	舩井貴男君	総務部次長	福田真治君

企画振興部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福祉部次長	田 嶋 真 君	保健衛生部次長	内 富 裕 登 君
経済部次長	池 田 真 一 君	土木部次長	濱 崎 哲 次 君
教育部次長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	沖 田 利 喜 君
不知火支所長	松 枝 邦 明 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊野支所長	西 村 光 代 君	上下水道局長	城 塚 栄 治 君
会計管理者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	渡 邊 紫 乃 君
農業委員会事務局長	米 村 寿 朗 君	財政課長	岩 岡 修 市 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、12 番、原田祐作君の発言を許します。

○12 番（原田祐作君） 皆様おはようございます。議席番号 12 番、会派新志会、原田祐作です。まずは 4 月に行われました宇城市議会議員選挙におきましては、多くの皆様に御信任をいただきまして、また 4 年間議員として務めることができます。本当にありがとうございます。ただ、今回の選挙におきましては、その結果を受けて、非常にやはり思うところが多くございました。前回の無投票の選挙を受けて、地域の皆様にもっと議会を知っていただきたい、地方政治に興味を持っていただきたいと、議会の中で精一杯議会改革に努めてまいりました。その結果として、今回の選挙では非常に多くの方が立候補され、この地方の議会に興味・関心が出てきたのかなというふうに感じておりましたが、ふたを開けてみますと過去最低の投票率ということで、地域の皆様には私たち議会の思いが伝わらなかったと、このように非常に厳しい評価を受けたと私自身感じております。現職をこれまで続けてきたその責任として、これからの 4 年間、もっと市民の皆様にも求められる議会とは、議員とは何か、このことをしっかりと考えを改めながら務めさせていただきたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは質問に入りたいと思います。大きくは 3 つ、1 つ目が地域おこし協力隊について、2 つ目が農業振興について、そして 3 つ目は地域と学校について、この大きな 3 つについて質問を進めてまいります。

まず 1 つ目、これまでの地域おこし協力隊の状況と推移について、その状況をお伺いいたします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組として、総務省が実施しております。

本市では、平成 28 年から受入れを開始しており、令和 5 年以降に委嘱し、現在活動中の 9 人も含めて、これまで計 23 人に従事していただいております。

その活動分野としては、宇城市地域おこし協力隊設置要綱に、地域振興、観光物産振興、農林水産振興、移住・定住振興、教育振興に加え、その他、事業の目的達

成に必要な活動と規定しております。

実際には、観光振興や特産品の開発、eスポーツやデジタルスキルの普及、空き家対策や移住相談・サポート、農業体験の開発・発信及び農産物のブランド化や地域福祉における交流拠点づくりなどがあります。

任期中の主な実績として、地域から情報を得た空き家を空き家・空き地バンクに登録することで活用を促したり、移住希望者の視察受入れ及び相談対応による移住者の獲得、子どもたちの居場所づくり、各種イベントや講座・ワークショップの開催などが挙げられます。

○12番（原田祐作君） 今、これまでの活動実績について答えていただきました。これまでの隊員の数やそのような把握をいたしました。

それでは、2番目の質問に移ります。その方たちの任用後の状況についてはどのように把握をされているかお伺いをいたします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 地域おこし協力隊の任期は、設置要綱で最長3年と定めております。

制度の趣旨として、任期終了後は活動地域にそのまま定住することが目的の1つとされておりますが、個人の事情もあることから、その判断は隊員自身に委ねられております。

本市の状況は、直近5年間で8人中6人、75%が定住しています。

全国的に見ても、直近5年間で70%が定住しており、任期終了後の定住率が高まっている状況です。

また、定住した6人の全てが本市内で起業済み、あるいは起業に向けて準備中であり、全国平均の起業率45.6%に比べて、かなり高い状況です。

事業の内容としては、特産品の製造・販売や空き家管理、地域密着型シェアオフィス及び地域交流拠点の運営などが予定されています。

○12番（原田祐作君） 本来であれば、今せっかくこの定住の人数とかをお答えいただきましたので、実際どの辺の地域から来られて、この宇城市に住まわれているのか、また宇城市の中でどのような地域に住まれているのかというところを細かく分析をしたいところではありますが、それについては改めて私の方で分析をして、また次の機会に回していきたいと思います。いずれにしても、これまで多くの方が定住され、そのうちの多くの方がまた起業されているということで、一定程度この地域おこし協力隊の本来の目的を達成していると、このように理解はしております。そのことを踏まえながら、次の3つ目の質問に移ります。

基本的に違う土地から宇城市内に来て、その場所で定住するためには、仕事が必要だというふうに考えます。そのような起業をする、しかも知らない地で起業する、

非常にハードルが高いと思うんですけども、こういった部分に対しては、やはり行政の起業支援というものが需要であるというふうに考えておりますが、任期終了後、隊員の皆さんの起業に対する市の支援策についてはどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 地域おこし協力隊の任期終了後の起業に対する支援として、まずは補助制度があります。

宇城市地域おこし協力隊起業支援補助金があり、地域おこし協力隊の3年目の任期終了の日から起算して前後1年以内に、100万円を上限として補助金が交付されます。

宇城市での起業や事業承継の際に必要な初期費用の一部を市が支援することで、起業のハードルを下げる役割を担っております。

また、隊員には、委嘱当初から熊本県及び一般社団法人くまもと地域おこし協力隊ネットワークによる出口戦略支援として、起業セミナー、OB・OGとのネットワークづくりの場などが提供されております。

成功事例や失敗事例を含めた取組の紹介や交流を繰り返す中で、隊員は起業に向けたイメージを具体化していきます。

昨年度に任期終了となった5人のうち、1人は既に起業済みであり、残り4人が起業に向けて準備中ですので、その動向を見守りつつ、今後、市ができ得る支援策を検討してまいります。

○12番（原田祐作君） 今の御説明を聞いていると、一定程度、今、市が用意している支援策の中で、隊員の皆様も満足して運用がなされているというふうに理解をします。そうであるならば、まず1つですね、この地域おこし協力隊設置要綱第11条の中に、「市は、地域おこし協力隊の活動が円満に実施できるように、次に掲げることを行うものとする」とあります。活動に関するコーディネート、関係機関との調整及び市民への周知、活動終了後の定住支援、その他地域おこし協力隊の円滑な活動に必要なことと、この4つが挙げられておりますが、一定程度うまく回っているということでもいいのかなと思うんですが、この項目にその後の起業サポートというか、そういったのも何か1つ付け加えてもいいのかなというような感じを受けております。また、先ほど説明の中で、熊本県の地域おこし協力隊のネットワーク、またOB・OGによるセミナー等というような説明がありました。確かにインターネット上で探しても、各地域でその地域おこし協力隊の隊員の任期を終えて、その後、その地で一般社団法人等の起業をされ、そしてその事業の一環として、そういった新たな隊員へのセミナーというようなものを企画されているような情報を数多く見受けます。ただ、これは結構高額みたいで、その方たちもやはり仕事でやっ

ているんでしょうね、1回そのセミナーを受けるのに数万円というような、非常に大きな額を提示されているようなセミナーがあるようです。こういった中では、隊員さんたちはその活動費として国から補助は受けておりますが、それはあくまで自分がその場で活動するための資金だと思うんです。ただ、そのようなセミナーに行くためにも、そのような活動費を充てられている状況もあるというふうにお聞きするとすれば、地域おこし協力隊自体、国とかでは公の制度なので、その民間のセミナーに頼るのもいいんですけども、もうちょっと公の部分が最後まで面倒を見るというのもいいのかなというふうに感じはしております。ただ、一定程度成果を上げられるということで、これは今後見守っていきたいというふうに思います。

それでは、地域おこし協力隊の大きな目的であります定住促進について、4番目の質問に移っていきます。これまでの説明の中でも多くの方が定住につながっていると、決してその数が多いか少ないかは別として、割合としては多い割合の方が定住されているということで話は聞いているんですけども、改めてその定住の部分について、どのような支援を宇城市としては行っているのかについてお伺いをいたします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 任期終了後の定住支援に関しては、先ほど申しました宇城市地域おこし協力隊起業支援補助金があります。任期終了後も1年以上宇城市に定住することを補助金交付の要件としており、起業や事業承継により、宇城市で事業を営み、生活し続けることを支援します。

隊員は、将来的な起業及び定住を意識した活動とネットワークづくりを市内に限らず広く行っており、それぞれの活動の中で住居や活動拠点を模索している状況にあります。

任期終了後に定住した6人の状況から、日々の活動の中でどれだけ地域に溶け込めるか、隊員の取り組みたいことと市が取り組んでほしいことの橋渡しなど、活動を円滑に取り組むことができるよう、定住のための支援というよりも、隊員に対する常日頃からの市の積極的な関わりとサポートが重要と考えております。

繰り返しになりますが、本市では直近5年間の任期終了者8人のうち75%が定住しており、また全国的にも70%が定住していることから、任期終了後の定住率が高まっている状況にあります。

定住の有無は個人の事情によるところが大きいものの、市の風土に魅力を感じてこの地域が望ましい、あるいはビジネスチャンスがあると考えて起業までたどり着く隊員を、日々のサポートを通じて増やしてまいります。

○12番（原田祐作君） これまでこの質問を進めていく中で、定住率も全国よりも一定程度高いと、また起業についても非常に積極的に起業していらっしゃるというこ

とで、宇城市においては、まず地域おこし協力隊の制度が創設されたときの当初の目的は、十分達しているかというふうに思います。ただ一つ、5番目の質問に移っていくんですけれども、これまでの地域おこし協力隊の中の議論の中で、一番多かったのは空き家対策やその地域の魅力発見というか、発掘というか、そういったもののブランド化の創出というのが1つ柱があって、もう一つは、宇城市でも県下でもかなり有名な、具体的にいうとうきのばさんですね。大きくこの2つの分野に、今宇城市は地域おこし協力隊の活動としてはやっているんじゃないかなと思います。ただ、他市を見ますと、様々な分野で、もっと広い分野で地域おこし協力隊の任用をされている自治体もございます。そしてまた宇城市は今、一定程度定住と起業が進み、その目的は達しつつあると。ただ、これをより発展させていくためには、新たな段階への挑戦というか、取組が必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、このような新たな展開を望むための今後の運用について考えをお聞かせください。

○企画振興部長（亀井 誠君） 先ほど答弁しましたとおり、これまで地域おこし協力隊には観光振興や特産品の開発、eスポーツやデジタルスキルの普及、空き家対策や移住相談・サポート、農業体験の開発・発信及びブランド化や地域福祉における交流拠点づくりなどに取り組んでいただいております。

しかしながら、設置要綱上は幅広い活動を期待しており、隊員の活躍の範囲はまだまだ未知数と考えております。

また、地域おこし協力隊と同様に、地域活性化を支援する総務省の取組として、地域活性化起業人や集落支援員があります。

制度や業務は異なりますが、地域の維持・活性化という目的は同じであり、支援策の複線化による新たな取組が期待できます。

人口減少が進む中、地域活力の維持・向上は本市の課題でもあります。そのため、地域おこし協力隊がその活動範囲を広げ、新たな分野に取り組んでいただくことは、本市においても望ましいことです。

本市としても、他自治体の事例を参考にしながら、まずは庁内における認識を深めつつ、できるところから新たな展開を模索してまいります。

○12番（原田祐作君） 今回、私がこの地域おこし協力隊を質問に取り上げたのは、地域おこし協力隊の今の運用に何か課題があるとか、問題があるというようなものではございません。ただ、今の5番目の質問になるんですけれども、やはり新たな展開が望まれるんじゃないかという、可能性の部分を感じての質問でございます。地域おこし協力隊は、今まで過去20数人が宇城市には来ていただきました。ただ、よその自治体では、もっと多くの方たちが任用されて活躍をされている、そういう

自治体もございます。この地域おこし協力隊を受け入れる場合には、市の職員さんたちの負担、負担と言ったらこれはちょっと語弊がありますね、その取組に対して支援を進めていかなければならないので、この業務が増えてしまうというような側面が1つあると思います。そういった側面をサポートするためにも、今、協力隊の任用を終えた方たちが定住し、起業し、地域に残っていらっしゃるのであれば、その方たちが確かに県のサポートセンターとつながればいいんですけれども、この宇城市の中でネットワークを構築して、そこでさらにお互いを助け合っていくというような、隊員の中で回していくような、何かそういったイメージの流れというか、循環をつくっていく必要があるのかなと思います。ただ、その流れをつくるまでには、行政が一定程度サポートしなければならないのかなというような感じを受けております。また、今の部長の答弁をお聞きしましても、やはり隊員がこの制度を使うには、やりやすいというか、ある程度マッチングしやすい分野とそうでない分野があるような気がします。そして、例えば今農業の空き家とか、そういった地域の魅力発信、こういったものの隊員さんというのは、常日頃から地域に出て、地域の人たちと交わって、この地域のことをよく知る機会になると思うんです。そういった方はたぶん、じゃあ次定住しようとかになったときも、地域にはたくさん知っている人もいるし、その定住のハードルは下がる。また起業するにしても、たぶん空き家対策とか地域のブランド発信というのは、いろんな事業をつくる上でもいろんな可能性を感じるんですよね。だから割と起業、定住が進みやすいと思うんです。例えば、私がやっていただきたいのは、できたら公民館活動や文化活動にもうちちょっと地域おこし協力隊の方たちを入れてもらって、公民館事業とかを公民館の中でもやる。また地域の公民館に出て行って、地域のそのコミュニティ力強化のためにつながるような公民館事業、また何よりも大事な生涯学習や社会教育の拠点となるような、そういった隊員さんたちの活動もできるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、そういった公民館で活動するとか、例えば今の象徴的なのはうきのばさんだと思うんですけど、うきのばさんとかは、隊員さんは、その施設の管理運営というのが仕事になっています。そうなってくると、その施設の中で仕事をする。そうすれば、地域の方たちと全くつながらないとは言いませんけど、つながる機会は若干その地域の魅力発信とかそういった方たちに比べると、地域との連携性というか密着性というか、そういうのは若干下がると思うんですよね。そうなってくると、起業するにしても若干ハードルは高いような気がするし、何よりも定住はいいんですけど、起業するとなった場合に、その施設で事業をやっている方が隊員を卒業して定住して起業します。でも、隊員のときにやっていた市の事業というのは引き継げないですよね、それはもう公民館事業であり、今の例えばうきのば

さんでいうと、うきのばさんの事業なのでその方は新たな仕事を見つけて定住をしなければならない。こうなってくると、なかなかそういった分野での隊員さんの定着率というのは低くなるんじゃないかなというふうに思います。そうすれば、例えばこれは他市ではあったんですけど、そういった公民館事業とかをやっている隊員さんたちが任期が終わったら、行政の人が3セクで1つ法人を持っていて、そこに所属して市の施設を業務委託して、その業務委託を受けたこの施設の中でその協力隊さんは社員として働いていくというか、そういった形もありました。こういった循環も1ついいんじゃないかなというふうに思います。だから例えば、ちょっとうきのばさんばかりで、ちょっと例があれで失礼なんですけれど、例えばうきのばさんの隊員さんが任期終了しました。じゃあ、うきのばの運用は、あなたたちがつくった会社に業務委託しますよとかですね。こんな感じです、イメージを言うと、例えばなんですけれど。そういった形で新たな運用の仕方があるんじゃないかなと、そうすれば、もっともっとこの制度が広がっていくのではないかなというような心持ちで今質問を進めております。どうか御負担も増えると思いますけれども、研究していただきまして、またよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、2番目の農業振興についての質問に移っていきます。現在、市内においては、農業者の皆さんはおそらく家族経営の方が多いというふうに、私自身、肌感として認識をしているのですけれども、そのような農業者の皆さんの人口の推移をどのように把握されているのかについて伺いをいたします。

○経済部長（元田智士君） 農業従事者の推移についてお答えいたします。

本市の農業は、家族経営を中心とした個人経営体が多い状況にありますが、全国的に見ても、個人経営体の世帯員である基幹的農業従事者は減少傾向が続いております。

農林業センサスの公表値によりますと、全国では、2020年の基幹的農業従事者数は136万3,000人となっており、2015年の175万7,000人と比較しますと約22%が減少しております。また、10年手前の2005年の224万1,000人と比較しますと、約39%の減少となっております。

本市におきましても同様の傾向が見られます。農業経営体数は、2020年で1,860経営体となっており、2015年の2,148経営体と比較しますと約13%減少、2005年の2,744経営体と比較しますと約32%減少しております。

このように、本市の減少率は全国平均と比べると緩やかではあるものの、農業従事者が減少している状況に変わりはありません。

また、参考として本市全体の人口推移を申し上げますと、2005年が6万3,

089人、2020年が5万7,032人となっており、15年間で約10%減少しております。

農業経営体数と市全体の人口を単純に比較することはできませんが、人口減少以上に農業従事者の減少が進んでいる状況にあると認識しております。

一方で、農業法人を含む団体経営体につきましては、2005年から2015年まではおおむね30経営体前後で推移しておりましたが、2020年には46経営体、そのうち農業法人が43経営体となるなど、団体経営体は増加傾向にあります。

このことから、農業従事者数は減少している一方で、法人化や組織化が進み、1経営体当たりの経営規模は拡大しているものと考えております。

○12番（原田祐作君） 分かりました。減少傾向ということは今大体おおむね分かりましたけれど、その中で、再度質問いたします。今の推移、今後の見通しとかを踏まえた中で、市としてその減少に対する対策というか考え方というか、その辺についてはどのように考えられているかについて質問いたします。

○経済部長（元田智士君） 農業従事者の推移における今後の見通しでございますが、農業従事者数につきましては、全国的な人口減少や高齢化の進行に伴い、本市におきましても減少傾向が続くものと認識しております。

将来的な数値につきましては、社会情勢や経営環境の変化など不確定要素も多く、現時点で具体的な見通しをお示しすることは困難であります。人口減少そのものは避けて通れない課題であると考えております。

このような中、市といたしましては、地域計画のブラッシュアップを進める中で、地域における話し合いを継続していただき、10年後を見据えた営農ビジョンをしっかりと描いていただくことが重要であると考えております。

具体的には、集落での協議を通じて、まずは個人経営の法人化による経営規模の拡大をはじめ、集落営農組織や機械共同利用組合、作業受委託組織の設立、さらには集落外からの企業参入の受入れなど、地域の実情に応じた多様な営農形態について検討いただくことが必要であると考えております。

また、個人の経営体におきましても、スマート農業技術やAI、自動運転機械など、省力化につながる先端技術の導入を進めることで、減少する農業従事者の中でも持続可能な地域農業の維持・発展につなげていく必要があると考えております。

市といたしましても、地域農業を将来にわたり維持していくため、地域での協議や取組を引き続き支援していくこととしております。

○12番（原田祐作君） 人口減少に伴い、またそれを上回るスピードで農業従事者の皆さんの数が減少しているということは、非常に大きな問題だというふうに捉えられていると、そのように理解をいたしました。それについて様々な施策を打ってい

かなければならないし、その努力も続けているというふうに理解をした上で、2番目の質問に移ります。

農業振興に関する重点施策についてということなんですけれども、これは現状維持ということでは、減少傾向なので将来なくなってしまうおそれがありますよ。ということであれば、この減少傾向というところを踏まえた上で、私としては、やはり農家さんも守っていただきたいし、何よりその農業生産性というか生産高も維持していかなければならないというふうに思っているのですけれども、将来に向けてのその振興する施策について、減少傾向であるという推移を踏まえながら、どのようなものを重点として挙げられているのかについて、具体的にお伺いをいたします。

○経済部長（元田智士君） 本市では、農業従事者の高齢化や担い手不足が進行しており、農業経営を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このような中、本市の農業を持続的に発展させていくためには、担い手の確保・育成と経営基盤の強化が重要であると認識しております。

本市の農業振興における重要施策として、まず、国県による農業基盤整備事業に取り組んでおり、農地の区画整理を行うことにより、農地の汎用化、農作業の効率化、担い手への農地集積及び耕作放棄地の解消と裏作による農地利用率を向上させ、稼げる農業の実現を目指しております。そのほか、農業の担い手確保につきましては、新規就農者の定着支援をはじめ、先ほど申し上げました地域計画のブラッシュアップにより担い手への農地集積を図り、地域農業を支える集落営農組織の設立支援に取り組むとともに、省力化や効率化を図るため、共同利用機械の導入への支援を行っております。

次に、農業経営の規模拡大及び生産性向上を図るため、農業用施設や農業用機械の導入に対する補助支援を実施し、意欲ある農業者の経営発展を後押ししております。

また、農業経営の安定化に向けましては、中山間地域等直接支払制度を活用した農地保全活動への支援に加え、自然災害や価格変動などのリスクに備えるため、農業収入保険加入促進事業による経営の下支えを行っております。

さらに、近年の物価高騰による生産資材や燃油価格の上昇は、農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、実情に応じた補助支援を講じ、農業者の負担軽減に努めております。

○12番（原田祐作君） 今、部長の方から、様々な取組について答弁をいただきました。実際、この農業の分野は建設経済常任委員会でも非常に議論されますけれども、その中におきましても、様々な補助金等を組み合わせて、少しでもその農業に従事

される皆さんに対して、多くの支援ができるようにというような御苦勞をされていることは十分伝わっております。また、この農業施策におきましては、市長も日頃から強くこの思いについてはたびたび議会で語られております。もしよろしければ、その思いについて一言お聞かせ願えればと思います。

○市長（末松直洋君） 先ほど、経済部長がお答えしたとおりであります。私としても、本市農業の将来を考えたとき、農業者の人口減少という課題を踏まえ、農業者が経営規模を拡大し、より効率的かつ持続的に経営を行えるよう支援していくことが重要であると考えております。

特に、これまで団体等への支援が中心でありましたが、今後は、意欲ある農業者、個人に対する支援の在り方や国県事業に対する市単独の支援についても、どのように進めていくかを考えていかなければならないと思っております。

農業者の経営安定や意欲の向上につながるよう、今後も担い手確保や生産性向上に向けた取組を進め、本市の農業の持続的な発展を後押ししていきたいと思っております。

○12番（原田祐作君） 今、市長が述べられた中で、個人へのというような言葉があったことに対して、非常に強い感銘を受けております。今、私事で誠に恐縮なんですけれども、私の家の地域の近くは国営基盤整備が行われました。非常にきれいに整備されて使い勝手がいい、そのような環境が整っています。ただ一方で、じゃあこの畑を10年後に誰が管理するのとなったときに、次世代、後継者がいない農家さんたちがうちの周りは多い。こういった中では、これまで市長が進められてこられました企業を誘致して、その方に任せるといようなことも確かに大切です。ただ、私としましては、小さい頃から育った地域の農家さんたちが、いつまでもその土地を守っていただける、そんな環境をどうしても否定ができないというか、そんな将来をずっと夢見たいと、このような思いがあります。どうか小規模ではあるが家族営農をしっかりやられている方々にも目を向けて、今後も支援をいただきたいとこのように思います。ありがとうございました。ここまで、しっかりと支援のお話をさせていただきながら、ちょっともう一步食い下がらせていただこうと思います。今回は質問の中で、先ほどの地域おこし協力隊もそうなんですけれども、現状の課題というよりも、次のステップに何か新たなチャレンジができないかというようにことも1つテーマにして質問を進めておりますので、3つ目の質問に移っていきます。

税制上の優遇措置についてというふうに書いておりますけれども、一般の認識として農業従事者の方には多くの補助があったり、また、ほかの産業と比較すると優遇されていると、このように見られている側面もあるのではないかと感じておりま

す。ただ、近年の不安定な世界情勢、それに伴いまして日本の食料の自給率と様々な状況を考えると、やはり農業者の皆さんがこの国土を守る、この日本の土地を守るという側面があると、そのように考えればもうちょっと、もう一步進んだ新たな視点での支援も必要じゃないかなと、その可能性を探りたいと、このように考えております。そういった意味でこの質問、税制上の優遇措置について。これまでも十分国や県の中で補助金をいただいたりとか、優遇措置があると思うんですけども、国県ではなくて、市が独自でこの税制上の優遇措置ができないかどうか、これについて伺いをいたします。

○市民部長（米田年宏君） 税制上の優遇措置とは、国や地方自治体が特定の政策目的や経済的支援の目的を達成するために、個人や法人の税負担を軽減又は免除する仕組みのことです。

農業振興を目的とする税制上の優遇措置については、現在、国が法律に基づいて、国税や地方税など多岐にわたり支援されているところです。

例を挙げますと、国税については、所得税や法人税における農地の取得や農業機械などの設備投資に係る優遇措置、それから青色申告の特例、農地を譲渡した場合の特別控除、160万円以上の農業機械を取得した場合の特例措置などがあります。このほか、農地の贈与や相続に係る贈与税等の納税猶予制度、農地取得に係る登録免許税の軽減措置などもございます。

県税については、農業者が利用する燃料に関する軽油引取税の免税、農用地利用集積促進計画により農地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置、農業者に対する事業所税の非課税措置などがあります。

また、市税につきましては、固定資産税の農地に対する税負担の軽減措置や、農協等が地域計画の要件を満たす認定新規農業者に利用させる機械装置等を取得した場合の償却資産の課税標準額を3分の2にする軽減措置、農協等が共同利用する機械等を取得した場合の償却資産の2分の1軽減措置などがございます。

このように、国が進める農業振興政策については、税負担の軽減等の支援が多岐にわたって整備されています。一方で、市が独自で、固定資産税や軽自動車税等の減免や課税免除を行う場合は、市の税収減少による財政負担の増大が1つの課題と考えます。

具体的には、市税の減収分を補うために、他の行政サービスや公共事業の歳出削減を検討する必要性が生じます。

このようなことから、農業振興を目的とした市独自の税制上の優遇措置の検討に当たっては、公平・中立・簡素という税の3原則を重視しつつ、国税や県税、社会保険料等の密接な関係性や政策効果を見極めるなど、総合的な判断が必要であると

考えます。

○12番（原田祐作君） 今の御説明を聞きまして、様々な優遇は既に行われているよと、そして市独自の税制優遇措置という、様々な財政について影響を与えるということで慎重にならざるを得ないということは十分理解をいたしました。ただ、これだけの優遇措置が行われていて、さらにそれについて様々な補助がどんどん検討されている中でも、農業者の減少というのが続いているという状況を考えると、何かやらなければならない。確かにこの市で、1自治体でやれることというのは、確かに限られているというふうに思うんですけども、ただ、何かそこに新たなチャレンジをして、宇城市の基幹産業は農業であると、このようにたびたび言われるのであれば、多少の不利益な部分はあってもこういったことをやっていますよと、この難しいことをやってでも、宇城市は農業に関わる皆さんに対しては後押ししていくんです、支援していくんですと、後ろから押していくんですよと、このような雰囲気をつくるようなことも必要なんじゃないかなというふうに思っています。非常に難しい問題ではあると思います。ただ、これは私たちの食に関わる問題、命に関わる問題ですので、今後もここについてはしっかりと議論を進めさせていただきたいと思いますし、経過も見守らせていただきたいというふうに思います。

それでは、3番目の質問に移ります。学校と地域の連携についてということで、大きな項目を上げさせております。そのうちのまず1つ目、地域学校協働活動推進員の運用について質問をします。まずは、この推進員さんたちの人数の推移やその体制がどのようになっているのか。また、その予算措置です。この方たちがどのような報酬というか、そういったものがどういう体系になっているのか。たぶんその方たちの報酬というのは、多くは国県からの補助になっていると、制度上そういうふうになっていると思うんですけども、そのような国県からの実施の状況ですね。何か以前聞いたときには時限的という話も聞きましたので、そのような形になっているのか。また、それに伴いまして皆さんがどのような活動をなさっているのか、そのような状況について、まず質問をいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 平成29年3月に改正された社会教育法において、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うための地域学校協働活動推進員が法制化されました。

本市の地域学校協働活動推進員の人数は、令和3年度の4人から順次拡大し、令和5年度には9人体制で、市内の全17校への配置を完了いたしました。令和7年度には13人、令和8年度は12人体制で運用しております。

実施体制につきましては、社会教育法第9条の7第1項に基づき、地域住民の中

から熱意と識見を有する方を教育委員会が委嘱しております。活動を個々の推進員に任せきりにするのではなく、活動内容に応じて複数人による応援体制を構築するとともに、2か月に1回の全体推進員会議や中学校区単位でのブロック会議を随時開催しております。これにより、情報の共有と活動改善を組織的に行う体制を整えております。

予算面について申し上げます。推進員の増員に伴い、謝意金を年々増額させております。令和8年度当初予算では約699万円を計上し、体制の強化を図っております。

補助金の時限的措置に関する懸念につきましては、文部科学省の地域と学校の連携・協働体制構築事業は、当初から期限なしの事業として位置付けられております。本市としましては、社会教育法第5条第2項に定められた地域住民等と学校との連携協力体制の整備という教育委員会の責務を果たすため、今後も国県の財政支援を活用し、継続的かつ安定的な財源確保に努めてまいります。

各校の活動を申し上げますと、社会教育法第5条第1項第13号から第15号に規定される学習支援、体験活動、交流活動に基づき展開されております。令和7年度の実績では、年間402件の活動に延べ2,892人の地域ボランティアが参画されました。

具体的な事例といたしましては、登下校の見守り活動や絵本の読み聞かせ、野菜づくりや米づくり体験などがございます。

これらの活動は、教職員の負担軽減につながっているほか、文部科学省所管の第4期教育振興基本計画が掲げる、地域全体で子どもを育む地域とともにある学校づくりを具現化しているものでございます。

- 12番（原田祐作君） 今、御説明をいただきました。ちょっといくつか、私を感じている状況と違うところを申し上げさせていただきます。まず、活動をそれぞれ個人の推進員に任せるのではなくて、グループとしてやるというようなお話、推進員会議やブロック会議をやっているという話を聞いたのですが、誰がその中心的な指導を行ったりとか、そのブロック会議がどの程度開催されているのかというのにちょっと疑問を持っています。ここで質問することはいたしません、できるのであれば、いつそのような会議が行われ、どのような内容で検討されたのかというのを改めてちょっと調査をしたいなというふうに思っています。そしてまた、予算の部分でお話がありましたけれども、これは年間402件の活動で、2,892人の地域のボランティアの方を動員していると、これはものすごいことだと思うんですね。それが、これだけのことを果たしてこれぐらいの予算でできるのかなというのをちょっと心配します。もし、この推進員さんたちがいなくなったら、この400

件を超える事業は、おそらく全部学校の教員の先生方がやられることになると思うんですよね。これだけ学校現場が大変だという中で、教員の方たちが同じことをやれるというのは、非常に難しいんじゃないかなというのが実感としてあります。そういった意味では、この推進員さんたちの働きというのは、非常に大きなものがあるんじゃないかなと思うんですよね。結局、この402件で2,800人を超えるボランティアの方が活動されているということであれば、その背景には、当然それに関わる児童生徒の数は、延べにするとものすごい数の子どもたちが地域の魅力であったり、様々なその地域の皆さんのお話を聞くことによって、郷土愛であったり、そういったものを育む活動になっていると思うんですよ。非常に重要な役割を担われている、そういうお仕事をされているんじゃないかなというふうに思っています。そして、何よりもう一つ問題だと思うのは、この推進員さんたちが果たしてどのような形で配置をされているのか。基本的に今常駐をされている学校と、していない学校とあると思うんですけれど、この辺を私としては、ほぼ全部の学校に常駐をして、それだけしっかり活動をやっていただけたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、この辺の常駐ということに関しては、何か見解はございますでしょうか。

○**教育部長（舛井貴男君）** 今、議員からの御質問でございますが、地域に根差した推進員が地域と学校をつなぐ橋渡し役を継続的に担う重要性は深く認識しております。しかしながら、現時点において各校への常駐は考えてない状況でございます。

その最大の理由は、社会教育法第9条の7の規定に基づき委嘱される推進員の多くが、御自身の仕事や家事、育児といった家庭生活の傍ら、その合間を活用して柔軟に活動されている実態にあります。常駐化によって時間や場所を固定することは、こうした柔軟な活動を妨げ、結果として適任者の確保を困難にするおそれがあります。

本市としましては、個人の常駐に頼るのではなく、持続可能な組織的な活動と継承を重視しております。推進員は児童生徒の保護者が多く、卒業等による交代は避けられません。そのため、交代を前提とした活動マニュアルの整備を徹底し、推進員が変わっても事業の質が維持される体制づくりを進めることが、持続可能な協働体制の確立に資すると考えております。

○**12番（原田祐作君）** ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、非常に私はこの答弁については残念に感じます。地域学校協働活動推進員さんたちは、私も関わりが深いです。私も県の「親の学び」プログラムトレーナーなどをやって、その社会教育の分野の方とは非常に深い関わりがあるので、今のお答えは非常に残念だと思います。まず、地域学校協働活動推進員さんたちは、子どもがいるからやっているそのような認識はないと思いますし、子どもが卒業したから推進員を辞める

と言われた方は、私は見たことがございません。どちらかというと、この仕事は非常にやりがいがあると、もちろん専門家ではないですよ、何か国家資格とかそんなのを持ってやられているわけではないんですけれども、この仕事に誇りを持ってやられています。先ほどから何回も社会教育法とかありますけれども、この理念を十分承知した上で非常にやりがいがある仕事だと、本当はもっと続けたいと。ただ、予算の上限が決まっているので、もうこれ以上はやらないでくれと言われてたりして、本当はつなげたいけれどもつなげられない人がある、地域のボランティアの方をお願いして、その推進員さんが長年その地域との人と関わって信頼関係を結んで、その信頼関係の下に学校に来ていただく。その方たちに対してお礼をしたいけれども、ちょっとそろそろ時給が足りませんよとか、こんな話になってそのお礼もできないと、いや、つらいと、申し訳ないと、このような気持ちで今仕事をされています。そのような中で、じゃあなぜそういった余り整っていない環境でも仕事をされるかというと、その方たちは地域の方で、地域に愛があるからだと思うんです。そして、子どもたちが好きで、子どもたちに地域の魅力を分かってもらいたい、その一心で仕事をされていると思うんですよね。それが何か子どもがいるから、卒業したから代わられるみたいな、そういう認識というのはできれば改めていただきたいと思います。そんな方はいないと思います。逆に私が今まで聞いたのは、この制度が立ち上げられた当時から一生懸命頑張られていた方が、推進員を辞められるときに私が聞いたのは、この仕事は本当にやりがいがあるって続けたいと、続けたいけど今のもらっている報酬じゃ生活ができないから、やはりこの仕事は辞めると。よかったら、もっと報酬を上げてもらって身分を保障して、だって国が始めた事業で法律にも則ってやっているのに、何でそんな恵まれていないんだと、おかしいと、やりたいけどやれないと、こうやって辞めていかれた方の話は聞きました。だから、子どもがいるからやっているというような、ちょっとそういったところ、この部分だけ取り上げて本当に申し訳ないと思うんですけれども、こういった認識はやめていただきたいし、人が変わっても継続していく事業にしなければならないという思いがあって、そこは理解はします。だったら、もっとちゃんとした体制で、その推進員さんの上にコーディネーターを置いて、このコーディネーターさんがちゃんとマネジメントをする。そのような体制をつくっていただきたいというふうに思います。そして、私がこの事業にこれだけこだわっているのは、平成25年には地域による学校支援活動として、文部科学省大臣の表彰も受けているんですね、不知火小学校が。これをなぜ不知火小学校が受けたかというと、不知火小学校はこの制度を十分理解して、学校にその推進員を常駐させて、より密な関係を取ったからこれができているんです。だからほかの学校でも退任された校長先生も、非常にいい制度だから各

学校へ常駐させた方がいいのではないかと、こういう意見もあると思うんですね。だからこれについては、もうちょっとしっかり考えていただきたい。やはり今は、社会教育は生涯学習といって、子どもたちは地域とつながる教育についてはやっていかなければならない、これは大事だという位置付けになっているのですから、この方たちの身分保障というのはしっかりしていただいて、よりこの活動が活発になって、地域と子どもたち、学校が一体となるような、そんな制度になっていただきたいと思います。年間に400の事業をやって、2,800人の地域ボランティアを連れてくると、これは大変なことだと思うんですけども、その辺もうちょっと理解をしていただきたいなと思います。どうかここは本当に強く希望いたします。よろしくお願いいたします。

では、2番目の質問に移ります。学校運営協議会について質問をいたします。これも非常に地域の方が学校に入っていて、その学校のことを知る機会になる非常にいい場だというふうに思います。この学校運営協議会についての位置付けについては、どのように把握をされているのかを質問いたします。

○教育部長（舛井貴男君） 学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、教育委員会が設置する法定の組織でございます。保護者や地域住民等が学校運営に参画し、学校と地域が目標や課題を共有しながら地域とともにある学校づくりを推進する重要な仕組みでございます。

本市では令和4年度から市内全17校に設置し、学校運営の基本方針の承認、学校評価や教育活動に関する意見交換を行っております。教育委員会としましては、その意義を、学校と地域が現状や課題、目指す姿を共有し、地域の子どもは地域で育てるという共通認識の下、それぞれの立場で学校運営や教育活動を支える関係を構築することにあると考えております。

近年、学校を取り巻く環境は大きく変化し、不登校や特別支援の児童生徒への対応、安全・安心な学校づくり、体験活動の充実など、学校だけでは対応が難しい課題が増えております。

その中で学校運営協議会は、学校の取組や課題を地域と共有し、地域の知恵や経験、人材を教育活動にいかす重要な役割を担っております。

実際、各学校では地域人材を活用した学習活動や登下校の見守り、学校行事への協力、地域資源を活用した体験活動などが展開され、学校と地域のつながりや理解は着実に深まっているものと思われます。

また、学校経営方針や学校評価に関する協議を通じ、地域の学校運営への理解が進み、子どもたちの成長を支える基盤が形成されております。

○12番（原田祐作君） この学校運営協議会にも地域の方々が入り、また先ほど申し

上げました推進員さんも入り、学校での課題を議論するとともに、地域の文化やそういったものをどうやって子どもたちに継承していくかというような話もなされているというふうに思います。実際、小川中学校の学校運営協議会でも、地域にある小さな文化も、人が少なくなってなくなってしまうような文化・芸能、このようなものをどうやって今の子どもたちにつないでいったらいいのか、地域の方が問題提起をされて、それを推進員さんたちと一緒に、先生方と一緒に、この地域の文化を残していこうという話も行ってきました。形骸化して、学校のその評価をするようなそういった会にならないように、やはり地域が学校を押し上げていくような、そんな運営協議会であるというようなことをいつまでも守ってもらいたいというか、そういった雰囲気をつくってもらうために、教育委員会にもひと押し、ふた押ししていただけたらいいなというふうに思います。以上で質問は終わります。

最後に、ちょっと1つ気になったので申し上げさせてください。一番最初の地域おこし協力隊の部分で、私がうきのばさんを業務委託したらどうだみたいな提案をしたんですけれども、これは、そういった要望があったということではなくて、施設管理をしている協力隊員さんが隊員後に起業するに当たっては、こういう形態もあるんじゃないかという意味で、非常に形としてうきのばさんがマッチングしたので、例えばという話をさせていただいたところです。そういう意見とか要望があるということではないということをお願いさせていただきます。よろしくお願いします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、中山弘幸君の発言を許します。

○19番（中山弘幸君） 宇城市民の会、中山でございます。本年4月の選挙において再度議席を与えていただき、責任の重さに身の引き締まる思いであります。今回の選挙で私が最も訴えたことは、終始一貫、市民目線ということであります。本日は、選挙中に市民の皆様からいただいた御意見、また私が肌で感じたことを中心に、市民目線の観点から質問をいたしたいと考えております。また、本年4月よりお昼に放送される曲が、伸びゆく宇城市に変更になりました。このことは、末松市長が以

前から考えておられたことは承知しておりました。その後、私も多くの市民の方から変わって本当に良かったという言葉をいただいております。それでは早速通告に従いまして、質問を行います。

1点目、公共工事の発注について。宇城市の公共工事に伴う指名競争入札において、指名事業者の選定に当たっては、宇城市で定めている選定基準に基づいて選定しているところであるとは思いますが、指名業者の数が工事によって異なるようです。そこで、発注金額によって基準が異なってくるのか、また指名事業者の選定において、どのような方針で選定を行っているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 地方公共団体における契約の締結方法につきましては、地方自治法をはじめとする関係法令に基づき、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に大別されております。

議員御質問の公共工事につきましては、本市において、設計金額1,000万円以上を条件付一般競争入札、200万円を超え1,000万円未満を指名競争入札、200万円以下を随意契約として執行しており、事業者につきましては、発注工種及び発注規模に基づく選定を実施しているところでございます。

また、指名競争入札における指名事業者の選定につきましては、地方自治法をはじめ、関係法令、本市契約事務取扱規則及び工事請負建設業者等選定要綱等に基づいて実施しており、指名事業者数は、発注金額規模にかかわらず、なるべく5者以上とする旨を関係規則にも規定し運用しております。

特に、選定基準につきましては、工事請負建設業者等選定要綱にて明確に定めており、業者選定に当たりましては、不誠実な行為の有無、経営状況、工事成績、技術的適性、地理的条件や手持ち工事の状況などを総合的に勘案し、それぞれの案件に応じた地元業者を軸とした選定をしているところでございます。

さらに、土木一式工事等においては、工事請負規模に応じた格付等級区分に基づき選定を行うとともに、指名が特定の事業者に偏ることのないよう配慮し、公平性、透明性及び競争性の確保に努めているところでございます。

○19番（中山弘幸君） 指名事業者の数については、発注規模にかかわらず、なるべく5者以上ということで明確な規定はないと理解いたしました。また選定に当たっては、地域的条件を考慮して地元事業所を軸に選定しているということで、ある程度、地域の事業者へも配慮されていることを理解しました。実は、私は昨年4月から本年5月までの各町ごとに、地域の建設事業者等が参加できる入札の件数を調べてみました。ある程度の誤差はあるかもしれませんが、三角5件、不知火14件、松橋32件、小川37件、豊野11件でした。200万円以下の随意契約の工事は入っておりませんが、余りにも格差の大きさに改めてびっくりしております。特に

三角に関しましては、業務委託を入れても7件でした。もちろん災害復旧の関係も影響があるかもしれませんが、これだけの格差があるということは事業者にとっても影響はありますが、何よりも市民からすれば、インフラ整備という観点から大きな格差があるということは間違いありません。今回の質問は、地域で頑張っておられる事業者の育成という観点から質問しております。地域から建設に関わる事業者がなくなれば、困るのは地域住民であります。そこで市長にお尋ねしますが、地域で頑張っておられる事業者の育成という観点から、このような大きな格差について、何らかの配慮があってもいいのではないかと思います。市長いかがでしょうか。

○市長（末松直洋君） 指名事業者の選定に当たっては、これまでも地元事業者の育成、市内経済の循環・活性化、さらには災害時などにおける迅速な対応力の確保という観点を踏まえ、選定要綱に定める他の条件と合わせ、総合的に勘案しております。

今後についても、引き続き地元事業者にも配慮をしながら、公平性、透明性及び競争性の確保に努めてまいります。

○19番（中山弘幸君） 次に、2番目の指名事業者の選定の手順についてお尋ねをいたします。宇城市の公共工事に伴う指名競争入札における指名事業者の選定に当たり、工事を発注する担当部署での事務手続から、指名事業者が最終的に決定するまでの基本的な事務の流れについてお尋ねをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 本市の公共工事における指名事業者の選定につきましては、地方自治法や関係法令に基づき、公平性、透明性及び競争性の確保を基本として実施しております。

具体的な手順といたしましては、まず、工事の発注担当部署において工事内容を確定、積算の上、施行伺いを作成し、金額に応じた専決者までの決裁を経て工事の実施を決定いたします。

その後、入札指名等審査会に審査依頼を行い、同審査会にて、案件ごとに、工事の種類、内容や規模等に応じ、施工能力、過去の工事成績及び地域性などの選定基準を総合的に勘案し、工事の種類及び設計金額に応じた入札参加資格者名簿に登載された事業者の中から、厳正な審議を経て、当該工事に適した指名事業者の選定を行っております。

なお、指名事業者の選定に当たりましては、工事を含む全ての指名競争入札案件について、市長の諮問機関であります入札指名等審査会に諮り、公平性及び妥当性を確認した上で決定しております。

今後につきましても、引き続き公正かつ適正な入札・契約制度の運用に努めてまいります。

○19番（中山弘幸君） 最終的に、入札参加資格者名簿に登載された事業者の中から

入札指名等審査会で選挙するということで理解します。ただ、不思議に思うことがありますのは、一般的に10者指名が多い中、同じような工事で時には11者であったり13者であったりします。この意味がよく分かりません。指名審査会ではそのときに応じて、さじ加減とは言いませんが、決めているのではないかと思ったりします。やはり10者ならば10者で決めておいた方がいいのではないかと思ったりします。そうかと思えば、最も競争性が期待される条件付一般競争入札では3者前後であり、時には1者ということもありました。このあたりはまた機会があればじっくりと質問をしたいと思います。

次に、3番の指名事業者非公開について質問いたします。宇城市の公共工事に伴う指名競争入札において、以前は、入札前に指名事業者を公開する事前公表だったと思いますが、現在は、落札者の決定後に指名事業者を公表する事後公表となっておりますが、いつから事後公表になったのか。また事後公表へ移行した経緯やそれによる効果についてお尋ねをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 本市の公共工事の指名競争入札における指名事業者の公表につきましては、以前は事前公表としておりましたが、令和6年度より事後公表としております。

変更に至った理由といたしましては、従来、本市を含む多くの自治体において、指名事業者名を入札前に公表する事前公表が行われておりましたが、参加事業者が事前に判明することにより、事業者間における受注調整や価格調整など、談合を助長するおそれがあることが課題として指摘されておりました。

このため、国においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の制定や、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づきまして、公共工事における入札契約制度の適正化を推進しており、その中で、指名事業者名については事後公表とする方向性が示されております。

指名事業者を事後公表とする効果といたしましては、談合防止が挙げられます。入札前に参加事業者が分からないことによりまして、事前の価格調整や受注調整を困難にし、公正な入札執行につながるものと考えております。

また、各事業者が他社の動向を把握できない中で、自社の積算に基づき応札することとなるため、適正な価格競争の促進がされ、競争性の確保にもつながるものと認識しております。

さらに、落札者決定後には、指名事業者名や入札結果等を公表することにより、指名の妥当性や入札手続の適正性について事後検証が可能となることから、透明性についても維持できるものと考えております。

本市といたしましては、今後とも、指名事業者の事後公表を含め、入札の公平性、

競争性及び透明性の確保に努め、適正な入札契約制度の運用を図ってまいります。

○19番（中山弘幸君） 今、談合という言葉と競争性という言葉が出ましたけれども、私に言わせれば、今の説明では合理的な根拠に欠けているのではないかというふうに思っております。私が昔、議員になった平成の初めの頃は、予定価格は非公表でした。当時、私は非公表では不正の温床になるので公表すべきと何度も質問をしたことがあります。事実、当時はそのような不祥事も起きておりましたし、私も実際、予定価格を調べてほしいと依頼を受けたこともありました。非公表ということは、常にそのような不正の可能性と背中合わせであるということで、注意が必要であると私は思っております。

次に、4番目の支所への権限移譲についてお尋ねいたします。以前、市長は支所に権限と予算を移譲し、支所の権限を拡大したい旨の発言をされていたようですが、その後、進展はしているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、支所の権限につきましてお答えいたします。

まず、本市の支所につきましては、御承知のとおり、松橋町以外に4つの支所を配置しており、各地域における行政サービスの提供窓口として、市民に最も身近な行政機関であり、住民相談や各種手続への対応をはじめ、地域課題の把握や地域団体との連携など、重要な役割を担っております。

御質問のありました支所の権限につきましては、宇城市事務決裁規程などにおいて具体的な権限の所在について示しております。

例えば、契約事務に関する事項でいいますと、現状といたしましても工事施行伺いや工事契約の締結、印刷製本業務などは予定価格1,000万円以下まで、また業務委託や物品購入、修繕などは200万円以下まで、備品購入は300万円以下までなどを支所長の専決権限として定めているところでございます。

さらに、市長マニフェストに掲げられる旧5町の地域特性をいかした振興のために、支所機能の充実を図ることを目的に、本庁・支所を含めた関連部署で横断的に推進体制を構築し、新たな支所機能の構築に向けた検討を始めたところでございます。

今後も市民ニーズの把握、分析を行うとともに、支所の新たな役割や機能を踏まえながら、地域の未来を支える新しい支所像の構築を目指し、市民に身近な行政サービスの充実と、地域課題へのきめ細かな対応に鋭意努めてまいります。

○19番（中山弘幸君） 私は、改めて支所長にそこまでの権限があるということを聞いて、びっくりしております。それだけの権限があれば、相当なことが支所独自で行えるということで、支所としてもモチベーションが上がるのではないかと思います。ただ、今までそれが行われてきたかといえ、少し疑問があります。これから

それを実行していくには、人材の配置を含めて考えていく必要があります。今後、市長のマニフェストに沿って、新たな支所機能の構築に向けて検討を始めるということですので、大いに期待をしております。例えば、今後は各部署で行っている小規模の工事関係も支所に権限を移譲すれば、更なる事業推進のスピードアップが図れると考えますので、是非、検討を項目に入れていただければと思います。

次の質問に入ります。2番目の支所機能の強化について、（仮称）エリアマネージャーの配置について。今回の質問は、特に三角町においての必要性についての質問であります。ほかの町においても必要であれば配置すべきと考えております。本市の地域振興に向けて、現在、本庁企画振興課が主体となって事業を推進しております。また、観光振興では経済部で行われております。それはそれでいいわけですが、従来の縦割り行政ではなく、一体的に三角の振興を担当する人材の配置が必要であると強く感じているところであります。三角町は、宇城市の中でも特に人口減少が大きく、三角駅周辺の衰退が激しく、今回の選挙でも三角を何とかしてほしいとの声を多く聞いております。私もこれまで三角振興については質問をしてきましたし、末松市長の三角に対する思いも理解しているつもりであります。そこで、（仮称）エリアマネージャーを配置し、地域振興の課題解決に専門的に取り組んでいけば、三角町の振興につながっていくのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○総務部長（木見田洋一君） 議員御紹介のありましたように、現在、本市においては、企画振興部や経済部、そして各支所が中心となり、地域振興や観光振興施策などの企画立案及び事業推進に取り組んでいるところでございます。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行、地域課題の多様化に伴い、地域ごとの実情や課題に即した、よりきめ細かな対応が求められているものと認識しております。

そのような中、議員御提案の各支所単位におけるエリアマネージャーの人材配置につきましては、地域と行政をつなぐ調整役といたしまして、地域課題の把握や地域資源の活用、住民活動支援や関係団体との連携強化など、支所機能の充実・強化につながる上では重要な役割だと考えております。

このため、企画振興部や経済部はもとより、各支所においても宇城市支所条例施行規則第3条において、各支所の事務分掌を定めており、その中で地域の振興に関することや、地域づくりに関する情報発信及び収集に関すること、さらに三角支所においては、三角地区の地域活性化に関することと規定しているところでございます。

まずは、各支所のマネージャーとしての役割でもあります支所長を中心に、地域の実情や課題の早期把握、そしてまた迅速な対応など本庁との連携を密に図りなが

ら、今後の新しい支所像の構築と併せまして、各町の地域振興及び地域と行政をつなぐコーディネート機能の充実について研究してまいりたいと考えております。

○19番（中山弘幸君） 確かに支所の事務分掌では、そのような支所の役割を定めてあります。しかし、それでは責任の所在が明確でなく、誰がその役割を担うかが曖昧であります。おそらく支所長には、その役割はなかなか忙しいので難しいと思います。そこで専門性、財政の面から考えれば、地域おこし協力隊員の活用が考えられます。本来ならば、地域のことをよく知り尽くした人材がベストではありますが、なかなかそういう人材がいないのも事実です。逆に、よそからの目で地域振興を考えるのもいいかもしれません。執行部の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 議員御提案のとおり、地域おこし協力隊等の活用も考えられるかと思います。先ほどの原田議員の答弁の中でも紹介がありましたが、本市でも現在、地域おこし協力隊につきましては複数の部署で委嘱している状況でありまして、地域資源の活用や情報発信、地域活動支援など、それぞれの地域課題に応じた活動を行っていただいております。そしてまた、地域活性化に一定の成果を上げているものと認識しております。

ただ、エリアマネージャー的な役割での活用となりますと、それぞれの地域における課題抽出と改善の提案、また幅広い業務と専門的な知識も必要となります。

そしてまた、地域と行政をつなぐ役割といたしまして、地域との高い信頼関係の構築や、本庁と支所とをつなぐ行政内部の調整能力も必要となり、高い専門性と持続性が求められることになることから、任期制であります地域おこし協力隊の活用は慎重に検討する必要があると考えております。

そのほかにも、地域力の創造、地方の再生に当たりましては、集落支援員や地域活性化起業人などの制度もございますが、こちらも目的や課題を明確にした上で任用しなければ、効果が見込めないものと考えております。

このため、先ほどお答えいたしましたように、まずは目指すべき支所像を明確にした上で取り組む必要があることから、支所機能の充実に向けた庁内検討部会の中で調査研究してまいりたいと考えております。

○19番（中山弘幸君） 今、地域おこし協力隊員の任期の話が出ました。3年もあれば、十分能力の把握はできると思いますし、もし、この人材は使えるということであれば、市として何かの形で任用することも考えられないこともないと思います。先ほど原田議員の質問でもありましたように、任期終了後の定着率は高いということでありましたので、その点の検討もお願いしておきます。末松市長は、もともと地域づくりの分野で御活躍をされた方だと認識をしております。昔から地域づくりは人であり、人づくりと言われております。是非とも前向きに取り組んでいただい

るように指摘をしまして、次の質問に移ります。

大きな3番目の宇城市内のトイレの美化について質問をいたします。(1)、(2)を同時に質問をいたします。最近、宇城市内の屋外トイレを何か所か見る機会がありました。その中で、今の時代にこれはいかななものかを感じるトイレが多くありました。私も個々のトイレについての要望はいただいておりますけども、今回の質問では、個々のトイレについて質問をするつもりはありません。宇城市の屋外トイレは、公園にあるもの、社会体育施設の敷地にあるもの、観光施設にあるもの、国県が設置しているものなど様々ですが、個々のトイレの管理・整備は、それぞれの担当部署でされていると理解します。今回は、少し視点を変えて質問をしたいと思います。市長は日頃から人口を増やしたい、交流人口を増やしたいと言っておられます。本日は、宇城市のイメージアップ戦略としてのトイレの美化についてのお尋ねをいたします。私は、これまでのように各部署がそれぞれに進めるのではなく、宇城市として全体的な整備計画が必要だと考えております。そこで、宇城市の屋外トイレの現状をどのように捉え、今後の整備についてどのように進めていく考えでおられるかをお尋ねいたします。

○総務部長(木見田洋一君) それでは、御質問の内容につきましては議員も申されたように、全市的又は各部署にまたがる案件ではございますが、公共施設としての取扱いというところで、まず総務部の方からお答えさせていただきたいと思います。

本市の屋外トイレは、公園、観光施設や社会体育施設など、様々な場所におきまして、各施設の所有者・所管部署ごとに設置・管理されております。

従来、屋外トイレは、最低限の衛生確保のための施設でしたが、近年は、社会状況や利用者のニーズの変化に伴い、誰もが安心して快適に利用できる空間であることに加え、観光振興や災害時における衛生環境の確保、さらには地域のイメージの向上に寄与する、多面的な役割を担う施設へと変化しております。

本市におきましても、こうした観点を踏まえ、令和元年度及び令和2年度には、世界遺産である三角西港において、来訪者の満足度向上やリピート利用につなげることを目的に、特別感のある快適なおもてなしトイレをコンセプトとしたトイレ改修を実施したところでございます。

また、今年度は、萩尾ため池公園において、利用者の利便性向上や災害時の衛生確保を目的といたしまして、環境負荷にも配慮したバイオトイレの設置を進めており、設置場所ごとに求められる機能や役割に応じた環境整備に努めております。

これまでも、本市が管理運営する公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画をはじめ、関連する各種計画に基づき、各所管部署において適切な管理運営を行っておりますが、議員御指摘のようにトイレに特化した計画等は策定していない

状況でございます。

今後につきましても、これらの計画に基づく適切な管理運営や維持管理に努めるとともに、屋外トイレの改修・設置に当たっては、各設置場所に求められる役割や利用実態等を十分に調査研究しながら、市民や利用者の利便性の維持・向上に努めていきたいと考えております。

○19番（中山弘幸君） 私が指摘するような計画は現在なく、今後もこれまでどおり各部署ごとに整備を進めていくということで理解をいたしました。それでは、後ほど各部署ごとのトイレの整備計画の提出を求めたいと思います。それによって、今後も質問を継続していきたいと考えております。議長、よろしくお願いします。答弁にもありましたが、三角西港のトイレは、おかげさまで本当にきれいになり、来客者の評判もとてもいいようです。私は、何も特別なトイレを整備しろとは言いませんし、全てのトイレを西港のトイレのようにする必要はないと思います。場所や用途に応じたトイレでいいと思っております。しかし、宇城市民として本当に恥ずかしいトイレが何か所かあるわけです。私は、宇城市のトイレはどこへ行ってもきれいで、明るくて、清潔ですねと言われたら、市民として本当にうれしいと思います。私は、宇城市の屋外トイレからトイレ3K、汚い、暗い、臭いをなくしたいと強く思っております。最後に、市長に宇城市の屋外トイレ、またトイレの美化についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（末松直洋君） 屋外トイレの美化は、利用者の衛生面を守り、誰もが安心・安全・快適に利用できる環境をつくるため、また地域の印象を良くするためにも必要と考えております。

今後についても、引き続きそれぞれの屋外トイレの適切な管理運営に努めるとともに、設置場所ごとの役割等を調査研究しながら、市民や利用者の利便性の維持・向上に努めていきたいと考えております。

○19番（中山弘幸君） 市長も是非現地を確認されて、大号令を出していただければと思っております。

では、次の質問に移ります。4番目の信号機の設置について、信号機の設置手順についてお尋ねいたします。今回の質問は、三角駅前の横断歩道についての質問になります。ここは国道であり、交通量も多く、過去に死亡事故も発生しており、また近くの人も横断中に跳ねられております。以前、地域から要望が出されたこともあると聞いておりますが、私は関わっておりませんので定かではありません。今回の選挙でも、信号設置に関する御意見を伺っております。そこで、三角駅前の横断歩道の危険性についての認識と、信号設置の手順についてお尋ねをいたします。

○土木部長（嶋津吉禮君） 議員御指摘の箇所につきましては、地域住民や観光客など

多くの方が道路を横断されている箇所であり、歩行者の安全確保の必要性は認識しております。

市といたしましては、道路利用者の安全確保のため、危険性のある箇所の交通安全対策について、交通管理者と連携を図り、協議を行っていく必要があると考えております。

信号機の設置につきましては、熊本県公安委員会の所管であり、警察庁が定める信号機設置指針に基づき、県の予算により設置や整備が進められているところでございます。

県公安委員会では、県内多数の設置要望の中から、交通量や事故発生状況などの設置条件を総合的に勘案し、優先順位に基づき、順次、設置が行われているところでございます。

また、信号機の設置要望の手順につきましては、地元から市に要望を提出していただく方法と個別に管轄の警察署や県の窓口に直接要望を伝えていただく方法がございます。

要望が市に提出された場合、その内容を確認し、本市の管轄でございます宇城警察署に要望書を届けているところでございます。

その後、宇城警察署において要望箇所の調査を行われた上で、設置の必要性があるものを県公安委員会に申請される流れとなっております。

○19番（中山弘幸君） 以前、三角の波多地区に設置の要望が出されたときには、ちょうど市長が県議会議員であり、大変お世話になった経緯もあります。私は、住民から信号機の設置要望がなくても市が必要であると考えer場合は、市が主体的に動くべきではないかと考えておりますが、その点についての見解をお尋ねします。

○土木部長（嶋津吉禮君） 本市といたしまして、危険性のある箇所の交通安全対策について、市民の安全を守るため必要なことと認識しております。

これまでの要望や現在の状況などを踏まえた上で、信号機設置の必要性などの検討を行い、道路管理者及び交通管理者に対し働き掛けてまいります。あわせて、地元からの要望の調整など、必要な協力を進めてまいります。

○19番（中山弘幸君） 分かりました。やはり地元からの要望書は出した方がいいということは理解します。それについては、市としても必要な協力をしていくということで理解をいたしました。では、そのように地元にはお伝えしたいと思います。

次に、5番目の通学の安全について質問をいたします。昔、私たちが子どもの頃は、地域に児童生徒も多かったこともあり、どんなに遠距離であっても通学班で通学をしておりました。しかし、現在では子どもの数も少なくなり、また環境も変わり、遠距離の児童においては保護者の送迎に頼っているところもあります。それは

自己責任と言ってしまえばそれまでですが、通学の安全性においては、行政の責任である部分も大きいと思います。また、現在ではガソリンも値上がりしており、毎日朝夕の送迎はかなりの負担になっていると思います。そこで、行政として遠距離通学児童生徒の保護者に対して何らかの配慮はできないものかと考えますが、見解をお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 本市の小中学校に通学する児童生徒につきましては、原則として徒歩により通学しており、中学校においては、各学校の定める基準に基づき自転車通学を認めております。

また、学校統合に伴い、遠距離通学となった児童生徒に対しましては、通学に係る負担軽減と安全確保を目的として、三角地区、不知火地区及び豊野地区においてスクールバスを運行し、通学支援を行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、近年は少子化や生活環境の変化、公共交通機関の利用環境の変化などにより、保護者による送迎で通学している児童生徒も見受けられます。

保護者の皆様が日々の仕事や家庭生活と両立しながら送迎を担っておられる実情につきましては、教育委員会としても十分認識しているところでございます。

一方で、通学支援の在り方につきましては、通学距離だけではなく、道路状況や交通量、公共交通機関の有無、居住地の分布など、地域ごとに条件が大きく異なります。

そのため、一律の支援制度を構築することは容易ではなく、対象者の範囲や支援内容、財源の確保、さらには地域間の公平性の確保といった課題についても慎重に整理する必要があると考えております。

本市では、学校統合に伴う遠距離通学対策としてスクールバスを運行しておりますが、その運行経費につきましては普通交付税措置を活用するとともに、車両購入に当たりましては、へき地児童生徒援助費等補助金やふるさと応援寄附基金、過疎対策事業債などの財源を活用しながら、安全で安定した通学環境の確保に努めております。

また、県内では、地域の実情に応じて通学費補助等の支援制度を設けている自治体もございます。それぞれの自治体が地理的条件や人口規模、交通事情等を踏まえながら制度設計を行っており、その取組は本市にとっても参考になると考えております。

教育委員会といたしましては、児童生徒の安全確保を第一に、保護者負担の軽減や地域の実情にも十分配慮しながら、持続可能で公平性のある通学支援の在り方を検討していく必要があると考えております。

今後も、県内外自治体の先進事例や制度の効果・課題等について情報収集を行い

まして、本市の実情に即した遠距離通学支援の在り方について調査研究を進め、より安全で安心な通学環境の確保に努めてまいります。

○19番（中山弘幸君） 前向きな答弁に感謝いたします。実はこのような話は、もうずっと以前からありました。しかしながら、公平性の観点もありますし、なかなか実現は難しいと思い、ちゅうちょしておりました。しかし、もうそんなことを言っている場合ではないと思っております。また現在では、対象の児童もそんなに多くはないと考えられますので、実現に向けての取組に期待をしております。

最後になりますが、6番目の行政区からの要望についてお伺いいたします。大規模災害の影響について、昨年8月の豪雨災害復旧へ注力するため、来年度まで市内全行政区からの事業要望を見合わせるとの方針が示されております。災害対応を優先的に取り組まれていることは十分に理解をいたしますが、一方で、被害の程度には地域差があり、比較的被害が小さかった町においては、要望している整備事業が停滞することも懸念されます。そこで、市内一律に要望を先送りにするのではなく、被害が比較的少なかった行政区においては、事業要望を受け付けるなどの一定の配慮を行う考えはないのか、市の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 御承知のとおり、昨年8月豪雨の災害復旧につきまして、被害が集中した小川地区などの迅速な機能回復を目指して、インフラの復旧に向けた対応など、国や県、また他自治体の応援を受け、全力で取り組んでいるところでございます。

このような状況を踏まえまして、本年度から来年度にかけまして、市内全行政区からの新たな事業要望につきましては、一定の見合せをお願いしているところでございます。

議員御指摘のとおり、地域によって被害状況に差があることは認識しており、被害が比較的少なかった地域におきましては、従来からの課題や生活環境整備に関する要望があることも承知しております。

しかしながら、現時点におきましては災害復旧事業を最優先に進める必要があるため、全市的な対応の統一性を図る観点から、昨年及び先般の各町行政区長会議においても御説明し、御理解を仰ぎ、また御了承をいただいたところでございます。

ただし、住民生活に重大な影響を及ぼすものや、緊急性・安全性の観点から早急な対応が必要な案件につきましては、個別の事情を十分確認しながら、関係部署と連携し適切に対応してまいりたいと考えておりまして、またその旨につきましても、各行政区長の皆様にも御了承をいただいたところでございます。

今後も各地域の実情把握に努めながら、復旧・復興と地域課題への対応の両立に向け、限られた財源と人員の中で効果的な事業執行に努めてまいりたいと考えてお

ります。

○19番（中山弘幸君） 支所の権限でできる範囲も十分ありますので、あとは柔軟な対応をお願いいたしまして、本日の私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番、木村俊昭君の発言を許します。

○1番（木村俊昭君） 議席番号1番、新志会、木村俊昭です。議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。本日は大きく3つ、1つ目が公共交通について、2つ目が学校教育環境について、3つ目はふるさと納税についてです。質問させていただきます。

1つ目の公共交通についてですが、まず、豊野町の現状について、熊本バスは、桜町バスターミナル・段鶴線が今年4月1日から下安見までに短縮され、交通空白地がさらに広がって、通学・通勤、買い物際の移動手段を自家用車に依存している状況となっています。産交バスも昨年、松橋のバスセンターが閉鎖、運行数も減り、土日・祝日は16%を減便という状況で、宇城市の中心部でも車がないと不便だから免許返納できないと、市民の方々より声をいただいています。そこで、（1）宇城市内の高齢化の進行や運転免許返納者数の推移について、どのように把握・分析されているのかをお伺いします。

○企画振興部長（亀井 誠君） まず、高齢化の現状として、国勢調査確定値を基に県が算出している推計人口の直近3か年の数値でお答えいたします。

65歳以上の人口は、令和5年が2万64人、令和6年が2万68人、令和7年になると1万9,859人となっています。令和7年調査で見ると、総人口に占める割合は36.5%となっています。

続いて、運転免許返納者数については、熊本県警のホームページで公表してある資料から直近3か年の県内の自主返納件数をお答えします。

令和5年が4,530件で、うち65歳以上が4,380件、令和6年が5,116件で、うち65歳以上が4,972件、令和7年は5,104件で、うち65歳以上が4,913件となっています。

また、本市では65歳以上の方へ自主返納後の地域公共交通利用促進を目的とし、

県内の路線バスや熊本市電で利用できる１，５００円分のくまもんＩＣカードを贈呈しています。昨年度は１４人の方から申請が上がっております。

- １番（木村俊昭君）　これから本市においても高齢化はさらに進行し、運転免許の返納者も増加していくことが見込まれます。その一方で、移動手段の確保が十分でなければ、買い物や通院、地域活動への参加さえ困難となり、日常生活に大きな支障を来す市民が増えることも懸念されます。公共交通の充実は、単なる移動手段の確保ではなく、市民の暮らしと地域の活力を守るための重要な課題です。今後、移動できない市民を生み出さないためにも、地域ごとの実態や市民ニーズを丁寧に把握する調査を早急に実施していただくよう要望し、次の質問に移ります。

（２）市内中学校卒業後の高校進学状況や通学実態についてお伺いします。

- 教育部長（舩井貴男君）　まず、市内中学校卒業後の進路状況としてお答えさせていただきます。

令和７年度の本市中学校卒業生につきましては、およそ半数の生徒が熊本市内の高等学校へ進学しております。

また、約３割が宇城管内の高等学校へ進学し、そのほか八代地域や県北地域の高等学校への進学が約１割となっております。さらに、県外の高等学校や通信制高校、特別支援学校への進学、就業などが約１割となっており、生徒一人一人が希望や適性に応じた進路選択を行っております。

次に、高校生の通学実態についてお答えいたします。

高等学校は義務教育の対象外であることから、教育委員会では、個々の高校生の通学方法や通学時間について調査を行っておらず、把握しておりません。

このため、市全体としての通学実態についてお答えできる資料はございませんが、高校生はそれぞれの進学先や居住地に応じて、通学手段を選択しているものと考えております。

- １番（木村俊昭君）　高校生の通学実態については、市として調査、把握はしていないとのことでしたので、私なりに豊野町の状況を調査いたしました。２０２６年度の豊野中学校卒業生は約７０％が宇城市外、主に熊本市内の高校へ進学しています。地元の松橋高校への進学者は若干名で、そのほか宇土方面、小川方面、御船方面の高校へ通学している生徒もいます。また、公共交通の利便性や家庭の事情などから、自転車通勤している生徒も多く、中には片道１０キロメートル以上の距離を３年間通い続ける生徒も少なくないと伺っています。雨の日も、風の日も、暑い日も、寒い日も、雪の日も、自転車通勤する生徒たちの負担は決して小さなものではありません。保護者の皆さんからも、通学に対する不安や負担の声が聞かれています。人口減少や少子化が進む中、若い世代が安心して学び、将来も地域に愛着を持って

暮らしていける環境づくりは重要な課題です。そのためにも、まずは市内高校生の通学実態を把握し、公共交通の在り方を検討していく必要があると考えます。高齢者の移動手段はもちろん重要ですが、公共交通は高校生の通学を支える役割も担っています。高校生もまた、地域公共交通の重要な利用者であることを踏まえ、次の質問に移ります。

(3) 高齢者や学生など交通弱者の移動手段確保について、市内公共交通の現状と課題に対する見解、地域ごとの実情に応じた持続可能な公共交通網整備、デマンド交通や地域連携を含めた今後の整備方針についてお伺いします。

○企画振興部長（亀井 誠君） 公共交通の現状と課題、基本方針は、昨年度策定した宇城市域公共交通計画で公表しておりますので、その概要を説明いたします。

まず地域特性としては、人口減少と高齢化の進行が進み、特に市街地への人口集中により沿岸部、山間部の高齢化率が高い状況です。

公共交通の利用状況を見ると、ＪＲの利用はコロナ禍の減少から回復傾向ですが、路線バスは熊本地震やコロナ禍後に大幅に減少し、その後回復せず、横ばいの状態です。

乗合タクシーについては、４地区で運行していますが、横ばい又は減少傾向にあります。

次に課題としては、自家用車依存による公共交通利用者の減少から、地域公共交通のサービス水準が低下し、更なる利用者の減少につながる負のスパイラルに陥っていること、運転手の高齢化や人材不足による担い手の不足、赤字欠損による市財政負担の増加などが挙げられます。

近年、ライフスタイルの変化や地域特性により、定時型の大型輸送からデマンド型への転換が求められていると感じています。

しかしながら、限られた交通資源の中で既存の交通モードに加え、新たなモビリティや運行体系の導入には、人的資源、市民の理解、財源などが必要となります。

今後の方針としては、需要や利用実態に応じた地域公共交通サービス水準の見直し、交通空白地に対応した地域公共ネットワークの構築、ＪＲ松橋駅を交通結節点とした機能強化、そして何より地域公共交通の利用促進、意識の醸成に努めてまいります。

○１番（木村俊昭君） 地域公共交通を取り巻く厳しい現状を認識されていることは理解いたしました。また、従来の定時定路線型から地域の実情に応じたデマンド型交通への転換の必要性についても認識されていることが確認できました。しかしながら、高齢者の免許返納は今後さらに増加することが見込まれます。また、高校生の通学実態についても、公共交通の利便性が進路選択や日々の負担に大きく影響して

いる現状があります。公共交通は単なる移動手段ではなく、通院、買い物、通学、就労など、市民の生活を支える重要な社会基盤です。対応が遅れれば、移動に不安を抱える市民はさらに増加していくものと危惧しております。市が策定された地域公共交通計画を着実に推進するとともに、地域ごとの実態や利用者ニーズを継続的に把握しながら、将来を見据えた公共交通網の整備を強く要望し、次の質問に移ります。

2 番目の学校教育環境について、（１）副教材の選定基準や費用負担の現状、今後の考え方について伺います。

○教育部長（舛井貴男君） 副教材とは、教科書以外に児童生徒の学習内容の理解や定着を図るために使用するドリル、ワークブック、資料集、問題集等の教材であり、学習効果を高める重要な役割を担うものであります。

副教材の選定については、文部科学省通知、学校における補助教材の適正な取扱いについてに基づき、校長の責任の下、児童生徒の発達段階や学習内容との適合性、教育効果等を踏まえ、各学校において組織的に検討し選定しております。また、学校備付けとするものと個人使用とするものを整理し、活用方法に応じて適切に判断しております。

さらに、副教材費の適正化及び平準化につきましては、校長等会議において、保護者負担の軽減や学校間格差の縮減に配慮した選定となるよう周知を行ってきたところであり、学校間の差につきましては以前と比較して縮小し、全体として平準化が進みつつあるものと認識しております。

次に、副教材費の現状についてお答えいたしますが、令和８年度の見込みとして、一人当たりの年間負担額は、小学校では最高額が９，５８３円、最低額が６，７０２円、その差は２，８８１円、中学校では最高額が９，２３７円、最低額が６，８２７円、その差は２，４１０円となっております。

こうした差につきましては、使用する副教材の種類や数量、教科ごとの指導内容や学校ごとの教育方針等の違いによるものと考えております。

その一方で、各学校においては、副教材の必要性を精査するとともに、プリント教材や学校印刷、１人１台端末を活用したデジタルドリル等の活用を進めるなど、教材費の抑制や保護者負担の軽減にも取り組んでおります。

また、経済的理由により就学が困難な家庭に対しては、就学援助制度により、学用品等々の援助を行い、副教材費を含めた就学に係る費用負担の軽減にも対応しております。

今後につきましても、副教材が学習効果の向上に重要な役割を担う一方で、保護者負担とのバランスにも十分配慮する必要があることから、引き続き副教材の適正

な選定と保護者負担の軽減に努めながら、学校間の更なる平準化に向けた取組を進めてまいります。

また、副教材費の公費負担につきましては、他自治体の状況や財政負担との均衡等も踏まえながら、調査研究してまいります。

○1番（木村俊昭君） 副教材の必要性や、各学校において保護者負担の軽減に努められていることについては理解いたしました。また、就学援助制度による支援も重要な取組であります。しかしながら、就学援助制度は一定の所得基準があり、対象とならない世帯においても、副教材のみならず、学用品や体操服など、学校生活に必要な費用負担は決して小さくありません。義務教育である以上、子どもたちが学ぶために必要なものについては、家庭の経済状況によらず、安心して準備できる環境づくりが求められていると考えます。また、今回の答弁では給食費への言及がありましたが、宇城市は県内でも早い段階から給食費無償化に取り組み、子育て世帯を支援してきました。その取組は高く評価しております。だからこそ、次の段階として学校で必要な副教材、学用品や体操服などへの支援拡充について検討していただきたいと思います。今後、国の制度改正や補助制度の拡充等によって生じる財源効果があるのであれば、その一部を教育や子育て支援へ還元し、保護者負担の軽減につなげていただきたいと考えます。さらに、学用品の仕様を一定程度統一し、学校で管理活用する仕組みを整えることができれば、保護者負担の軽減だけでなく、家庭環境の違いが見えにくくなり、子どもたちの心理的負担の軽減やいじめの未然防止にもつながる可能性があります。学校教育に必要な費用の無償化は単なる教育施策ではなく、未来への投資であり、子育て世帯への力強い経済支援策でもあります。給食費無償化が全国で広がる中、次の段階として副教材や学用品、体操服等の無償化を検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。子育てするなら宇城市と選ばれるまちを目指すためにも、保護者負担の段階的な無償化について、是非前向きな検討をお願いして、この質問を終わります。

（２）学校給食の質・量を維持するため、給食費改定額の考え方について伺います。

○教育部長（舛井貴男君） 学校給食は、成長期にある子どもたちの健康を維持し、より良い成長を促すために、１日に必要とされる栄養素の約３分の１を学校給食で賄えるよう栄養にバランスを整えて提供しております。

また、その摂取量については、学校給食法に基づいて定められた学校給食摂取基準によって、エネルギー、いわゆるカロリーやカルシウム、鉄分、ビタミンなど１３種類の栄養素が年齢区分ごとに数値化されております。

さらに、学校給食の献立作成や栄養計算は、現行の日本食品標準成分表を基に行

っております。日本食品標準成分表に示される栄養価は、品種・産地・季節・個体差・加工条件などによる変動を平均化した代表値であるため、実際使用する食品の栄養価と完全に一致しない場合もございます。

例えば、食品の栄養価は、品種や産地、季節や保存期間のほか、測定方法、分析精度など、様々な要因によって栄養濃度に変動が生じるためでございます。

このことは、学校給食だけでなく、食品表示や栄養指導などでも共通する限界だと認識しております。

実務上では毎回使用する食材を全て栄養分析することは現実的ではなく、学校給食の栄養管理は、一般的にも文部科学省から公表される日本食品標準成分表を用いた栄養計算の下、一定期間の平均による栄養管理を基本として実施されていることを御理解いただければと思います。

次に、令和8年度の学校給食費について御説明いたします。

学校給食費は主に食材費に関連する部分ですが、その算定には、世帯の消費生活への影響に及ぼす物価の変動を測定した消費者物価指数を参考指標の1つとして使用しています。

給食費の改定時には、社会的物価上昇との均衡を考慮して見直しを行っており、その算定には熊本市の消費者物価指数のうち、食料に分類される指標を基に算定基準日までの変動実績とその変動率を用いて、次年度までの価格変動を予測しております。

さらには、学校給食では、米や牛乳、野菜及び地場産物など特定品目の使用割合が高くなるため、既存の食材費予算の過不足状況などと比較しながら、予測額の有効性を確認しております。

この算出の方法は一定の合理性があり、実務上においても有効であると認識しております。

なお、本年度の学校給食費は、前年度比1.1倍程度を増額するとして、令和8年2月に宇城市学校給食運営委員会を書面で開催いたしまして、賛成全員の決議により、小学校が月額5,200円、中学校が月額5,900円に改訂しております。

- 1番（木村俊昭君） 学校給食は、単なる食材の寄せ集めではなく、栄養バランスが確立された献立を継続的に提供するための仕組み全体によって成り立っています。今回、熊本市消費者物価指数のうち、食料の上昇率を参考に約10%の改定を行ったとのことですが、学校給食を取り巻くコストは食材費だけではありません。配送費や燃料費、水道光熱費、調理機器の維持管理費、さらには調理業務に携わる人材確保のための人件費なども年々上昇しており、学校給食を安定的に提供するための経費全体は、必ずしも食料品価格の上昇率と同じ動きをするものではありません。

また、食材価格の上昇についても、学校給食で使用頻度の高い米、牛乳、野菜、肉類などの価格変動は、品目ごとに大きく異なります。そのため、食料の消費者物価指数が10%上昇したから給食費も10%上げるという考え方だけでは、給食の質や量、さらには栄養価を将来にわたって維持できる保障にはならないと考えます。大切なのは、改定率そのものではなく、子どもたちに提供する給食の質と量、そして栄養価を確実に維持できるかどうかです。今後は、消費者物価指数を参考としながらも、学校給食で実際に使用する主要食材や価格動向、給食運営に必要な経費全体の変動状況を総合的に分析し、子どもたちの成長を支える学校給食の質が低下することのないよう、より実態に即した給食費算定に取り組んでいただくことを要望して、この質問を終わります。

(3) 不登校児童生徒数の現状と安心して学べる環境づくりのための支援体制について伺います。

○教育部長（舛井貴男君） まず、不登校児童生徒についてですが、文部科学省では、年間30日以上欠席し、心理的・情緒的・身体的・社会的要因等により登校できない状態にある児童生徒と定義しております。本市の不登校児童生徒数の推移は、小学校が令和3年度29人、令和4年度36人、令和5年度47人、令和6年度57人、令和7年度67人、中学校が令和3年度56人、令和4年度101人、令和5年度103人、令和6年度104人、令和7年度129人で、小中学校ともに増加傾向にあります。

教育委員会では、未然防止や早期対応に加え、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりと学びの保障に取り組んでおります。

学校では、愛の1・2・3運動プラスワンにより、欠席初日の電話連絡、2日目の家庭訪問、3日以上欠席時には校内支援会議を行うなど、早期対応を徹底しております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、相談支援や心の健康観察による早期把握にも努めております。

○1番（木村俊昭君） 不登校児童生徒数は、小学校で令和3年度29人から令和7年度67人へ、中学校では56人から129人へと大幅に増加しており、令和7年度には小中合わせて196人となっています。一方で、宇城っ子ネットの利用者数は22人、平均利用者数は5、6人程度のことであり、不登校児童生徒全体から見れば、ごく一部しか利用できていない現状も見えてきます。また、宇城市は5町に18の小中学校を抱える広い市域であり、不知火支所に設置されている宇城っ子ネットまで通室するには、最も遠い地域から約30分を要します。不登校の子どもたちにとって、距離や送迎の負担は利用の大きな障壁となることが考えられます。今後さらに不登校児童生徒の増加が見込まれる中、現在の教育支援センター1か所と校

内教育支援センター２校のみで、十分な対応ができるのか検証が必要ではないでしょうか。子どもたちが住む地域によって支援を受ける機会に差が生じないように、将来的には各町へのサテライト機能の設置や地域ごとの教育支援センター整備など、より身近な場所で学びと居場所を確保できる体制づくりを検討すべきと考えます。さらに、不登校支援においては学校だけでなく、家庭環境や福祉的課題への対応も重要です。その中心的役割を担うスクールソーシャルワーカーについて、隣接する宇土市では専任配置がなされている一方、宇城市では専任配置ではなく、県からの派遣に頼っている状況です。宇城市は、宇土市よりも人口も児童生徒も多く、不登校児童生徒数も増加傾向にある中で、現在の体制で十分な支援が行き届いているのか検証が必要です。学校、家庭、福祉、医療をつなぐ専門職であるスクールソーシャルワーカーの専任配置や増員についても、積極的に検討すべきではないでしょうか。不登校支援は、学校へ戻すことだけが目的ではありません。子どもたち一人一人が安心して過ごせる居場所と学びの機会を保障し、将来の社会的自立につなげることが重要です。そのためにも、支援体制の量・質ともに更なる充実を強く要望し、質問を終わります。

（４）市内の学童スポーツクラブの現状と支援について伺います。

○教育部長（舩井貴男君） 本市におきましては、学校部活動の地域移行や社会体育へのスムーズな移行を目指し、宇城市教育委員会の指針に基づき児童のスポーツ環境の整備を進め、設立に当たっては、市内全域において部活動を引き継ぐ形で学童スポーツクラブが立ち上がる体制を整えてまいりました。

学童スポーツクラブへの加入状況は、移行初年度である令和元年度におきましては、１８の団体で約４５０人の児童が加入し活動してまいりました。令和７年度におきましては、１１の団体で約２００人であり、令和元年度と比較しますと、７団体約２５０人の減となっている状況です。

次に、市からの支援といたしましては、学童スポーツクラブの円滑な運営及びクラブ員の心身の健全な育成を図ることを目的として、宇城市学童スポーツクラブ設立・運営安定化支援補助金交付要綱を定め、学童スポーツクラブ運営費補助金を各団体に補助しているところです。

また、九州大会や全国大会等に出場した団体には、宇城市学童スポーツクラブの体育大会等参加費用の補助に関する要綱により、九州大会や西日本大会出場時には、参加費用の２５％を、全国大会出場時には、参加費用の４０％を補助しております。

なお、昨年度におきましては、九州大会・西日本大会に出場した２団体に合計約６０万円を補助しております。

あわせて、クラブ活動に係る経済的負担を抑えるため、学校施設使用料の免除を

行っております。

今後も未来を担う子どもたちの安心・安全なスポーツ環境を守るため、支援を継続してまいります。

○1番（木村俊昭君） 少子化の影響もあると思いますが、一方で、保護者の経済的負担や指導者不足、送迎負担など様々な要因によって、スポーツに参加したくても参加できない子どもたちがいるのではないかと危惧しております。現在、市においては運営補助や大会出場補助、学校施設使用料の免除など支援をいただいておりますが、私はこれを単なるスポーツ支援ではなく、未来を担う子どもたちへの投資であると考えます。スポーツは体力向上だけでなく、仲間づくりや礼儀、挑戦する心、地域とのつながりを育む大切な教育の場でもあります。熊本市では、地域スポーツクラブの育成や多様なスポーツ環境づくりを進め、地域全体で子どもたちを支える体制づくりに取り組まれております。宇城市においても、今後は運営補助の充実だけでなく、経済的理由で参加を断念する子どもへの支援、指導者確保や育成への支援、送迎負担軽減のための仕組みづくり、複数校合同による広域的なクラブ運営支援など、子どもたちが地域や家庭環境に左右されることなくスポーツに親しめる環境整備について、更なる支援の拡充を強く要望し、この質問を終わります。

最後に、大きな3番のふるさと納税返礼品事業について、まとめて質問させていただきます。（1）返礼品提供事業者数及び返礼品登録数の推移と寄附額の推移について、把握と分析を伺います。（2）返礼品事業者へのサポート体制と今後の運用体制強化について伺います。

○企画振興部長（亀井 誠君） それぞれ令和5年度から令和7年度までの数値でお答えします。

まず、返礼品提供事業者数については、令和5年度が143、令和6年度が161、令和7年度が166で、3か年で23事業者増加しています。

続いて、返礼品登録数ですが、登録はしてあるものの在庫や販売実績がないものもあるので、1件以上寄附があった件数でお答えいたします。令和5年度が1,632件、令和6年度が1,723件、令和7年度が1,223件です。令和7年度から返礼品の受発注、在庫管理、ポータルサイトへの掲載を行う、いわゆる中間事業者を変更し、更新作業に伴い寄附を停止した期間があったため、件数が減少しています。

最後に寄附額の推移ですが、令和5年度が5億6,654万円余、令和6年度が5億8,003万円余、令和7年度が4億4,591万円余となっています。こちらも先述した中間事業者変更によるポータルサイトの一時停止、経費基準厳格化による寄附単価見直しなどが影響していると思われます。

続きまして、返礼品事業者へのサポート体制と今後の運用体制強化についてですが、返礼品事業者に対するサポートとしては、市と委託事業者である株式会社シンプルで行っています。

返礼品登録に関しては、寄附者視点に立つと数ある返礼品の中から選ぶ際、情報量が多いものを選択される傾向がありますし、生産者のこだわりや返礼品の良さをPRする場でもあるので多くの情報を求めています。

サポート体制については、事業者からの問合せについては、メール・電話を中心に対応しており、返礼品登録、返礼品シート作成、地場産品基準確認、配送管理、システム操作等について、必要に応じて訪問を含めた個別サポートを実施しています。

また、寄附者対応や配送トラブル等につきましては、市と委託事業者が連携の上、状況確認及び対応を実施しています。

サポート体制の強化については、委託事業者の対応人数を増員し、システム操作や運用説明について、文章案内のみではなく、必要に応じて電話・オンライン・訪問等を併用する運用へ見直しを行い、配送管理や寄附者対応につきましても、状況共有及び確認フローの見直し、運用品質向上に努めています。

今後も円滑なふるさと納税の運用を図れるよう、委託事業者と連携してまいります。

- 1番（木村俊昭君） ふるさと納税は、単なる寄附集めの制度ではなく、全国から宇城市を応援していただくための大変重要な事業であると考えます。寄附額の増加は自主財源の確保につながり、その財源を子育て支援や福祉、教育、公共交通など、市民生活に直結する施策へ活用できる大変意義のある制度です。また、本市にはミカンやシャインマスカットをはじめとした農産物だけでなく、加工品や製造品など、全国に誇れる地域資源が数多く存在しています。返礼品事業者や返礼品数を増やすことで、寄附者の選択肢が広がり、更なる寄附額の向上も期待できます。一方で、返礼品の開発から総務省基準への対応、登録作業、掲載情報の作成、受発注管理、梱包・発送業務まで事業者の負担は非常に大きく、継続を断念される事業者が出ていることも課題であると感じています。そこで提案ですが、市内各地域で活動する地域おこし協力隊の皆さんの力を活用し、市、事業者、地域おこし協力隊による返礼品開発・運営・広報プロジェクトチームのような体制を構築してはいかがでしょうか。事業者にはいいものづくりに専念していただき、協力隊には情報発信や登録支援、販路拡大などを担っていただくことで、より魅力的な返礼品の開発と安定した運営が可能になると考えます。そして、ふるさと納税によって得られた財源を、子育て支援や教育環境の充実、公共交通の維持・確保などに活用することで、市民

の暮らしをより豊かにすることができます。その恩恵を受けて育った子どもたちが将来、進学や就職で市外へ出たとしても、自分を育ててくれたふるさと宇城市に恩返しをしたいと思い、再びふるさと納税という形で応援してくれる。このような好循環を生み出すことこそが、この事業の大きな価値ではないでしょうか。ふるさと納税を単なる寄附制度として捉えるのではなく、地域産業の振興と未来への投資を両立するまちづくりの仕組みとして、更なる充実と発展を期待し、本日の私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、木村俊昭君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後１時４０分

第 4 号

6 月 8 日 (月)

令和 8 年第 2 回宇城市議会定例会（第 4 号）

令和 8 年 6 月 8 日（月）

午前 10 時 00 分 開議

1 議事日程

日程第 1		一般質問
日程第 2	報告第 1 1 号	令和 7 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第 3	報告第 1 2 号	令和 7 年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 4	報告第 1 3 号	令和 7 年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 5	報告第 1 4 号	令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 6	報告第 1 5 号	令和 7 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第 7	議案第 3 1 号	令和 8 年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算
日程第 8	議案第 3 2 号	令和 8 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 3 3 号	令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	議案第 3 4 号	令和 8 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	議案第 3 5 号	令和 8 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 12	議案第 3 6 号	令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 13	議案第 3 7 号	宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について
日程第 14	議案第 3 8 号	宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について
日程第 15	議案第 3 9 号	宇城市公共用地先行取得基金条例の制定について
日程第 16	議案第 4 0 号	宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 4 1 号	宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 4 2 号	権利の放棄について（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権）
日程第 19	議案第 4 3 号	宇城市土地開発公社の解散について

- 日程第 2 0 議案第 4 4 号 工事請負契約の締結について（宇城市老人福祉センター
大規模改修工事）
- 日程第 2 1 議案第 4 5 号 財産の取得について（消防積載車購入）
- 日程第 2 2 議案第 4 6 号 財産の取得について（宇城市立小中学校教職員用端末等
購入）
- 日程第 2 3 同意第 1 1 号 固定資産評価員の選任について（田尻 勇樹氏）
- 日程第 2 4 同意第 1 2 号 農業委員会委員の任命について（河野 公明氏）
- 日程第 2 5 同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命について（森田 加代子氏）
- 日程第 2 6 同意第 1 4 号 農業委員会委員の任命について（春野 こずえ氏）
- 日程第 2 7 同意第 1 5 号 農業委員会委員の任命について（森田 満氏）
- 日程第 2 8 同意第 1 6 号 農業委員会委員の任命について（楠田 秋彦氏）
- 日程第 2 9 同意第 1 7 号 農業委員会委員の任命について（中田 修氏）
- 日程第 3 0 同意第 1 8 号 農業委員会委員の任命について（宮本 文子氏）
- 日程第 3 1 同意第 1 9 号 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）
- 日程第 3 2 同意第 2 0 号 農業委員会委員の任命について（岩田 猛氏）
- 日程第 3 3 同意第 2 1 号 農業委員会委員の任命について（藤本 正剛氏）
- 日程第 3 4 同意第 2 3 号 農業委員会委員の任命について（河田 克志氏）
- 日程第 3 5 同意第 2 4 号 農業委員会委員の任命について（五嶋 一精氏）
- 日程第 3 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（渕本 法仁氏）
- 日程第 3 7 同意第 1 0 号 監査委員の選任について（河野 真理氏）
- 日程第 3 8 同意第 2 2 号 農業委員会委員の任命について（杉田 雅宏氏）
- 日程第 3 9 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 木 村 俊 昭 君 | 2 番 藤 井 千 秋 君 |
| 3 番 中 崎 栄 俊 君 | 4 番 杉 田 雅 宏 君 |
| 5 番 中 塘 万格人 君 | 6 番 蓑 田 憲 治 君 |
| 7 番 林 田 和 君 | 8 番 津志田 幸 紀 君 |
| 9 番 村 上 真由子 君 | 1 0 番 四 海 公 貴 君 |
| 1 1 番 河 野 真 理 君 | 1 2 番 原 田 祐 作 君 |
| 1 3 番 永 木 誠 君 | 1 4 番 坂 下 勲 君 |

15番 大村 悟 君
17番 河野 正明 君
19番 中山 弘幸 君

16番 溝見 友一 君
18番 豊田 紀代美 君
20番 石川 洋一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	田 村 真 一 君
教 育 長	前 川 和 宏 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
企画振興部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	米 田 年 宏 君
福 祉 部 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部長	木 下 秀 典 君
経 済 部 長	元 田 智 士 君	土 木 部 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総務部次長	福 田 真 治 君
企画振興部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	田 嶋 真 君	保健衛生部次長	内 富 裕 登 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	濱 崎 哲 次 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	沖 田 利 喜 君
不知火支所長	松 枝 邦 明 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊野支所長	西 村 光 代 君	上下水道局長	城 塚 栄 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	渡 邊 紫 乃 君
農業委員会事務局長	米 村 寿 朗 君	財 政 課 長	岩 岡 修 市 君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、タブレットで送信した議事日程記載の日程第２０、議案第４４号から日程第２２、議案第４６号までです。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、６番、蓑田憲治君の発言を許します。

○６番（蓑田憲治君） 議席６番、新志会、蓑田憲治です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。議長より許可をいただきましたので質問をいたしますが、その前にちょっと一言だけ、私、このたび４月の市議会議員選挙において初めての議席をいただきました。心より感謝申し上げます。ありがとうございます。そこで、議席をいただいた以上は、地域の課題でありますとか、さらには宇城市の発展に誠心誠意努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、今日の質問は大きく３つ、１つ目、令和７年豪雨災害について、２つ目、公共下水道事業について、３つ目、産後ケア事業についてです。

まず、令和７年豪雨災害についての（１）小川地区、もちろん海東も含みますが小川地区、海東地区の農地復旧状況について。昨年の８月の豪雨では、本市の農地及び農業施設にも甚大な被害がありました。もちろん宇城市全体に被害は広まっておりますが、その中でも特に小川・海東地区において被害が集中していると認識しているところであります。そこで、小川町における農地の被災状況とこれまでの復旧に向けた進捗状況を問います。

○経済部長（元田智士君） 昨年８月の豪雨により、本市におきましても農地及び農業用施設に甚大な被害が発生いたしました。特に、本市東部に位置する小川町及び豊野町の山間部において被害が集中している状況であります。

今回の災害に係る被害件数につきましては、市全体で、農地が１９５件、農業用施設が１２７件、合計３２２件について、国庫補助による災害復旧事業として復旧しております。このうち小川町の海東地区及び東小川地区で、市全体の約７割を占めるなど、特に被害が集中している地域であると認識しております。

御質問の復旧状況についてであります。まず、国庫補助の対象とならない小規模な災害で、特に土砂の堆積した農地につきましては、今回の豪雨災害に限定した市単独補助制度を創設し、農家負担の軽減及び早期の営農再開に向けた支援を行っ

たことで、申請のあったほぼ全ての農地で土砂の撤去が完了いたしました。

また、国の災害復旧事業として採択された箇所につきましては、昨年12月に国の災害査定が完了し、現在は、詳細な測量設計を進めているところです。また、発注に必要となる国との協議も並行して実施しております。

○6番（蓑田憲治君） 小川地区と海東地区で宇城市全体の7割を占めるという答弁でした。いかにすさまじい豪雨であったか、今さらながら感じるところであります。農家にとっては、農地と農業施設の復旧は正に生活がかかっている生命線であります。一刻も早い復旧を願ってやみません。

それでは（2）の質問に入ります。（2）今後の復旧スケジュールについて伺います。

○経済部長（元田智士君） 先ほどの答弁で申し上げたとおり、国の災害復旧事業の対象となる農地につきましては、現在、測量設計及び国協議を行っているところであり、発注の準備が整った箇所から順次工事を発注してまいります。

災害復旧事業につきましては、国庫補助事業であることから、査定、測量設計、国協議など、一定の手続や期間を要するものであり、被災された農業者の皆様には御不便と御心配をおかけしているところであります。

市といたしましても、早期復旧を最優先に考え、事務手続を可能な限り迅速に進めるとともに、設計が完了した箇所から速やかな発注に努めてまいります。

なお、各農地における具体的な発注時期及び完了時期につきましては、現時点で詳細には申し上げられませんが、全ての復旧箇所につきましては、遅くとも令和9年度中の復旧完了を目指して取り組んでおります。

今後も、被災農業者の皆様が一日も早く安心して営農を再開できるよう、早期復旧に全力で取り組んでまいります。

○6番（蓑田憲治君） 市長も災害復旧を第一にやるんだと、いつもおっしゃられますので、大変ありがたく心強く思っているところでもあります。また、平時よりも大幅に増えたであろう業務に取り組んでおられる職員の方々にも、心より感謝申し上げます。ですが、農業者の方々も今か今かと首を長くして待っておられますので、令和9年度中と言わず、一日でも早い復旧をお願いいたします。また、安心して営農再開できることを切に願います。

それでは、次の質問に入ります。次は（3）河川災害について、よろしくお願いいたします。

○土木部長（嶋津吉禮君） 令和7年8月豪雨による公共土木施設災害は、市全体で105件、被害額は約28億円となっております。そのうち、小川地区におきましては72件、被害額約24億円となっており、件数・被害額ともに市の約8割を占め

るなど、極めて甚大な被害が発生いたしました。

災害復旧工事につきましては、現在、小川支所災害復旧対策室で順次発注を進めており、既に現場着手している校区もございます。

また、公共土木施設災害に加え、先ほど経済部長より答弁があった農地・農業用施設災害復旧工事や県が実施しております道路・河川等の災害復旧工事も同時期に集中していることから、施工業者や技術者の確保、さらには資材調達等において厳しい状況が続いているところでございます。

このような状況から、今年度内での全ての復旧完了は大変厳しい状況ではございますが、市民の安全・安心の確保を最優先に、一日も早い復旧・復興に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

○6番（蓑田憲治君） 一日も早い復旧・復興に向け、鋭意取り組みますという答弁、頼もしく感じます。期待もしております。先ほども申しましたが、これは農家の方々だけではなく、農家の方々、また住民の方々も強い思いで待っておりますので、そのところは常に念頭に置いて頑張っていただきたいと思います。

それでは、ここから先は小川校区内の特に被害がひどかった園川についての質問をいたします。園川では、河川護岸崩落による土砂埋設や下流域では浸水被害など、多大な被害が発生しましたが、今後の復旧状況について伺います。

○土木部長（嶋津吉禮君） 本市には河川といたしまして、県が管理しております1級河川及び2級河川と、市が管理しております準用河川がございます。

園川河川につきましては、市が管理する準用河川であり、南小川地区から流下し、小川小学校付近下流で県が管理する2級河川砂川へ合流する河川でございます。

今回の豪雨災害では、主に九州縦貫自動車道より上流部において被害が発生しており、災害復旧箇所は5か所、被害額は約4,000万円となっており、被害の主な内容といたしましては、豪雨による護岸崩落や河道内への土砂堆積等があり、現在は倒木及び堆積土砂の撤去の応急工事を完了し、本格的な護岸復旧を進める計画としております。

また、下流域における浸水被害につきましては、県管理河川である砂川の水位状況等も大きく関係しておりますことから、県と連携を図りながら、浸水要因の検証を進めているところでございます。

さらに、早期に実施可能な対策といたしまして、災害復旧以外にも河道内の堆積した土砂のしゅんせつを実施し、河川断面の確保による流下能力の確保に取り組んでまいります。

引き続き、地域住民の安全・安心の確保を最優先に、災害防止に向けた取組を行ってまいります。

○6番（蓑田憲治君） 災害復旧に御尽力いただいております経済部及び土木部の職員の皆様に対しましては、心より感謝申し上げます。引き続き、早期復旧に御尽力賜りますようによろしくお願いいたします。ですが、地元の園川につきましては、被災状況や地域要望に関し、本年2月の地元説明会及び現地確認をされたと同っております。地域住民の方々には、今なお不安を持っておられる声、また、園川の両岸のかさ上げ等はどうかといった意見もあると聞いております。私も直接伺いました。つきましては、今後も継続的な説明や現地確認を行っていただき、地域住民の声を丁寧に聞きながら対応していただくことを要望いたします。これで、第1の質問は終わります。

続きまして、次の2番目、公共下水道事業についてです。（1）計画見直しによる計画除外地域の当時の推進状況について伺います。

○上下水道局長（城塚栄治君） 下水道につきましては、昭和40年代後半、産業排水や生活排水による河川や海の水質汚濁が社会問題化し、公共用水域の水質保全を目的として都市部のみならず、地方の人口密集地においても整備が進められてきました。

そうした中で、本市におきましては、合併前の旧町において下水道整備に取りかかり、合併後も引き続き、国の補助を活用しながら事業を実施してまいりました。

しかし、整備に取りかかった当時とは社会情勢が大きく変わってきており、人口減少、接続率の低さなど、様々な要因により事業を慎重に進める必要が生じ、当初計画から進捗に遅れが生じてまいりました。

このような状況の中、国は平成30年度末に、今後の人口減少等を踏まえ、下水道区域の見直しを行うよう事業体に要請をしました。

これを受け、本県では、くまもと生活排水処理構想2021が策定され、その中で本市の下水道未整備地区については、合併処理浄化槽での整備を行うものと位置付けられました。

また、整備区域の拡張については国の補助要件が厳しくなり、本市での整備事業は補助要件を満たさなくなっており、このため、今後の本市の見通しを踏まえた効率的な汚水処理のために、令和6年度に下水道計画の見直しを実施し、整備区域の縮小を行ったことに伴い、公共下水道事業の整備を完了したところでございます。

○6番（蓑田憲治君） 下水道事業の見直しが、様々な要因から見直されたことは理解いたしました。ですが、私、下水道推進地区の住民でもあります。それを踏まえて再質問いたしますが、例えば、小川校区の井手口地区は、どのように事業を実施してきたのかを伺います。

○上下水道局長（城塚栄治君） 小川町井手口地区につきましては、平成２３年度に地元事業説明会を実施し、平成２４年度から下水道整備に着手しております。

当初は順調に整備を行ってきましたが、特に熊本地震後は先ほど述べたとおり、国・県の動向や社会情勢の変化により、整備区域の見直しを行う必要が生じ、整備が進まない状況となってきました。

令和６年度にはこれまでの経緯を踏まえ、区域の見直しを行い、事業完了の地区説明会を実施し、令和７年３月に、正式に下水道区域から除外をしたところでございます。

○６番（蓑田憲治君） 平成２３年の地元説明会から令和７年の区域除外まで、１６年間であります。その間には、先ほど説明がありました熊本地震、国・県の動向の変化、社会情勢の変化もあったでしょう。特に熊本地震という未曾有の災害が、下水道整備事業に大きく影響を与えたことは推測できます。ですが、当地区において、さすがに１６年間は長すぎました。距離においては、当地区は数百メートルなのに１６年間、これはさすがに長すぎると私も感じます。地域の住民の方もみんな感じておられます。

そこで、次の（２）の質問に移ります。（２）計画見直しによる計画除外地域の浄化槽補助金について伺います。例えば地元の例を挙げますと、整備を待っておられましたが、結果的に数戸の方々は下水道にもつなぐことができず、また個別処理になったにもかかわらず、浄化槽の補助金も受け取ることができませんでした。そのことについてもお考えいただき、答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上下水道局長（城塚栄治君） 本市としましては、社会情勢の変化により大きな方向転換をすることとなり、下水道区域の見直しにより区域から除外された地域につきましては、地元説明やアンケートを実施するなど、丁寧に対応してまいりました。

また、下水道区域内の方に対しては、平成３０年度からは整備見込みのない地域には、救済措置として公共下水道区域内であっても合併処理浄化槽設置補助金の支給対象としております。

なお、本市の合併処理浄化槽設置補助金制度は、これから設置する方が対象であり、以前に設置しておられる方は対象外となります。また、法令上の不遡及の原則に基づき、補助の遡りは考えてございません。

○６番（蓑田憲治君） 当時の下水道事業の推進状況から見直しに至るまで説明いただき、ありがとうございました。ですが、議場におられる皆様方も自分のこととして考えてみてください。公共下水道事業の推進の時期であった、しかし結果は下水道に接続できず、また個別処理になったにもかかわらず、浄化槽の補助金も受け取る

ことができなかった。これは、なかなか納得できる話ではないと思います。この当事者の方々は、下水道が通りますから補助金は受け取れませんという説明を受けておられますので、下水道が通ることを待っておられました。それでも接続ができなかった。これは、家を建てた時期が悪かったとか、運が悪かったとかという話ではありませんので、先ほど「法令上の不遡及の原則に基づき」と言われましたが、私は、過去に遡って補助金を払ってはいかがとか、その当時の公共下水道事業の方針が間違っていたとか、そういうことを言っているではありません。結果的に下水道につなげなかった、補助金も受け取ることができませんでした、だから何か救済の策はありませんかということでお尋ねしているのでありまして、その当時の市の方針でありますとか、そういうことを批判する気は一切ありません。ただ、不利益を被っている方々がいらっしゃるので、どうにか救済していただきたいという、その一心であります。市長以下、執行部の皆様には、是非、救済策を検討していただきたいと願います。今日は、私も調べる時間等ありませんでした。ちょっと準備も足りませんでしたので、これで質問は終わりますが、また機会があれば再度質問をしてみたいと思っております。

それでは、次は最後の質問となります。産後ケア事業についてです。（１）産後ケア事業の意義及び目的について伺います。近年は、核家族化や地域とのつながりの希薄化、育児不安等の増加により、出産後の母親を取り巻く環境は大きく変化しております。特に産後は、心身ともに不安定になりやすく、育児への負担感や孤立感を抱える方も少なくないと聞いております。こうした中、助産師等の専門職による支援を受けながら、母親の心身の回復や育児不安の軽減を図る産後ケア事業は、安心して子育てができる環境づくりにおいて、非常に重要な役割を果たしていると考えます。まずは、産後ケア事業が産後の母親や家庭にとってどのような意義を持つ事業であると認識しているのか、また、本市としてどのような目的を持って事業を実施しているのかを伺います。

○福祉部長（平松洋介君） 産後ケア事業につきましては、６月４日の林田議員の答弁と一部重複する部分もございますが、お答えをいたします。

産後ケア事業は、助産師などの専門職が、出産後１年未満の体調不良や育児不安を抱える母子に対して、身体的、心理的なケアや育児支援等を行う制度です。

主な目的は、産後の母親の心身の回復を促すとともに、育児に対する不安や孤立感を軽減し、安心して子育てができる環境を確保することで、出産後においても、切れ目のない支援体制を整える重要な事業であると認識しております。

また、産後ケアを実施した医療機関から行政へ提出される報告書は、母子の健康状態や育児環境を正確に把握し、継続的な支援の必要性を確認する上で、大変重要

な役割を果たしております。

この報告により、必要に応じた相談支援や関係機関との連携など、切れ目のない母子支援へつなげているところです。

本市といたしましては、今後も安心して出産、子育てができる環境づくりを推進するため、医療機関をはじめとする関係機関との連携を図りながら、産後ケア事業の更なる充実に努めてまいります。

○6番（蓑田憲治君） 産後の母親の心身の回復を促し、育児に対する不安や孤立感を軽減することは何より重要なことだと理解いたします。本市におかれましても産後ケア事業の更なる充実に努めていくとのこと、大変力強く感じます。

それでは、次の（２）の質問に移ります。（２）産後ケア事業の直近の利用者数と利用内容について、具体的に伺います。

○福祉部長（平松洋介君） 本市の産後ケア事業につきましては、令和７年度において、９９世帯、延べ１２５件の利用がっております。

サービスの内容といたしましては、宿泊型、通所型、訪問型の３つの形態で実施をしており、令和７年度の利用実績では、宿泊型が２４件で６１泊、通所型が７５件で２０８回、訪問型が２６件で６６回の利用をいただいております。

特に、通所型が最も多く利用されておりますが、訪問型についても多くの利用者が利用上限である３回の利用を行われており、リピート率が高い状況となっております。

その要因としましては、利用者が移動することなく、自宅というプライバシーが確保された状態でサービスを受けることができる点が、大きな安心感につながっていると考えられます。

支援内容としては、赤ちゃんの発育や体重増加に関する相談をはじめ、沐浴や抱っこの方法などの育児技術に関する支援、さらには産後の体調不良や精神的^{もく}不安定に対し、助産師等専門職による継続的な見守り支援も実施されており、利用者のニーズに基づいた適切な支援が行われております。

○6番（蓑田憲治君） 答弁にありますように、多くの方々が上限である３回程度までを利用しておられるとのこと、このリピート率の高さを見ても、いかに必要とされている事業かということが分かります。こういった事業は、我々男性には産後の精神状態とか、心身状態とかはなかなか理解できないところもありますが、リピートが高いということは、母子の方々も本当に必要な事業だと思っておられて、何回も何回も利用されているんだと思います。今後も母子に寄り添い、更なる事業の整備・充実をお願いいたします。

それでは次、（３）の質問に入ります。（３）事業者の稼働状況についてですが、

現在、広域を含め9つの事業者が登録されておりますが、全ての事業者が実際に稼働しているのか、名前だけの登録になっていないかを伺います。医療機関や助産院で産後ケアを行う者の資格の条件、また適切な対応が行われているかを伺います。

○福祉部長（平松洋介君） 本市の産後ケア事業につきましては、現在5か所の医療機関と4か所の助産院へ事業委託を行い、利用者のニーズに応じた受入体制の確保に努めているところでございます。

一方で、委託を行っている全ての医療機関等において、常時受入れが可能という状況ではございません。

具体的には、令和7年度の事業実施状況では、委託先の1医療機関では、通常の分娩対応や外来診療など、産婦人科医療機関が本来行う業務が多忙な時期において、人員体制や病床状況の関係から、産後ケア利用者の受入れが難しい場合があったと伺っております。また、別の医療機関では、地理的要因により利用希望者が少なく、実際の受入実績はございませんでした。

しかしながら、いずれの事業所とも委託契約を継続し、必要時には受入れに協力いただける体制は維持しているところであり、本市としましては利用者が必要な支援を適切に受けられるよう、利用調整や関係機関との調整に努めております。

産後ケアを行う者の資格の条件としましては、助産師、保健師、看護師のいずれかの資格を持つ者でなければならないという条件があり、資格を持った専門職により、利用者のニーズに合わせた適切なケアを実施いただいております。

○6番（蓑田憲治君） 私が質問の中において、なぜ、各事業者が実際に稼働しているのかとか、名前だけの登録になっていないかとかを聞いたのは、新聞、テレビのニュース等で産後ケア事業に限らずですが、信じられないような悪質なケースが多々あります。それで本市では絶対にそのようなことがないように、各事業者の選定でありますとか、資格を持つ者のちゃんとした資格確認でありますとか、そこは母子が安心して利用できるような願いから質問したわけであります。今後も各機関との調整は大変でしょうが、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。（4）近隣市町との助成額及び委託料額の差について。これは国と県からの助成がある中で、管内の市町と横並びの状況ではあると思いますが、県内にはより手厚い助成をする自治体も存在しております。他自治体との事例も踏まえ、本市における助成率や助成額の引上げを検討してはどうですかということで、最後の質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉部長（平松洋介君） 産後ケア事業における利用者負担額につきましては、宇城管内2市1町においてはおおむね同額程度となっているものの、地域の実情や財政状況、委託医療機関との調整内容等を踏まえて設定されておりますことから、他自

治体との間で一定の差が生じている状況です。

また、医療機関への委託料につきましても、宿泊型、通所型、訪問型などサービス形態の違いや、医療機関の人員配置、受入体制、地域の医療資源の状況等により、自治体ごとに設定額が異なります。

例えば、隣接する熊本市は、利用1回当たりの単価上限額を本市より高く設定しており、利用実績に基づき市が医療機関に支払う委託料は、宿泊型で本市の委託料上限額2万円に対し、熊本市は3万2,000円で1万2,000円の差があり、通所型においても本市の委託料額より高い状況です。

ただし、利用者負担額につきましては、本市と同じく総費用の2割と設定されているため、宿泊型の場合、利用者負担の上限額については、本市の上限額5,000円に対して熊本市は8,000円と、3,000円高く設定されています。

また県内では、費用の全額を自治体で負担し、利用者負担額を無料としている自治体もございます。

令和5年度にスタートした本事業につきましては、事業を推進する中で、医療機関からの委託料増額要望等を踏まえ、管内2市1町で協議を行った経緯がありますが、県内自治体の運用状況を調査した上で、現状の価格を維持している状況です。

今後も、他自治体の状況や国及び県の動向を注視しながら、利用者の利便性向上と、医療機関の安定的な受入体制の両立が図られつつ、事業の持続可能性を意識しながら、関係機関と連携し、取り組んでまいります。

○6番（蓑田憲治君） これは産後ケア事業とは直接は関係ありませんが、厚生労働省が6月3日に発表いたしました人口動態統計によりますと、2025年に生まれた子どもの数は67万1,236人で過去最少となりました。近年は、過去最少の連続でありますので、前年比で1万4,937人の減となり、出生率は1.14、これもまた最低を更新しております。全国の中において、熊本県は全国で6番目に上から高い1.4となっておりますが、それでも、もう自分の肌で感じます。子ども、赤ちゃんの数が少ないというのは肌で感じますが、それでも全国で6番目に高いという状況であります。なかなか出生率を上げる特効薬はありませんが、それならば、これから先、出産をされる方、産前産後の方、また育児中の方々の環境を整えてあげることが社会の役割ではなかろうかと考えます。宇城市におかれましても、産後ケア事業はもちろんのこと、安心して産んで育ててよかったと思えるような市になってほしい、事業をさらに充実して展開してほしいものだと願います。もう子育てとか出産は、社会全体で考えるような時代でありますので、どうか今後も事業の拡充をよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、蓑田憲治君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時38分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番、溝見友一君の発言を許します。

○16番（溝見友一君） おはようございます。16番、会派敬天うき、溝見友一です。

4月19日の市議会議員選挙において市民の負託を得まして、市議会議員に当選させていただき、この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。これからは末松市長をはじめとし、執行部、議員各位と一緒に、市民の生命・財産、安心・安全なまちづくりのため邁進し、宇城市民のため恐れることなく目標に向かってひたすら突き進みたいと考えます。全国的に人口減少が進んでいる市町村が多くあります。本市もその1市です。しかし熊本県内には増加している市町村があります。2025年調べで、1位嘉島町1.3%増加率、2位西原村1.05%増加率、3位大津町1.01%増加率、4位益城町0.82%増加率、5位合志市0.45%増加率、6位御船町0.44%増加率、7位菊陽町0.36%増加率、2026年度は、西原村は6.6%の増加率です。駅もない村です。本市も熊本市に隣接しています。自然もたくさんあります。そして気になることが、なぜか人口増加が進んでいるまちは、ほとんどが平成の大合併時に合併していない市町村です。私は複雑な思いです。

議長のお許しをいただきまして、質問させていただきます。通告を少し変更させていただきます。2の宇城市の過疎債についての（1）と（2）を一緒に質問させていただきます。

さて、本市は合併して21年目、熊本地震から10年を迎えます。新型コロナウイルス感染症、熊本豪雨と様々な災害を、市民、職員、市長、議員が一丸となり乗り越えてきました。そして昨年の8月の豪雨、傷跡がいまだに残り、復旧・復興へ向けて末松市長を筆頭に職員の方々が御尽力されていますことに対しまして敬意を表しますとともに、災害に遭われた市民の皆様にお見舞いを申し上げます。先ほども申しましたが、合併して21年目、当時の本市の総人口は6万3,968人、うち外国人の数は正確な数字が分かりませんでした。世帯数は1万9,511世帯で、合併したときには、市民みんなで7万人の都市を目指そうと勢いがあったと記憶しています。そのとき、まちごとにまちの未来のため、この事業は合併しても続けてほしい、実現してほしいと協議した結果、5大事業が制定され、今に至っています。

1、21年前の合併時の5大事業について、(1)戸馳大橋架替事業の状況について。5大事業として実施した戸馳大橋架替事業の事業期間、総事業費及び事業完了までの状況についてを質問します。

○土木部長（嶋津吉禮君） 宇土半島と戸馳島を結ぶ唯一のアクセス道路である戸馳大橋は老朽化、歩道整備や耐震化といった総合的な対策を目的として、平成21年度から設計に着手いたしました。

平成25年度には橋りょう架け替え工事に着手し、平成31年3月31日に工事完了の上、供用開始をしております。

新しい戸馳大橋の供用開始後は、令和2年度まで旧戸馳大橋の撤去工事を行い、総事業費約43億円を投じ、事業を完了しております。

○16番（溝見友一君） 設計から供用開始まで10年がかかったと、当時の市民の声の中に、「大型観光バスが橋の老朽化のため通らない」、「せっかく海水浴場、花の学校等があるのに、大型バスが通らなければもったいない」、「早く完成してほしい」という声が多くあったのを記憶しています。(2)本市の今後の考え方について、次のステップとして戸馳地区、三角地区における定住対策、観光対策、農業振興についてどのように考えているのか質問します。

○経済部長（元田智士君） 戸馳大橋の架け替えにより、地域の皆様の生活を支える重要な交通基盤が維持されたものと認識しております。

一方で、戸馳においては、人口減少や高齢化が進行しており、今後は、安心して住み続けられる環境づくりと地域資源をいかした活性化を進めていくことが重要であると考えております。

産業面では、洋ラン栽培をはじめとした花卉産業が営まれているほか、今後、約70ヘクタールの農地基盤整備工事が予定されており、農業生産性が上がることで生産者の所得向上が期待できます。

また、戸馳において、特定地域づくり事業協同組合が組織化されていることから、地域における人材確保や多様な働き方の創出など、持続可能な地域づくりにつながる取組も進められているところでございます。

観光面につきましては、若宮海水浴場やキャンプ場のほか、現在、公募を行っております旧戸馳花の学校の利活用も含め、交流人口の拡大につながる取組を進めてまいります。

加えて、三角地区におきましても、人口減少や高齢化が進行している状況にあることから、戸馳単独ではなく、地域全体を一体的に捉えながら、産業振興や交流人口の拡大、定住環境の維持などに取り組んでいくことが重要であると認識しております。

今後につきましても、地域住民の皆様や関係機関と連携しながら、地域資源をいかした持続可能な地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

- 16番（溝見友一君） 戸馳大橋架替事業で市民が安心して生活できる環境ができ、洋ラン栽培等の産業や農業基盤整備事業が予定され、農業振興に期待します。三角西港、三角駅、三角東港、戸馳を拠点とした観光に力を入れていただきたいと考えています。その中でも、旧戸馳花の学校跡の有効活用を是非していただきたい。そうすることで、若宮海水浴場もさらに相乗効果で人があふれ、にぎわいの創出につながると考えます。そして、大橋に防犯カメラを設置して九州で一番安全な島として売り出し、発信してはどうかと考えます。そのようなことを実施することで、少しでも人口減少、高齢化の進行を止めることができるのではないか、検討を望みます。

次の質問に移ります。（３）市道長崎久具線事業の現状について。５大事業として実施した長崎久具線事業の事業計画、総事業費及び事業の完了までの状況についてを質問します。

- 土木部長（嶋津吉禮君） 長崎久具線は、宇城市不知火町長崎地区から松橋町豊崎地区を結ぶ総延長２．５キロメートルの道路事業になります。

国道２６６号の不知火中学校交差点から、県道八代鏡宇土線の宇城広域連合南消防署横の交差点までの東西を結ぶ幹線道路で、国道２６６号不知火支所付近の渋滞緩和対策などを目的として、平成１８年度に事業に着手し、令和３年度に工事完了の上、全線供用開始をしております。

総事業費約２９億円を投じ、事業が完了しております。

- 16番（溝見友一君） 本来ならば、長崎久具線をつないで完了だと私は考えていました。当時は、不知火町に消防署が必要だと考えてあったんですが、宇城広域連合の協議では、場所・距離の問題、人員数配置の問題で不知火地区には難しいと判断され、ならば、当時の中分署、豊福小学校近くにあった分署を現在ある豊崎に移転して、不知火町の中心部に５分以内で救急車両、消防車両が到着できるよう、南消防署から長崎までの市道が計画されました。本来ならば、久具若しくは多目的公園付近に道をつなげる計画でありましたが、住宅の密集等で断念されたと聞いています。

（４）本市の今後の考え方について。完成した長崎久具線の効果をさらに波及させるための対策について質問します。

- 土木部長（嶋津吉禮君） 長崎久具線道路改良事業は、合併当初の第１次総合計画に公共交通ネットワーク整備を促進し、交通渋滞解消・緩和を図る目的として計画されました。

当時のルートは、不知火中学校付近の長崎地区から宇城広域連合南消防署付近を経由し、ＪＲを越え、松橋町の久具地区、国道３号の試験場跡地付近までの計画構想でございました。

しかしながら県道１４号八代鏡宇土線から国道３号までの区間は、住宅が混在し移転補償費などのコストが膨大に膨らむため、関係機関との協議も進まないままの状況もあり、計画が具体化されない状況にございました。

そこで、宇城広域連合南消防署を最大限に活用できる緊急輸送路及び松橋インターチェンジを結ぶバイパス的道路の整備ができないか、また渋滞緩和としての役割など総合的に検討をしましたところ、大野川の河川堤防を利用しましたバイパス計画として事業に取り組んでいるところでございます。

現在、大野川リバーサイドロード線整備事業として、市内中心部の交通渋滞緩和と交通拠点へのアクセス向上、干拓地域であります不知火海沿岸部の高潮被害からの緊急避難を目的とし、事業を実施しております。

○市民部長（米田年宏君） 宇城広域連合消防本部の南消防署は、平成１９年１０月に、松橋町豊福から現在の場所の豊崎に移転、整備されており、市道長崎久具線の整備により、整備前と比較して不知火方面への緊急走行経路が確保され、消防・救急活動において機動力が向上したものと認識しております。

さらに今後、大野川リバーサイドロード線の整備が進み、供用開始になった場合、本市東部方面への緊急走行経路が確保され、松橋地区全体への移動が効率化されると考えます。

これにより、救急搬送における現場到着時間の短縮や、火災発生時における消防車両の迅速な展開など、これまで以上に安定した消防・救急体制の確保が期待されます。

○１６番（溝見友一君） 本当に重要なのは、大野川リバーサイドロード線の整備によって、交通渋滞解消はもとより、緊急搬送や消防車両の迅速な展開を確保することが宇城市民の安心・安全なまちづくりだと考えます。

（５）松橋駅周辺整備事業の現状について。５大事業として実施した松橋駅周辺整備事業の事業期間、総事業費及び事業完了までの状況についてを質問します。

○土木部長（嶋津吉禮君） 松橋駅周辺整備事業は、平成２０年度に基本構想を策定し、駅という重要な機能をいかし、にぎわいの再生と新たな拠点の創出を目指し取組を開始したものです。

施設整備につきましては、平成２４年度から平成２８年度までを第１期として、駅舎の建て替え、自由通路、西口ロータリー等の整備、平成２９年度から令和２年度までを第２期として、東口ロータリー、東口駐輪場、西口駐車場、西口公園等の

整備を総事業費約17億円により駅関連施設の整備を終えております。

- 16番（溝見友一君） 基本構想から約12年で完了したとありました。確かに駅を利用しながらのことなので、年月がかかったのではと考えられます。そしてデザインにおいては、外から見える少し小さな窓があるかと思います。それは不知火をイメージしたと当時聞いていました。そして西・東口の両側から駅を利用でき、本当に素敵な駅舎ができたことと市民の皆さんが喜んでいらっしゃいます。さらには自転車が煩雑に置かれて、ボランティアの方々が整理されていました。今では西・東口とも駐輪場ができて、自転車で利用される市民の使い勝手はよくなったと当時はよく耳にしていました。今となれば、当たり前のような状況になっています。しかしながら、駅舎は建て替え整備はされたものの、周辺整備となつては、私は物足りないと考えます。宇城市の1つの大切な玄関口です。

（6）本市の今後の考え方について。完成した松橋駅周辺整備事業の効果をさらに波及させるための対策について質問します。

- 土木部長（嶋津吉禮君） 松橋駅周辺整備事業は、にぎわいの再生と新たな拠点の創出を目指した取組であり、今後は、駅に隣接したエリアの土地利用について検討を進めていきたいと考えております。

特に駅西側のエリアについては、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の本市の重要な土地利用方針においても、都市の拠点性を向上させる取組として都市的土地利用を進めることとしております。

そのことから、本年度、土地利用可能性調査を行い、松橋駅西側において本市の都市拠点の活力の維持や向上を図る上で、重要なエリアとしてふさわしい在り方を検討し推進してまいります。

- 16番（溝見友一君） 当初の構想では、車で西と東を行き来できるような道路の計画がありました。旧国道3号、今は県道14号ですが、宇土方面から右折でき、駅が利用できるようにと地域の住民からの要望もあっていると聞いています。本市にとって駅西の開発は、重要課題のエリアの1つと答弁でもありました。今後の計画、検討を推進していただきたいと強く要望しておきます。

次の質問に移ります。（7）宇城・氷川スマートインターチェンジの事業の現状。5大事業として実施した宇城・氷川スマートインターチェンジ事業期間、総事業費及び事業完了までの状況について質問します。

- 土木部長（嶋津吉禮君） 宇城・氷川スマートインターチェンジは、松橋インターチェンジと八代インターチェンジのほぼ中央に位置するETC専用のインターチェンジでございます。

地域の活性化、主要都市との連携の促進、高度医療機関への搬送時間短縮、災害

時の代替道路の確保を目的に、平成21年度に設計に着手いたしました。

平成23年度には工事に着手し、平成26年3月29日に工事完了の上、供用開始しております。

総事業費は約39億円となっており、うち約9億円を本市が負担しております。

当初、スマートインターチェンジの利用量は1日約1,200台を想定しておりましたが、直近では約2,300台と予想を上回る利用となっております。

○16番（溝見友一君） 当時のことを少し思い出しました。宇城市議会、氷川町議会、最終協議で折り合いがつかずに、もう何度も何度も協議しました。本当に激論でした。内容は、インターの名前が小川が先か、氷川が先か、小川氷川スマートインターチェンジになるのか、氷川小川スマートインターチェンジなるのか、何十時間も平行線で結論が出ないのかなと思うほどでした。ところがあるとき、小川町はもう宇城市ですよと、計画のときは小川だったと思いますけども宇城市になりましたという一言で、皆さんが腑に落ち、それであれば宇城・氷川スマートインターチェンジに決めようじゃないかと、それで決まったのを昨日のように記憶しています。少し話はずれましたが、計画から約5年と割と早く供用開始ができたと感じます。当初は、スマートインターチェンジと蓮仏工業団地の1セットで考えられたと聞いています。宇城・氷川スマートインターチェンジの活用による企業誘致等について、今後の本市の考え方を質問します。

○企画振興部長（亀井 誠君） 宇城・氷川スマートインターチェンジが開通したことにより、周辺地域の九州自動車道へのアクセス性向上や物流及び産業の活性化、さらには救急搬送の迅速化や災害時等の代替道路としての役割など、地域にとっての効果は多岐にわたります。

企業誘致に関して申し上げますと、一般に工場等の事業所は、雇用や消費が望める人口集積地、協力会社との連携が図りやすい産業集積地に進出する傾向にあります。熊本県の北部に企業進出が進むのも、人口と産業の集積が相乗効果、好循環を生み出しているからです。

また、幹線道路、高速インターチェンジ、港等の交通アクセスや輸送の利便性の高さも企業誘致に適した地域と言えます。

宇城市は熊本県のほぼ中央に位置し、県南や天草方面に向けた交通の要衝で、熊本市に隣接するなど、地理的な優位性があります。加えて、高速インターチェンジが他地域へのアクセス性を高め、小川地域の利便性に寄与しています。

現在宇城市では、小川駅からイオンモール宇城一帯でのまちづくりを進めています。宅地の供給により、定住人口を確保することで、企業にとって魅力のある事業所進出を促すような地域にしていきます。

高速インターチェンジに近いことをいかし、住みやすさや働きやすさを武器に人口増と民間投資を促し、地域の活性化を目指してまいります。

○16番（溝見友一君） スマートインターチェンジをいかした工業・物流拠点の誘致を今まで以上に努力していただきたい。そして、イオンモール宇城と連携してまちづくり、定住対策にも力を入れていただきたいと望みます。

次の質問に移ります。（9）豊野小中一貫教育の現状について。現在の取組状況及び成果について質問します。

○教育部長（舩井貴男君） 本取組につきましては、平成25年度に県内初の施設一体型小中一貫校として開校し、以来13年が経過しております。

その経緯について申し上げますと、平成17年の合併後、旧豊野町においては小学校・中学校がそれぞれ1校ずつ設置されておりました。その後、教育環境の在り方について様々な議論を重ねる中で、施設の一体化による小中一貫教育の推進が選択され、平成24年度に校舎整備を完了し、平成25年4月より現在の形でスタートしたものでございます。

本市としましては、本取組を学力向上や中1ギャップの解消、さらにはいじめ・不登校等の教育課題への対応に資する重要な施策として位置付け、地域の理解を得ながら段階的に取組を進めてまいりました。

次に、その成果について申し上げます。

まず、小中9年間を見通した教育目標の下、豊野っ子七訓を共有し、発達段階に応じた一貫した指導を継続してきたことにより、児童生徒の学びと成長の連続性が確保されております。

また、小中合同の学校行事や日常的な交流の定着により、小学生は中学生の姿に憧れと目標を持ち、中学生は下級生を支える立場としての自覚や責任感を育むなど、学校全体として自然な縦のつながりが形成されております。

さらに、職員室の一体化や乗り入れ授業の実施により、教職員間の情報共有や指導連携が日常的に行われる体制が確立され、中学校進学時の環境変化、いわゆる中1ギャップの緩和にも一定の成果が見られております。

加えて、ふるさと学習や人権学習においても、小中9年間を通した系統的なカリキュラムが定着し、地域理解の深化や学びの質の向上にもつながっております。

一方で、運営上の課題としましては、乗り入れ授業に伴う時間調整の必要性から、小学校の授業時間や休み時間の設定に一定の制約が生じることや、中学校教員の授業準備時間・校務時間の確保が難しい場面があること、また小学校高学年における主体性やリーダー性の育成について、更なる工夫が求められることなどが挙げられます。

こうした取組の積み重ねにより、現在の豊野小中一貫教育は、制度としての枠組みだけではなく、日々の教育活動の中に確実に根付いているものと認識しております。

本取組は、合併後の教育施策の中でも、当初は様々な御意見をいただきながら進めてきた経緯はあるものの、現在では学校・家庭・地域の連携の下で着実に定着し、教育の連続性を形にした施策として評価できるものと認識しております。

本市といたしましても、これまでの成果をしっかりと継承しつつ、小中一貫教育の更なる充実に努めてまいります。

○16番（溝見友一君） この一貫教育は、確か広島県からスタートしたというふうに記憶しています。当時、議員の方でも研修に幾度となく行って、何がいいのか、何が成果が出るのかということで研修した覚えがあります。その中の1つが中1ギャップ、小学校を卒業した後中学生になったときに、急に環境が変わりすぎて学校が怖くなり、上級生が怖くなり、そういった状況を少しでも埋めるために一緒になって、小学校1年生から中学校3年生まで一緒にやることで、皆さんと一緒に学校生活をする中で、中1ギャップの解消になるというふうに勉強したのを今も覚えています。先ほどの答弁でもありましたように、そういった意味で成果が出ていると感じて、本当によかったなと思っているところです。豊野小中一貫教育の議案を審議しているときに、この議場の傍聴席が満席になり、協議会室まで使って傍聴席が用意されたのを記憶しています。その怒号が飛び交う中で審議をしていました。そのときの教育長、職員の皆様の並々ならぬ努力のおかげをもって、施設一体型豊野小中一貫教育校がスタートしたことに本当に誇りに思います。学力向上はもとより、中1ギャップによる不登校生も減少しつつあり、もちろん課題はあるとは思いますが、しかし、一定の成果があると答弁でありました。豊野地区だけではなく、宇城市に広げていくことは考えていないのか。もちろん地域性がありますが、分離型小中一貫教育校というやり方もあります。

（10）本市の今後の考え方について質問します。

○教育部長（舛井貴男君） 先ほど答弁しましたとおり、豊野小中学校における施設一体型小中一貫教育の取組は、小中9年間を見通した教育活動の実践や教職員の連携体制の構築などにより、一定の成果を上げてきた代表的な事例であると認識しております。

この成果は、施設の一体化という条件のみによるものではなく、小学校と中学校が一体となって児童生徒を育てるという理念の下、日々の教育活動を継続的に積み重ねてきた結果であると考えております。

本市の学校教育は、施設形態や地域特性がそれぞれ異なる中で展開されており、

全ての学校が同一の環境にあるわけではないことから、地域の実情に応じた取組が重要であると認識しております。

このため本市では、小中一貫教育推進事業において、小中学校を中学校区ごとのブロックに区分し、それぞれのブロックにおいて、小中学校が連携・協働しながら、小中9年間を見通した一貫した教育の推進を図っているところであります。

その上で、豊野小中学校における取組は、施設一体型の小中一貫教育の具体的な実践例として、本市における重要な成果の1つであると捉えております。

また、学校施設におきましては、長寿命化計画に基づき計画的な改修・更新を進めるとともに、今後も施設の安全性の確保と教育活動の継続性が損なわれないよう配慮していく必要があると考えております。

さらに、少子化の進展に伴い、今後の児童生徒数の動向を踏まえた学校規模や配置の在り方についても、地域の実情や通学環境等を総合的に勘案しながら、中長期的な視点に立って検討を進めていくことが重要であると認識しております。

本市の小中一貫教育は、施設形態にかかわらず、小中9年間を見通した教育の在り方として着実に積み重ねられており、今後もその歩みを止めることなく、発展させていく必要があるものと認識しております。

本市といたしましても、豊野小中学校における成果と、各ブロックにおける小中一貫教育の取組の両面を踏まえ、施設整備と教育内容の両立を図りながら、持続可能で質の高い教育環境の構築に取り組んでまいります。

○16番（溝見友一君） 答弁でありましたように、形にとらわれない、本市として小中の一貫した教育に取り組んでいかれる、質の高い教育環境の構築に取り組んでいかれると答弁でありました。もちろん議員としましては協力してまいりたいと考えます。と同時に、少子化問題もあります。施設一体型一貫教育校、分離型一貫教育校等もこれからの考えの中に入れていただければと思います。本市の地域に合った教育環境の充実を進めていただきたいと思います。本市は、2学期制の教育制度を取られています。最近では、くまなびの日を実施している市町村もあります。熊本県内には12か所あります。このことはまた勉強して、皆さんと協議しながら質問させていただきたいと考えます。

今回の一般質問は、合併前、旧町時代に宇城市の30年、40年、50年後の本市の未来を考えて、5大事業を計画されたと聞いています。そのときは、まさか2026年に本市の総人口が5万5,394人、うち外国人が1,146人、世帯数が2万2,540世帯、世帯数は増えているものの8,574人の減となっています。5大事業に何かをプラスしていくことで、人口減少の歯止めになるのではないか、先人の方々が考えてこられたことを伝えていくことも、本市にとって明るい未来の

ヒントになるのではないかと思います、質問させていただきました。

次の質問に移ります。2、宇城市の過疎債について。冒頭に述べましたように、地域をくくらず（１）と（２）を合わせて質問します。過疎対策事業債と過疎計画について、過疎債と過疎計画の関連性及び過疎地域指定の経緯、過疎計画の概要について質問します。

○企画振興部長（亀井 誠君） 過疎対策事業債は、いわゆる過疎法により過疎地域とされた市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債を指します。

この過疎地域持続的発展市町村計画策定の根拠法令である過疎法は、人口減少が著しい地域において、地域社会の活力維持や生活環境の整備、雇用拡充などを総合的・計画的に支援する目的として、現行法も含め５回施行されています。

これまでの経緯としては、昭和４５年の過疎地域対策緊急措置法、昭和５５年の過疎地域振興特別措置法、平成２年の過疎地域活性化特別措置法、平成１２年の過疎地域自立促進特別措置法、そして令和３年に現在施行中の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、それぞれ議員立法による時限立法として制定されています。

本市においては、旧町時代より三角町が指定されており、さらに令和３年の法施行により豊野町が指定されています。

令和８年３月に策定した宇城市過疎地域持続的発展計画は、令和８年から令和１２年までの５年間を計画期間とした５度目の計画として、市総合計画の目標を、過疎地域の持続的発展のための目標として定めた計画になります。

計画による今までの実績についてお答えします。

過疎対策事業債を活用した実績としては、域内の道路や漁港などのインフラの更新及び整備や、農地の整備、光通信網整備、防火水槽の設置、消防団積載車等の更新、保育園の整備改修、スクールバスの購入、教育文化施設の改修及び解体など、地域社会の活力維持や生活環境の整備、雇用拡充などの目的のため、多岐にわたる事業を実施しております。

大型事業としては、戸馳大橋の架け替え、地域交流施設金桁温泉の整備なども行っています。

○１６番（溝見友一君） 三角地区は合併前から、豊野地区は令和３年から過疎地域に指定され、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債があり、計画が５年計画で、本市は令和８年度から５年間で計画期間として理解しました。過疎計画による今までの実績について質問したかったですけれども、今答弁でありましたので、今まで多岐にわたって大規模事業

が行われ、いろんな事業に使われてきたことがよく分かりました。しかし、気になったのが、今年度の令和8年度から5か年の計画、私たち議員の任期は4年です。この4年の間に企画改正等の新たな事業の可能性について質問します。

○企画振興部長（亀井 誠君） 令和8年3月に策定した現計画は、令和8年から令和12年までの5年間を計画期間としたものであり、新たな計画は令和12年度末に策定することとなります。

しかしながら、現計画の改定は可能であることから、新たな事業に取り組む場合は、準備が整い次第、計画に掲載することで過疎対策事業債が活用できることとなります。

そのため、過疎法の目的である過疎地域の持続的発展のため、過疎計画内容を更新してまいります。

○16番（溝見友一君） すみません、分かりやすく言えば、新たな計画が過疎法の目的である過疎地域の持続的発展のためであれば、5年計画の中に追加、入れ込むことが可能であると理解してよろしいでしょうか。

○企画振興部長（亀井 誠君） 新たな事業に取り組む場合、先ほど答弁しましたとおり、事業が整い次第計画に掲載することで、過疎事業債は活用できることとなります。そのため、適宜計画内容を更新してまいります。

○16番（溝見友一君） 分かりました。先ほど言いましたように、その法の目的であれば途中でも可能だというふうな理解をいたしたいと思います。

次の質問に移ります。3、防災拠点センターについて、（1）利活用について。防災拠点センター機能を有する施設は、県内において11か所程度が存在し、そのうち6施設が本市にあり、災害時は活動拠点、平時は防災知識の向上や地域の交流の場として重要な施設になります。本施設の整備目的や機能などの概要について、また施設ごとの過去3年間の利用者数など現状を質問します。

○市民部長（米田年宏君） 本市の6つ防災拠点センターは、熊本地震の経験と教訓を糧に、震災からの復旧・復興事業の1つとして、災害対応や防災機能の強化を目的に、速やかに整備を進めてきた施設になります。

このように、災害対策活動拠点の機能を有しつつ、平時にはコミュニティ活動での利活用が可能な施設は、県内には数少ない存在であると認識しております。

各地区の防災拠点センターは、災害時には地域住民の命を守る避難所として、また地域防災力の要となる施設になります。

具体的には、災害発生直後から中長期にわたる避難者の受入れをはじめ、救援物資の集配拠点、さらには消防団や地域防災組織の活動拠点としての役割を担っております。

また、各種設備といたしましては、72時間稼働可能な非常用発電設備、かまどベンチ、マンホールトイレや防災井戸といった防災機能を備えており、各防災拠点が互いに連携し、より強固な防災体制を整えています。

一方で、平時には、市民の皆様が防災を学びながらコミュニティを形成する場として活用されております。日頃から地域住民の皆様が集い、震災の教訓を共有し、絆を深める取組などが、防災拠点センターの重要な役割と考えます。

今後も引き続き、各拠点の機能をしっかりと維持するとともに、地域のニーズに合わせた適正な管理運営に努め、地域の安心・安全を守る拠点としての役割を果たしてまいります。

○**教育部長（舩井貴男君）** 続いて、防災拠点センターの利用状況についてお答えいたします。

防災拠点センターは、平時においては、公民館講座の開催など、市民の多様な学習機会の提供等に努めている施設でもあります。

過去3か年度分の各施設の利用人数の内訳を申し上げます。三角防災拠点センターが、令和5年度2万1,204人、令和6年度1万2,727人、令和7年度1万3,140人。次に不知火防災拠点センターが、令和5年度3万3,212人、令和6年度3万3,440人、令和7年度2万5,317人。続きまして松橋東防災拠点センターが、令和5年度3,727人、令和6年度6,854人、令和7年度7,841人。次に松橋西防災拠点センターが、令和5年度3万4,324人、令和6年度3万2,117人、令和7年度3万5,294人。次に小川防災拠点センターが、令和5年度3万6,524人、令和6年度4万1,601人、令和7年度5万4,173人。最後に豊野防災拠点センターが、令和5年度1万8,070人、令和6年度9,553人、令和7年度8,289人でございます。

○**16番（溝見友一君）** 松橋東防災拠点センターは、災害の教訓を想起させるパネル展示など、災害に関する活用が多いと感じますが、その割には松橋東防災拠点センターの利用人数が少ないと考えられます。更なる取組や施設利用の特色について質問します。

○**市民部長（米田年宏君）** 現在、熊本県が中心となって取り組んでいる熊本地震記憶の廻廊事業は、熊本地震の経験や教訓を学び、風化させず、確実に後世に伝承し、今後の大規模自然災害に向けた防災対応力の強化を図ることを目的に行われております。

この記憶の廻廊は、熊本地震で被害が大きかった県内9市町村の震災遺構や拠点をめぐる地域全体をつなぐ廻廊となっており、本市の松橋東防災拠点センターも構成要素の1つとして位置付けられております。

このような中で、松橋東防災拠点センターは、日頃から熊本地震の被災の状況や活動状況を確認できる写真等を展示し、震災の教訓や対策の必要性を視覚的に訴えかけることで、幅広い世代が防災について学ぶことができる環境を整えております。

また、本施設は、他の防災拠点センターの役割に加え、防災教育の学びの拠点としての役割や、周辺の福祉施設と連携した活動拠点としての機能も有する施設になります。

このようなことから、各防災拠点センターのそれぞれの特色をいかしながら、今後も防災・減災につながる様々な取組をはじめとする地域での日常的な交流や自主防災活動などを通し、防災力の向上に努めてまいりたいと考えます。

- 16番（溝見友一君） ただいま答弁でありました熊本地震震災ミュージアム、熊本地震記憶の廻廊、県の事業として令和2年からスタートされた事業だと思います。コンセプトとして熊本地震の経験や教訓を学び、風化させず確実に後世に伝承する。1つ、今後の大規模自然災害に向けた防災対応の強化を図る。1つ、熊本の自然特性を学び、改めて自然を畏れ、郷土を愛する心を育む。これらの取組を通して、国内外からの交流人口の拡大を図り、被災地域、ひいては熊本県の更なる発展につなげるとありました。この地域拠点の市町村が熊本県の中に9か所あります。熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、大津町、南阿蘇村、西原村、御船町、益城町です。熊本地震震災ミュージアム、熊本地震記憶の廻廊ということで、熊本県の事業で今言った市町村をぐるっと回って、いろいろ勉強してくださいよ、観光に役立ててくださいよというようなシステムと私は感じました。ところが、私が1つ疑問に思ったのが、熊本復興プロジェクトONE PIECE、麦わらの一味の像を県が建てていらっしゃる。先ほど言った9の市町村のうち、8市町村に麦わらの一味の像があります。宇城市だけがこの中に像が建っていないということがすごく残念だと、これを見て勉強をしたところです。ほかのまちでは、阿蘇市はウソップ、南阿蘇村はロビン、宇土市はジンベエ、大津町はゾロ、西原村はナミ、益城町はサンジ、熊本市はルフィとチョッパー、御船町はブルック、そこに先ほど言ったのに入っていない高森町がフランキーということで、像が建てられています。先ほども言いましたように、松橋東防災拠点センターが少し利用者数が少ない、せっかくそういった県の取組があるのであれば、ONE PIECE像が1つあれば、かなりの観光客が期待できるのではないだろうか、私の中では、例えばポートガス・D・エース、トラファルガー・ロー、ボア・ハンコック、シャンクス、サボ等が、もしも建つことができれば、本市の観光、交流人口に役に立てられるのではないかと考えます。確かにこのONE PIECE事業は、とりあえずは終わったのかなと思いますけれども、よければ宇城市に足を運んでもらうために、その像を何とぞ県の方

に要望していただければ、議員も皆一緒になって協力してまいりたいと思いますので、私は本当そのことを望んでいます。

次の質問に移ります。（２）減免措置について。残念ながら松橋町松橋には、自治公民館がないところが多いことから、市民の利用時の減免措置について質問します。

○教育部長（舩井貴男君） 宇城市防災拠点センターに伴う減免措置につきましてお答えさせていただきます。

宇城市防災拠点センター条例第１１条の規定及び同条例施行規則第６条の規定に基づき対応しているところです。

具体的に申し上げますと、社会教育法第２０条の目的を達する事業を行う団体で、地域婦人会やＰＴＡなど市内の社会教育関係団体による申請や、市内の行政区による申請の場合などに適用しております。

なお、減免の対象となる団体につきましては、これまでのマニュアルを一部見直し、令和８年７月１日から新たなマニュアルに基づき運用する予定としております。

○１６番（溝見友一君） 市民が利用しやすい環境になるよう、マニュアルの一部改正、見直しとありました。本当安心しました。よろしくお願いします。熊本地震の後、県の防災拠点センター等の予算の半分以上が、本市に実施できました。熊本県における避難所施設の指定一覧では、１１か所中６か所が宇城市にあります。執行部、職員の努力のたまものだと考えます。

最後の質問に移ります。４、宇城市のスポーツ行政について、（１）熊本県営野球場移転についての説明会の内容及び本市の考え方について。昨年の１２月定例会、本年の２月定例会の一般質問で、県営野球場の誘致について質問があっているのは知っておりますが、その後、４月に県営野球場移転の説明会が県で行われたと聞きました。そのことを聞いて宇城市は参加したと聞いていますので、今回の質問は参加してどうだったのか、概要、内容をお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 県営野球場の誘致については、昨年１２月定例会の坂下議員、本年２月の山森議員、今議会の大村議員にも答弁いたしました。アクセス道路などのインフラ整備、用地取得、地元の理解など、市として取り組むべき課題は大変多く、市の現状、財政負担や労力を考えると、誘致する判断には至らず、申請はいたしません。

まずは、昨年１００億円を超えるような大規模な豪雨災害が発生した災害復旧を最優先とし、市の振興策としては、引き続き、人口減少対策と所得向上に向けた事業に注力してまいります。

○１６番（溝見友一君） 市の方針は分かりました。確かに災害復旧・復興は本当に一

番大事だと私も思っています。しかしながら、私は決して宇城市だけに持ってきてほしいという思いではなく、県南、県央、今皆さんも御存じだと思います。県北の方が元気です。お金もあるように聞いています。手を挙げているところは、ほとんど北部になるのかなというふうに話も聞いています。これで球場まで北部に行ってしまったら、若しくは、また政令都市の熊本市になってしまっは、熊本市は、県からの予算を余りもらわなくても済むように政令都市になったというふうにも聞いています。そういった意味では、県の予算はやはり熊本市、政令都市以外のところで使っていただくのがベターではないだろうか、私個人的には思っているところではありますが、何しろ県央から県南の起爆剤として何か必要だと。その1つのことが今回質問させていただいた県営野球場でありまして、もっとほかに県南が元気になれるような施策、先ほども言いましたけれども、スマートインターチェンジを利用した工業団地の誘致とか、そういったものをしっかりやっていくことが、県央の熊本の中心である宇城市の役目だと感じます。そういった意味では、皆さんと一緒に県央、県南を元気にするために、また議会活動も邁進してまいりますので、市長をはじめ執行部の皆さんと一緒に、宇城市をたくさんたくさん表現してまいりたいと思いますので、御協力をお願いしまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、溝見友一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、村上真由子君の発言を許します。

○9番（村上真由子君） 皆さんこんにちは。議席番号9番、会派清明会の村上真由子です。ただいま議長のお許しを得まして、通告に則り、本日一般質問をさせていただきますが、質問に入る前に4月の市議会議員選挙では、再び議員として働かせていただけることになりまして、誠にありがとうございます。市民の皆さんのお声をしっかりと市政に反映させるべく、また市民の皆さんの暮らしと笑顔を守るため、日々精進してまいりたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の質問でございますが、大きく3つの質問をさせていただきます。まず、大きい質問1つ目、宇城市の上下水道の民間事業委託について、そして2番が子育て政策について、そして最後に農業振興について、この大きく3つのことをお尋ねさせ

ていただきたいと思います。

それでは早速でございますが、大きい質問の１番、上下水道の民間事業委託ですが、以前からたびたびこういった話が出ては消え、出ては消えていたのを記憶しておりますが、昨年の１２月議会の後、いきなり現実味を帯びてきたような話になってきていました。しかし、どう調べてもなかなか具体的なことが出てきませんで、また市民の皆さんたちからは、そんな話全然聞いていないよと、寝耳に水よと、本当に一体何が起きているのかなと不思議に思った次第だったんですが、今回の予算書とかを見ておりましたら、ウォーターＰＰＰに関する予算が付いておりまして、改めてこの宇城市の現状を我々議員のみならず、もちろん市民の皆さんに把握してもらわなければならないのではないかと考えております。

まず、小さい質問の１番でございますが、今このウォーターＰＰＰ（宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託）、これについて、一体どういったものなのかお答えいただきたいと思います。

○上下水道局長（城塚栄治君） 本市上下水道事業の現在の状況と課題について、大きく分けてモノ・ヒト・カネの３つの分野で課題を抱えています。

まず、モノでは、施設老朽化が進み、維持管理業務と改築業務が増加しています。このため、施設の老朽化対策を早期に着手・実現する必要があります。

次に、ヒトでは、業務量は増加する一方で、対応する職員の人員不足とともに技術継承が困難となっています。

また、専門的な知識を有した技術者も継続的に確保していく必要があります。

次に、カネは、維持管理費や改築費の増加、人口減少に伴う収入の減少により、財源不足が懸念されることから、創意工夫による維持管理費及び改築費の縮減が必要です。

このモノ・ヒト・カネの問題を、行政だけで解決していくことは、極めて困難となっています。

このため、上下水道事業のこうした現状と課題の解決を図り、市民にとって必要不可欠である上下水道を持続可能なものにするため、民間の力を最大限に活用するウォーターＰＰＰ（宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託）に取り組むものです。

委託期間は、令和９年４月から令和１９年３月の１０年間で、対象業務は、上下水道施設の維持管理及び更新、料金徴収及び窓口業務となります。一方で、経営・事業計画の策定、委託業務の指導監督、農業集落排水処理場の維持管理、予算・決算・監査・差押えや裁判などの滞納整理、システム管理及び料金改定は委託せず市が行います。

事業計画としましては、宇城市とＳＰＣの間で委託契約を結びます。ＳＰＣは、この業務を受託するためだけにつくられた特別目的会社で、複数の企業が出資する連合体を想定しています。

また、ＳＰＣは、協力企業として地元企業等と連携し、更新工事等に当たります。ですので、これまで同様に、地元事業者が工事等を請け負うことになります。

事業スケジュールとしましては、令和５年度に国からモデル都市の指定を受け、令和６年度に導入可能性調査による導入検討を行い、令和７年度に委託内容を詳細に検討するなどの公告準備、本年度に受託者の募集・選定、令和９年度に事業開始の予定です。ウォーターＰＰＰ事業の取組により、民間のノウハウを活用し、サービス水準の維持・向上やコスト削減など、より効率的かつ高品質なサービスを安定的に提供が可能とすることを目指します。

○９番（村上真由子君） ヒト・モノ・カネですね、いわゆる経営資源と呼ばれているところなんですけど、モノに関しましては、確かに日本全国見ておりますと、下水管の老朽化だったりで道路の陥没があって事故があってとか、あと漏水とかのニュースも耳にしたりしております。この水道管に関しましては、後ほどまた別の小さい質問の方で聞かせていただきますけれど、水道管が老朽化しているのも、宇城市は例外ではないんだろうなというのは分かっているところでございます。また、ヒトに関して、今地方自治体のみならず、一般企業さんも人手不足、労働力不足というのはすごく言われているので、これから人材のところも厳しくなってくるんだろうなと、今後はそういうヒトのところが体を使っただけの仕事ならともかく、知能を使ってになってくると、いわゆるＡＩ、人工知能とかそういう分野がまたどんどん進んでいくんだろうなというところではあります。また、ヒト・モノ・カネのお金の部分、これも予算書を拝見させていただいているところで、それなりにやりくりをしていかなきゃいけないところなんだろうなと、すごく今厳しいところなんだろうなというのは理解はしております。今ちょっと答弁にもありましたけれど、今回のこのウォーターＰＰＰ、パブリックプライベートパートナーシップですね、この官民連携がちゃんと期限付きというところで１０年間、その１０年の間だけ施設の維持管理とか、料金の徴収とか、そういう事業だけを民間に委託するという御答弁でしたので、経営とか料金の改定とかに関しては、宇城市がしっかりとやっていかなければいけないところ、本市が管理されるというところの答弁だったので、完全なる民営化ではないんだなというところをお答えいただいたところでございます。ただ、その委託期間が今、令和９年４月とおっしゃったので、来年の４月からというところだと、答弁にもあったように今後のこの事業スケジュールが、本当はもう結構前から動いていたんじゃないかなというのをちょっと勘ぐるところではあるんで

すが、実際自分が議員だったときも、そういう話が時々さらっと出ては消え、出ては消えしていたときがありまして、そのときは議場じゃなくて場外でお尋ねしたときは、いやいや、そんなにすぐするわけではないんですよみたいな感じで流れていたもので、来年の4月となってくると、やはり結構前から動いていらっしやったんだろうなというところがあります。ただ、この水道という分野に関しては、市民の皆さんの生活にかなり密着した部分ですので、それなのに、なぜ市民の皆さんが知らなかったと、寝耳に水だったと、そういう感じでいらっしやるのか、ちゃんと周知できていたのかなというのは、甚だ疑問なところでございます。今の答弁で地元の企業さんと連携をしていくということで、これまで同様、地元の事業者さんが仕事を請け負うというお答えがあったんですけど、これは本当によろしく願います。というのが、この水道の事業とかをされているところは、一人親方というか個人経営でされているところも多くありまして、うちのところがちょっと漏水したよと言ったら、上下水道局の方からもらうところに電話をして、ぱっと来てぱっと直してくださるという、すごくフットワークが軽くやったださるところもあります。ただこれが、万一その全て委託を受けた会社さんが大手でやりますよとかになると、やはり地元の水道事業者さんが、仕事がどんどん向こうに回ってしまって自分たちが職を失ってということにはならないように、もうここはしっかりと地元の事業者さんを守るという点でも、よろしく願いたいところでございます。

この1番の再質問とさせていただきますが、先ほど国の補助事業、モデル事業を活用されているということだったんですけど、その補助状況がどういったものだったのか概要で結構ですし、また、どのように取り組んでこられたのかという点。あと委託期間が10年間というところなので、実際、本市がこのままウォーターPPPに移行しないで管理した場合、またウォーターPPPに移行した場合のVFMですね、費用対効果、そういう部分を一緒にお答えいただければと思います。お願いします。

○上下水道局長（城塚栄治君） 国の補助事業については、国土交通省の上下水道一体効率化・基盤強化推進事業を活用しています。

この事業は、ウォーターPPPを将来的に実施するに当たり、上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現することを目的として、導入までの調査及び資料作成などが補助の対象となっており、補助率は100%です。

先ほども述べましたが、令和5年度にモデル都市の指定を受け、令和6年度に宇城市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託を実施しました。事業費は2,860万円です。

内容については、上下水道事業に関する基礎調査を行った上で、現状分析及び課題の洗い出しを実施し、管理と更新を一体的にマネジメントするために最適な官民連携手法を調査するものです。

この調査の中で、官と民のそれぞれが実施した場合における費用及び収入を比較する簡易VFMの試算を行っています。

これによると、10年間の総事業費について、ウォーターPPPへ移行した方が、工事を含んだ更新実施型においては約14億円、率にして7.1%の削減効果が見込まれるとの算定結果が出ています。

こうした調査結果を踏まえ、本市においてはウォーターPPPに取り組む方針を決定し、令和7年度には包括委託内容を詳細に検討する宇城市ウォーターPPP実施方針策定業務委託を実施しました。事業費は2,625万7,000円です。

○9番（村上真由子君） 調査と資料作成が補助の対象ということで、補助率100%ということだったので、その補助の対象がもっと広く、何か老朽化した水道管とかが直せたら100%すごいなと思ったんですけど、それはなかなか夢みたいな話なので、そういうところはもうどうにもならないところで、あくまで調査してモデル事業として資料をつくるとか、そういうところの補助で、ただ、そういう業務にも調査業務で3,000万円近いとか、そういうところを国が補助してくれるというのはありがたいことなんでしょうけど、その調査するのにも3,000万円掛かったり、結構な金額が掛かるんだなというところですので、たぶん宇城市が独自でしてと言われたら、その3,000万円をいざ出そうとなったら、なかなか出せるところでもないんだろうなというところではあります。調査の段階で諦めそうならい金額だなど、国が出してくれるというところなので、調査をされたんだろうなというところではあります。ともあれ、この簡易VFMを試算していただいてありがとうございます。14億円の削減、これは今後その宇城市がずっとやっていくのに比べたら、そのウォーターPPPをすることによって14億円はあれですよということですから、分かりました。金銭的な面ではということですね。あと、先ほど小さい質問（1）のところの答弁で、本年度内に受託者の募集の選定を行うとおっしゃっていたんですけど、今、市のホームページを見ていたら、もう公募の方が進んでいるのかなというところではあります。再質問としてちょっとお尋ねさせていただくんですけど、先日の執行部説明会でちょっとこの話が出たんですけど、そのときに公募において外資系というか、外国資本の企業さんからもちょっとお尋ねというのがあっているというのを伺いまして、外資系だから駄目とかそういうわけではないんですけど、万が一、自然災害とかが発生したとき、あと何かしらの有事の際に即応性はあるのかなと、すぐその緊急のときに対応ができるのか。そこをちょっと

お尋ねしたいと思います。

○上下水道局長（城塚栄治君） 今回の公募では、応募に必要な免許、資格等の要件を設定しており、応募する企業の資本が国内・国外にかかわらず、要件を満たす企業は応募することが可能となっております。

また、災害や事故時における適切な役割分担や緊急対応については、事前に契約書で明確化し、万が一の事態にも柔軟に対応できる体制を構築することとしています。

○9番（村上真由子君） この緊急の対応については、書面というか明確化していただけるというお答えだったんですけど、何度も言うようなんですが、この水道というのは本当に市民生活に密着しているところですので、万が一、何かあったときにいざ対応してもらおうと思っても、時差があるので対応できませんとか、ちょっと言葉の壁がありますとか、今日はうちの国では国民の祝日ですみたいな感じで、そんなのがあったら困るなというところもありますし、もちろん契約の際は円建てでされると思いますが、今の日本経済を見ていると、このまま今後円安が進み続けていったら、いきなり企業さんの方から、ソーリー、もうこの金額じゃ私やってられませんみたいな感じになると、いざ、じゃあ水道をまた戻そうかなとなったときに、今度すごい金額が掛かったりとかするのも不安なところでございますので、それでちょこちょこ値上げされたりとか、そういうところもちょっと気になってしまいましたので、こういった分野に参入される会社さんは、きっと日本国内に事業所を持ってらっしゃったり、ちゃんと働かれる方も日本語が話せる方でしょうし、そこまで心配されなくてもと思われるかもしれませんが、やはり市民生活に関わってくるところですので、念のため、どうしても聞いておきたかったところがございます。是非とも市民の皆さんを不安にすることのないような契約の在り方であってほしいと願いまして、次の小さい質問2番に移らせていただきます。

これは、本市では確か市のホームページに平成29年のPFIについて書いてあったんですね。まだウォーターPPPじゃなくて、その前のときはPFIについてちょっと記載があったので、実際そのページ見たときに、えっ、どうなるのかなというのをすごく心配してしまして、今回ウォーターPPPに変わっていたので、あえて今回その心配があったので、このPFI、プライベートファイナンスイニシアチブ、いわゆる結構完全な民営化みたいな感じの方のお話で、このPFIについてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。今回はウォーターPPPということなんですけど、御存じのとおり、このPPP、パブリックプライベートパートナーシップの中に、このPFIが含まれているというところもありますので、今回、民間の力を活用するということなので、この契約がこのPFI法に基づいて

の契約になるのかどうか、こちらをお尋ねさせていただきます。

○上下水道局長（城塚栄治君） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法は、公共事業を実施するに当たり、国や自治体だけではなく、民間企業の力も借りて建物を造ったり運営を行ったりするなど、公共サービスを民間の資金とノウハウを使って効率よく提供するための法律になります。

PFI法に基づく契約の例としましては、ウォーターPPPでのコンセッション方式があります。

コンセッション方式の主な特徴は、契約期間が自由設定ではありますが20年以上の長期契約となる場合が多く、施設の所有権及び事業の責任は自治体に残りますが、運営や維持管理は民間事業者が担います。また、水道料金や下水道使用料などを民間事業者が直接受け取り運営をします。

本市が取り組むウォーターPPP事業は、コンセッション方式ではなく10年間の長期包括委託になりますので、民間事業者に委託料の支払いをする委託契約になるものです。

このため、PFI法に基づく契約とはならないものでございます。

○9番（村上真由子君） 大変分かりやすい説明ありがとうございます。今回は、（1）の答弁でもありましたけれど、民間に委託する事業はもう限られていますし、またコンセッション方式ではないという、運営から何から全部民間にというわけではないということが分かりましたので、今回のウォーターPPPは、PFIではない、コンセッション方式ではないということでかしこまりました。

では続きまして、次の質問に移りますが、（3）の受益者負担、水道を使う人が料金を払うんだよというところなんですけど、市民の皆さんからもよく聞かれるんですけど、もう宇城市は水道代が高いと結構言われることがありまして、今回、このウォーターPPPを実施することによって、今後水道料金とか、下水道使用料とかの金額の改定とかが、何かいきなりどんとかあつたりとかするんでしょうか。お願いします。

○上下水道局長（城塚栄治君） 本市の水道事業及び下水道事業は、地方公営企業法の適用を受けて、公営企業として事業の運営を行っております。

公営企業は、事業に必要な経費は、受益者から受け取る料金収入により賄うという受益者負担の原則により運営しなければならず、独立採算制により運営されております。

本市の水道及び下水道の今後の事業収支の見込みは、ウォーターPPP事業への取組の有無にかかわらず、人口減少や節水機器の普及などにより収入が減少する傾向である一方で、物価高騰などの影響により維持管理費は増加し、老朽化が進む施

設の更新に多額の費用が掛かる見込みであり、現状の料金水準を維持していくのは難しいものと見込んでおります。

このため、ウォーターPPP事業に取り組むことにより、これまでのサービス水準を維持又は向上させながら、コスト削減等の効率的な運営により、少しでも市民の負担を抑えることを目指していきます。

今後とも、適正な料金及び使用料水準を検討し、公営企業としての経営努力を続けていきたいと考えております。

○9番（村上真由子君） 今、人口減少もですけど、また物価の高騰とかもいろんな面で市民の皆さんの生活の負担とかが増えてきているところです。ただ、今の最後のあたりの答弁で、市民の皆さんの負担を抑える努力を、経営努力を続けていきたいということでしたので、是非とも引き続き、その努力を頑張っていただきたいなと思うところでございます。市民の皆さんの負担が余りにも大きくなりすぎると、もう是が非でも宇城市に住まないといけないというわけでもないみたいな感じのことを言われると、ああ、出ていかないで、宇城いいところだよと、一生懸命もう人が流出しないようにということではあるんですが、ますます人口が減ると、そうやっていろんな人が出ていってしまうと、今度は市の税収も減っていきますので、水道料金に限らず、いろんな分野で宇城市民の皆さんが住みやすいなと思ってもらえるように、もちろん市の皆さんだけでなく、議会も一生懸命全力で頑張っていきたいと思うところでございます。さっきの質問で、VFMが14億円あれだよということの答えをいただきましたので、少しでも市民の皆さんの暮らしを圧迫させないように、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りますが、先ほども水道管の老朽化についてちょっとお話をさせていただいたところなんですけど、今の宇城市の水道管の老朽化の状況、また耐用年数等についてお尋ねします。

○上下水道局長（城塚栄治君） 本市の水道事業が布設しています水道管の総延長は、導水管・送水管・配水管を合わせまして約600キロメートルに及びます。さらに、配水管から各家庭へ引き込んでいる給水管も多く布設されております。これらの水道管は旧町時代に布設され、合併により引き継がれたものが大部分であり、水道管の法定耐用年数である40年を経過しているものも多く存在します。

水道事業の施設老朽化を示す有形固定資産減価償却率は、令和6年度末現在で約62%となっております。今後、ますます進行する老朽化に伴い、大規模な漏水及び事故の発生が想定されることから、官民連携を基盤とした予防的な管路の更新を進めていく必要があります。

○9番（村上真由子君） 耐用年数が40年というのはよく言われているところであり

ますし、また本市の場合、何か50年近く経っているものもあるよという話も聞きました。日本が高度経済成長になったあたりぐらいから、全国で上下水道とかの整備がなされていったというのがありますので、結構、この宇城市内の水道管もかなり老朽化しているんだろうなというところは、もう本当に事故が起きていないのはたまたまなんじゃないかというぐらいのところではあります。今の答弁で、令和6年度末現在の話をされていたので、さらにそこから1年以上経っているというのがありますので、心配なところではあります。先ほども申し上げましたけれど、もう本当に道路の陥没事故が全国各地で起きています。近いところだと福岡とかもありましたし、小さいものでしたらもっと近くのところでも起きているところでもあります。国交省もいろんな自治体に、各自でしっかり点検を徹底しなさいよみたいなことを言われているので、市民の皆さんの生命・財産を守るためにも、ここのところはしっかり是非ともお願いしたいところでございます。

では、続きまして次の質問なんですが、小さい質問の5番、水質管理についてお尋ねさせていただきます。御存じのとおり、昨年宇城市でも有機フッ素化合物も検出されております。原因の特定がいまだ調べた限りではちょっと見ることはできなかったんですけど、やはり市民の皆さん、結構不安に思っている方が多くいらっしゃいますので、心配されているところですので、特に該当地域の方々は、PFASが検出された後で、これからは年に1回水質検査してお伝えしますみたいなことを、市の方が言われていた気がするみたいなことを言われていたんですけど、それから1年経っても、まだ何も回答とか返答がないよみたいなことをおっしゃっていました。実際、その水道の水質検査というのは行われているのか、またその公表状況についてお尋ねします。

○上下水道局長（城塚栄治君） 水道法においては、私たちが毎日飲む水として遵守しなければならない水質基準が定められています。

水道法の規定に基づき、大腸菌・マンガンなど年1回実施する51項目検査、年3回実施の33項目検査、月1回実施の9項目検査、臭気など簡易的な確認となる毎日検査を実施しております。

また、令和7年1月下旬に、本市が管理している不知火東部第1水源において、PFAS（有機フッ素化合物）が暫定目標値を超過したことから、上天草・宇城水道企業団からの受水へ切り替えた経緯があります。

このPFASについても令和8年度から水質基準の項目に追加されたことから、年4回の検査を実施していく予定です。

水質検査の結果につきましては、これまで窓口等で提供依頼があるごとに個別に公表をしておりましたが、今後は年に1度、年度当初にホームページ上にて広く公

開します。

あわせて、官民連携事業移行後も、関係法令に基づき、定期的な水質検査を実施し、浄水場から各家庭の給水栓に至るまで、適切な監視体制の下、水質基準の遵守に努め、水質監視の基準を下げることなく実施公表をしてまいります。

○9番（村上真由子君） 水質検査をちゃんと行われていると、結構、大腸菌とかも検査されているというところだったので、このPFASに関しては、令和8年度ということなので今年度からの検査になると思いますが、年4回検査をされるということですので、市民の皆さんが安心されるようにしっかりと検査をしていただきたいと思います。また、これからはその公表がホームページ上でということですので、個別で聞きに行ける人は聞いて、ああ、そうなんですねと言って帰ってこれますけど、聞きに行けない人たちは市のホームページとか、いろんなところで見ることができれば安心されますので、水は飲料水などで飲むと体に入ってまいります。やはり安心・安全なお水を供給できるように、市民の皆さんが不安なく水道を使うことができるように、どうぞよろしくお願いいたします。また、自治体によってはPFASのいわゆる血液検査ですね、体内に蓄積されているという部分の検査に補助されているところがあるというのも聞いています。今回の質問では通告をしていないのでお答えは結構ですが、当該地区の方では、健康にちょっと不安に思ってる方もいらっしゃるのでは、この血液検査も金額からすると安くはないんですよ。じゃあちょっと軽く受けていこうかなという感じの金額ではないので、そういう当該地区の希望者の方のみ、あえて知りたくないという人もおられるかもしれませんので、希望者の方のみだけでもそういった検査に対して補助があればいいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、実際このウォーターPPPなんですが、もう既に実施をしている自治体、いわゆる先行している自治体があるのでしょうか。こちらお答えをお願いします。

○上下水道局長（城塚栄治君） ウォーターPPP事業の代表的な先行事例として、静岡県浜松市が平成30年度から20年間の長期で、下水道事業においてコンセッション方式による処理施設の維持管理と更新業務の一括委託を実施しております。

また、上水道と下水道の両方を対象とした一体的なマネジメントを茨城県守谷市が令和5年度から10年間の委託を実施しております。

本市は、維持管理と設計・工事等を一体的に受託者が実施する更新実施型であるのに対し、守谷市は、維持管理は受託者が、設計・工事等については受託者からの支援で市が発注する更新支援型の形態を取っております。

また、県内では、水道事業のみになりますが、荒尾市が平成28年度から5年間

を第1期、令和3年度から5年間で第2期、そして令和8年度から10年間で第3期として、更新実施型で実施しております。

全国を見ても、実施自治体はまだ多くはありませんが、多数の自治体が本市と同じような課題を抱えている状況ですので、今後も増えていくものと考えております。

○9番（村上真由子君） 先日、熊本の女性議員の会というのがあったんですけど、こちらでもいろんな自治体の議員さんにちょっとお尋ねさせていただいたところ、上下水道一体で民間事業委託をされているところはなかなかお話がなかったので、やはりまだまだ少ないのかなというところではあります。今回のこれが試験的な意味合いも兼ねてくるのかなと、今答弁でもありましたけれど、これから増えてくるんじゃないかというのもおっしゃっていましたので、今後もしっかりとこの件に関しては注視していきたいと思っております。水道管のところで、国交省が点検の徹底を求めているよという話をさせていただきましたが、つい先日も国交省が、今度は人口減少の地域に関しては、もう下水道を廃止して個別浄化槽の方に移行しろみたいな、それは各自治体の判断だよみたいなことを言っておりましたので、そういうニュース記事もありましたし、水道事業というのは、衛生的な面とかでも文化のパロメーターとも言われますので、どうか市民の皆さんの安心・安全な暮らしは、たとえどの分野とかで民間に委託があったとしても、しっかりとそこは守っていただきたいなと、もう水は本当に大事です。ご飯が食べられなくても水だけで数日生き延びられたという方のお話もありますので、是非ともですね。ただ、今回のこのウォーターPPPに関しては、市民の皆さんへの周知がちょっとなされてなかったなという、足りてなかったんじゃないかなというのをすごく感じているところです。やはりその話をすると、皆さん、「聞いてなかった」とか、「宇城市は、いつも何もかも決まった後で発表しますよね」とか、「市民はいつそのことを知って、いつどこに聞きに行けばいいかも分からない」というそういうお声も、これは今回のウォーターPPPに限ったことではないんですけど、市民の皆さんにちゃんといろんな宇城市の在り方とか姿勢を理解してもらえるように、丁寧な市の在り方、丁寧な説明とかを、議員ももちろん心がけていかなきゃいけないと思っておりますし、市の方でも是非ともお願いしたいなと思っているところです。まだもう少しこの件に関しては、自分なりにもちょっと考えさせていただきつつ、次の質問に移らせていただきます

次は、大きい質問2番でございますけれど、もうこの質問も何回やりましたでしょうかね、もうかなりの回数お尋ねさせていただいたと記憶しておりますけれど、大きい質問2番、子育て施策に関してなんですが、市長が今回重点的課題として挙げられている人口減少の問題、いろいろなやり方に解決の糸口はあると思っております

ます。そこにどれだけ本気度があるか、そこが大事ではないかと思います。宇城市で子育てがしたいねとか、そう思ってもらえるようなまちづくりが大事ではないでしょうか。生理の貧困が叫ばれてから、かなりの年数が経ちました。そのため、その生理の貧困について意味は知らないけれど、聞いたことはあるよという人たちも多いと思います。実際、私も過去複数回にわたって一般質問をさせていただいているところです。この生理の貧困について、宇城市の現在の認識がどうなっているかをお尋ねしたいと思います。

○教育部長（舩井貴男君） 生理の貧困につきましては、全国的に生理用品を十分に準備できないことにより、学校生活や日常生活に不安や支障を抱える子どもや若年層の存在が指摘されており、ピリオッド・ポバティ、いわゆる生理の貧困として社会的な課題となっているものと認識しております。

本市におきましても、家庭の経済状況や家庭環境等の事情により、生理用品の準備が十分でないことが、児童生徒の安心した学校生活や学習活動に影響を及ぼし得る課題であると認識しております。

学校は、児童生徒にとって日々の生活と学びの場であり、家庭の事情によって不安を抱えたり、必要な支援につながりにくい状況があってはならないと考えております。

教育委員会としましては、生理の貧困を単なる物品の不足としてではなく、児童生徒の心理的負担や相談しづらさも含めた、学校生活全体に関わる課題として受け止めております。

現場においては、生理用品が必要な児童生徒に適切に行き届くよう配慮するとともに、養護教諭等を中心とした相談しやすい体制づくり、個々の状況に応じたきめ細かな対応、校内での情報共有による組織的な支援など、学校全体で取り組んでおります。

また、家庭や学校だけでは支えきれない課題もあることから、福祉部局である子どもセンターや子育て支援機関などの関係機関と連携し、地域全体で子どもたちを支える体制づくりにも努めております。

今後におきましても、児童生徒が安心して学校生活を送り、学びに向かうことができるよう、現場の実態を丁寧に把握しながら、一人一人に必要な支援が適切に届くよう取り組んでまいります。

○9番（村上真由子君） 今の答弁は、ほぼ前にお尋ねしたときの答弁と、そこまで余り変わりのない答弁なのかなというところがあるんですけど、生理用品の準備が不十分ということで、児童生徒さんの学校生活とか学習活動に影響を及ぼし得る課題として認識をされているというところは、もう正にそのとおりですよというこちら

からのお答えになるんですけれど、ただ、心理的な負担とか相談のしづらさ、そういったところも課題としては御理解されているというのは分かりました。

そして、(2)の質問に移らせていただきますけれど、これも何度もお尋ねしている点でございます。御存じのとおり、熊本県の県立学校、そして県内の主にどちらかという県北の自治体さんが多いんですけど、この生理用品を小学校、中学校のお手洗い、トイレに設置する取組が進められてきております。2023年に内閣府が、確かもう4回目ぐらいの各自治体に聞き取り調査を行った生理の貧困について、これも確か宇城市もちょっと載っていたんですけど、宇城市は保健室対応ですよとか、保健福祉センターでもらえますよみたいな感じのことが書いてあったかと思うんですけど、そこもトイレに置いているという自治体さん、学校のトイレに設置していますよという自治体さんは、やはり県南よりも県北の方が多かったなというのをすごく感じました。県南の方でもこうやって議会で取り上げられてはいるんですけど、なかなか前に進んでいない状況なんだなというのをすごく感じているところです。今、宇城市では、小中学校のトイレへの設置について、前回は何か今後また研究しますぐらいな感じで終わっていたんですけど、今はどのような考えになっているのか、また今後の対応についてをお尋ねさせていただきたいんですが、今回質問の通告書に、小中学校への設置としか書いてないんですけど、小中学校にはもう保健室に設置をされているので、小中学校自体には設置されているのは存じていますが、通告書にトイレという部分をちょっと書きそびれましたので、この小中学校のトイレへの設置について、今宇城市がどう考えているのか、また今後の対応をお願いいたします。

○教育部長（舩井貴男君） 本市の小中学校における生理用品の取扱いにつきましては、現在、全ての学校において保健室に生理用品を常備し、必要な児童生徒に対して無償で提供できる体制を整えております。

また、小学校では保健の授業において心身の発達に関する学習を行うほか、集団宿泊教室や修学旅行前の保健指導などを通じて、生理に関する正しい知識の習得や相談先の周知を行っております。中学校におきましても、日常的な保健指導や相談活動を通じて、生徒が安心して養護教諭や担任等に相談できる環境づくりに努めております。

さらに、養護教諭を中心として、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携しながら、児童生徒一人一人の状況に応じた相談支援や見守りを行っているところであります。

議員御質問のトイレへの設置につきましては、令和4年6月定例会での御質問以降、他自治体の取組状況や学校現場の意見等の把握に努めながら研究を行ってまい

りました。

その結果、トイレへの設置を実施している自治体がある一方で、保健室での対応を継続している自治体や、試行後に運用を見直した自治体もあるなど、その対応は様々であることを認識しております。

本市の学校現場におきましては、トイレへ設置した場合の衛生管理や補充体制、いたずらや持ち去りへの対応などの課題が挙げられておりますが、それ以上に、保健室での対応には大きな教育的意義があるとの認識が共有されております。

生理用品を受け渡す際の何げない会話や声掛けは、児童生徒と養護教諭との信頼関係の構築につながるだけでなく、体調の変化や心身の不安、家庭環境に起因する困り事などを把握するきっかけとなる場合があります。実際に、生理用品を求める背景には、単なる準備不足だけでなく、家庭の事情や経済的な課題が潜んでいることもあり、必要な支援へつながる重要な機会となっております。

教育委員会としましては、生理用品をどこに置くかということ以上に、必要な児童生徒に確実に支援が届き、その背景にある不安や困り事を把握し、適切な支援につなげていくことが重要であると考えております。そのため、現在は保健室を中心とした提供体制が、児童生徒への支援と見守りの両面において有効な方法であると認識しております。

今後も、生理の貧困という課題に適切に対応しながら、児童生徒や学校現場の実態、他自治体の取組状況等を踏まえ、生理用品の提供方法について研究を続けるとともに、子どもたちが必要な支援をためらうことなく受けることができ、安心して学び続けられる環境づくりに、引き続き取り組んでまいります。

○9番（村上真由子君） 保健室がその生徒とのコミュニケーションとかそういうのが取れるようにと、そこから支援につなげられるようにという答弁で、これは前回もそういう感じだったなあというのを思い出しながら聞いていたところでございます。ただ、これも前回もお伝えしたかと思うんですが、やはり自分で取りに行ける生徒、行けない生徒というのがいますので、取りに行ったことによって、ああ、あの家の家は貧乏だみたいな感じで言われてしまうんじゃないかと、そういう思春期の子どもたちはいろんなことを考えながら、大人が考える以上にすごく繊細な部分とかがありますので、そういう子どもたちがいることも分かっていたきたいなというところなんです。生理用品を受取に来る子たちに適切な支援をつなげていくということなんですけど、じゃあその受取に行けない子どもたちに関しては、もう目をつぶっておくのか、何かそこにもちゃんと手を差し伸べることができるのか、本当に支援が必要な子たちにちゃんと手が届くのか、そういうところはまた本当に心配なところでもありますので、これからまた研究を続けられるということなんですけど、今後どう

いった研究をされていくのか、またどう検討されていくのかもしっかりと注視させていただきたいと思います。また、いたずらとか持ち去りがということがありましたけど、女の子たちは、自分たちの体に生理という生理現象があることは分かっているんで、正直、何をいたずらするのかなというのがちょっと分かりかねるところではあるんですけど、この持ち去りに関しては、正にその生理の貧困というところもありますので、むしろ、その貧困という分野に手が届くんじゃないかなと思いました。そんな持ち去りに対して、もちろん税金だからというところで気になるところはあるかもしれないんですけど、そこで本当に必要な子どもたちに届くんだったら、またそれはそれで思ったりもするところでございます。また、民間の団体さんが生理用品についての調査を昨年されているんですけど、「生理用品の購入をためらったことがある」という答えをされた方、36%弱の方が生理用品の購入をためらわれています。若い10代、20代前半の子どもたちですね、もう二十歳を超えて子どもと言ったらあれですけど。ただ、「ない」と答えた人は6割弱で、また「答えたくない」と言われた人は5割弱の調査があっております。その理由の中にはやはり金銭的、いわゆる経済的な面が多く答えられていたんですけど、またその中には「恥ずかしい」という意見もありました。御存じのとおり、シングルファーザーの御家庭とかだと、やはりお父さんにその生理用品を買ってと言出しにくいというお子さんもいらっしゃいます。

そこでの再質問なんですけど、保健室だけでなく、トイレに設置してほしいというお声も以前は何ってございました。ただ、もうお子さんたちが卒業された後だと、うちの子がまだ通っているときに欲しかったなみたいな感じのことを言われたり、そういう素直なお声もいただいたところもあるんですが、宇城市には今後も卒業した人たちだけじゃないし、これからまだ子どもたちもいますので、今後も生理用品の必要な児童生徒さんたちはこの宇城市にたくさんいらっしゃいます。このトイレの設置に対して市はどのように考えているのか、またもう全く考えていないのか、お答えいただきたいと思います。

○教育長（前川和宏君） 先ほども申し上げましたが、教育委員会としましては、生理用品を置く場所そのものではなく、必要な児童生徒に確実に支援が届くことを最も重視しております。

保健室での受渡しは、生理用品を渡すことだけが目的ではございません。養護教諭との何げない会話や声掛けを通じて、子どもたちの小さな変化や言葉にならないSOSに気づき、必要な支援につなげるという大切な機会にもなっております。

教育委員会としましては、生理用品を置くことが目的ではなく、その先にある子どもたちの不安や困り事を見逃さないことこそが重要であると考えております。そ

のため、現時点では保健室を中心とした支援体制が有効であると認識しているところ
です。

今後も、児童生徒の声や学校現場の実態、他自治体の取組状況等を踏まえながら、
より良い支援の在り方について研究してまいりたいと思います。

○9番（村上真由子君） 確実に支援といいますか、もう何度もお伝えしていますけど
取りに行けない、まずそのSOSを保健室で話す以前の問題で、まずそこに行け
ない子どもたちがいるというのも、どうにか把握していただきたいなというところ
です。また生理用品の長時間の使用、ずっと着けばなしにしているということで、
東京大学の教授が不衛生だよと、いわゆるこう膣内感染症だったり、後々不妊症に
なったりとか、いろんな病気を併発するよという話も発表がなされております。保
健室に取りに行くことが支援につながれるということなんですけど、そこに行か
ない子どもたち、行けない子どもたちは、じゃあその支援から取りこぼされてしま
うんじゃないか、取り残されてしまうんじゃないかというところもありますので、
それを自分で取りに来なかったから自己責任だねというのじゃなくて、何かしらそ
こにもちゃんと手が届くような在り方であってほしい、子どもたちへの子育てであ
ってほしいと思っています。そういった子どもたちに対しての支援、もう本当に
お願いしたいなというところなんですけど、さっきも言いました、長時間ずっと使
っていたことで婦人病とかがあった場合、大人になったときに、ああ、あのときき
ちんと生理用品を取り替えておけばよかったなと、後悔する女性が宇城市から出て
もいいとは私は思わないんですね。もちろん今、国もまた本市も不妊対策などいろ
んなところで一生懸命講じてはいるんですけど、若いうちから市や国がその予防措
置として、そういうところでもできることもしてはいいんじゃないかなと思うところ
であります。県は既に、もう結構前から動いています。所属している熊本女性議員
の会なんですけど、当時の県の教育長だった白石教育長に要望書を持って行きまし
た。そしたら、もう即答ですぐ置きますということで、県立の学校、中学校を含め
て高校にはすぐ置かれました。この生理の貧困に関しては、もちろん経済的なところ、
金銭的なところもあると思いますが、あとは社会的な認識不足もあると思いま
す。いまだに生理をタブー視というか、血はけがれだみたいなのところを言われると
ころもありますので、ただ、生理というのは女性が子どもを産むことができるよう
になったよみたいなの、その準備だよというところではあるので、本来だったら、あ
あ、素晴らしいねとなるべきところなんですけど、やはりそういう不浄的な意味合
い、けがれのイメージを持たれている方もいらっしゃいます。結構途上国の方々の
ところでは、いまだに生理になったら女の子を小屋に隔離してとかいうので、10
年前、確か女の子がその生理の隔離部屋で亡くなられたというのもありましたし、

いまだに日本ももしかすると生理をそういう考え方で見られている、ある意味変な特別視をしているんじゃないかというのもあるんですけど、これも前回お伝えしましたが、生理というのは本当に生理現象で起こるので、いわゆるお手洗いと一緒にぐらいに考えてもらって、もう用を足した後にトイレットペーパーで拭く感覚で、トイレットペーパーと同じように、あ、生理が来た、じゃあ生理用品を着けるという、そういう考えにシフトできれば一番いいんじゃないかなと思っております。用を足した後に、あっ、トイレットペーパーがないと、保健室に取りに行くといいよみたいな感じだと、またそれは何かちょっとおかしいなと思うじゃないですか。そういうところも、もうちょっとしっかりと前向きに考えていただけたらと思います。必要なところにちゃんと支援の届くところ、ここはよろしく願いいたします。せっかく今、新しい市長が人口減少にストップをといるところで頑張っているところ、そこにさらに子育てをしやすいまちというところになると、じゃあ宇城で子育てしようかなと思ってくると、現在ここで子育てをされている人がそのまま、よし、宇城で子育てし続けようになりますし、よそのところから、宇城市は給食費も無料だね、今度子ども医療費も完全無料化になるということですし、そして生理の貧困にもちゃんと対応しているよね、それなら宇城市で子どもを育てようという人が増えてくると、流出も防げるし、もしかしたらあわよくば転入も増えてくるかもしれないからですね、是非とも今教育長にもお答えいただきましたが、保健室にすごくこだわるんじゃないくて、必要なところにちゃんと手の届くような対策をもう少し考えていただけたらと思います。何回も何回もこの質問をさせていただいておりますけれど、またちょっとしっかりと私なりにもいろいろ調べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、続きまして大きい質問3番に移りたいところなんですけど、今回一番ウォーターPPPのところは気になっておりましたので、そこに時間を取らせていただきました。一応通告のところで、大きい質問で農業振興をお伝えさせていただきましたけれど、これはまた次回に、すごく最後農業特区の話もちょっとさせていただこうかなと思っていましたし、農振に関しては、今後の農業の在り方というのがだんだん変わってきていると思います。宇城市も今回市長をはじめ、議員の中にも農業にすごく重点的にいろいろされている方とかもいらっしゃるのです、是非ともここはまた時間を取って、改めて質問させていただきたいと思います。前もって通告はさせていただいていたんですけれど、誠に申し訳ありませんが、この大きい質問の3番は次回に回させていただきますので、御了承よろしく願いいたします。

今回、ウォーターPPPに関してと子育て、特に生理の貧困についてを質問させていただきました。何よりも市民の皆さんへの周知というのはとても大事なことに

なってきますので、一番市民の皆さんが暮らしやすい、そして市民の皆さんの笑顔、そして生活を守るというのは、もう議員はもちろんですし、市の皆さんもそう思っているんじゃないかなと思いますので、是非ともここは力を合わせて、より良い宇城市つくって目指してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問はこちらで終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 9 分

再開 午後 2 時 1 0 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 2 報告第 1 1 号 令和 7 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第 3 報告第 1 2 号 令和 7 年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第 1 3 号 令和 7 年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 5 報告第 1 4 号 令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 6 報告第 1 5 号 令和 7 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 2、報告第 1 1 号令和 7 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第 6、報告第 1 5 号令和 7 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで報告第 1 1 号から報告第 1 5 号までを終わります。

-----○-----

日程第 7 議案第 3 1 号 令和 8 年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算

日程第 8 議案第 3 2 号 令和 8 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 3 3 号 令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 34 号 令和 8 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 35 号 令和 8 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 7、議案第 31 号令和 8 年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算から、日程第 11、議案第 35 号令和 8 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 12 議案第 36 号 令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 12、議案第 36 号令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○19 番（中山弘幸君） ただいま議題となっております議案第 36 号令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算について、ウォーター P P P において、当初は設計、発注、施工を市が行う更新支援型での説明があっておりました。今回の補正では設計、発注、施工を受託者の民が行う更新実施型に変更になることで、債務負担行為の限度額が約 109 億円に変更されております。

そこで、工事の設計、発注、施工を受託した民が一体的に行うことで、適正かつ公正に行われるのか、また発注において地元企業等が排除されることがないのかということが懸念されます。それらを市としてどのように担保していくのか、市としての役割をお尋ねいたします。

○上下水道局長（城塚栄治君） 本市が取り組む上下水道事業官民連携包括業務委託（ウォーター P P P）事業は、更新実施型により受託者が設計、発注、工事施工を一体的に実施します。

工事に関する市の役割としては、受託者が達成すべき業務の水準を定めた要求水準書に則り公的歩掛表を使用し、適正に設計、積算ができているか審査確認を行います。

工事の発注は、市が確認した設計、積算を基に受託者が発注を行いますが、要求水準書には地域連携の項目があり、協力企業である地元企業等に適正な価格で発注されるものと考えています。

ウォーター P P P 事業全体として、市のモニタリング、受託者のセルフモニタリングに加え、中立的・専門的な立場から業務やサービスの質、安全性を検証・評価する仕組みとして、第三者によるモニタリングを実施し、適正に事業が実施されている仕組みを構築してまいります。

○１９番（中山弘幸君） 市のモニタリング、また第三者によるモニタリングを実施し、適正に事業が実施される仕組みを構築するということで、少しは安心しますが、あくまでもモニタリング、監視ということでもありますので、あとは建設経済常任委員会において、第三者によるモニタリング機関の設置及びチェック体制について慎重に審査が行われることを期待いたしまして、質疑を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで議案第３６号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第１３ 議案第３７号 宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について

日程第１４ 議案第３８号 宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について

日程第１５ 議案第３９号 宇城市公共用地先行取得基金条例の制定について

日程第１６ 議案第４０号 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１７ 議案第４１号 宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１８ 議案第４２号 権利の放棄について（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権）

日程第１９ 議案第４３号 宇城市土地開発公社の解散について

○議長（豊田紀代美君） 日程第１３、議案第３７号宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定についてから、日程第１９、議案第４３号宇城市土地開発公社の解散についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第２０ 議案第４４号 工事請負契約の締結について（宇城市老人福祉センター大規模改修工事）

日程第２１ 議案第４５号 財産の取得について（消防積載車購入）

日程第２２ 議案第４６号 財産の取得について（宇城市立小中学校教職員用端末等購入）

○議長（豊田紀代美君） 日程第２０、議案第４４号工事請負契約の締結について（宇城市老人福祉センター大規模改修工事）から、日程第２２、議案第４６号財産の取得について（宇城市立小中学校教職員用端末等購入）までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 今回提出します追加議案は、その他案件として、工事請負契約

の締結等3件をお願いするものでございます。詳細につきましては、関係部長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第44号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（平松洋介君） 追加議案集4ページ、説明資料集4ページから5ページです。議案第44号工事請負契約の締結について説明いたします。

本案件の宇城市老人福祉センター大規模改修工事は、宇城市老人福祉センターの大規模修繕を行うもので、令和8年6月5日に契約相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、工事名、宇城市老人福祉センター大規模改修工事。工事場所、宇城市松橋町豊福1786番地。契約金額2億2,638万円税込。契約の相手方、住所、熊本県宇城市松橋町曲野55番地。商号又は名称、株式会社いさお建設。代表者氏名、代表取締役平川友久。

本事業は、昭和63年に建築された本市老人福祉センターについて、施設の老朽化をはじめ、空調等付帯設備の経年劣化、その他、施設の一部にバリアフリー機能が十分でないなどの理由から大規模改修を行い、施設を主に利用する高齢者等が安心して安全に利用できるよう整備を行うものです。

本契約は、設計金額が5,000万円を超えるため、条件付一般競争入札方式を採用し、施工能力や実績により落札者を決定し、6月5日に仮契約を締結したところです。

なお、本工事につきましては、令和9年3月10日を工期といたしております。

以上で、議案第44号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第44号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第44号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第45号の詳細説明を求めます。

○市民部長（米田年宏君） 追加議案集5ページ、説明資料集は6ページから12ページです。議案第45号財産の取得について（消防積載車購入）を説明いたします。

今回の消防積載車の購入は、宇城市消防団が使用する消防積載車において取得から20年以上経過し、経年劣化が進んでいる車両10台を更新するものです。

購入車両は全てオートマチック車で、後退時のバックモニターを設置するなど、安全機能を強化した仕様としております。令和8年6月5日に契約の相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、取得財産、消防積載車。普通自動車10台。納入場所、宇城市松橋町大野85番地。取得価格6,585万5,100円税込。契約の相手方、住所、熊本県熊本市中央区帯山4丁目45-18。商号又は名称、株式会社ニッケカスタム光輝。代表者氏名、代表取締役渋谷明子。

なお、この本契約の納期につきましては、令和9年3月17日までとしております。

以上で、議案第45号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第45号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第45号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第46号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 追加議案集6ページ、追加議案説明資料集13ページから20ページをお願いいたします。議案第46号宇城市立小中学校教職員用端末等購入について説明いたします。

今回の宇城市立小中学校教職員用端末等購入は、令和8年5月25日に仮契約を締結しております。

本件は、教職員が校務で使用する端末及びシステム等の更新のうち、教職員用端末及び管理用端末を取得するものでございます。

本市では、令和元年度から現行の校務用端末や指導用端末、校務支援システム等を運用してきましたが、端末やサーバー等の機器が保守期限を迎え、更新が必須となっております。

今回の更新に当たりましては、単に端末やシステムを更新するにとどまらず、業務効率化による教職員の負担軽減や働き方改革、さらには教育活動の高度化を図るため、文部科学省が推進する次世代校務DX環境へ移行します。

具体的には、強固なセキュリティを確保した上で、現在は校務用と指導用で1人2台を使い分けている非効率な運用を1台の端末に統合します。併せて、システムのクラウド化等を行い、場所を問わず校務ができるロケーションフリーな環境や、円滑なデータ連携が可能な環境を整備いたします。

これらの次世代校務DX環境に不可欠な教職員用端末及び管理用端末を取得する

ものです。

本契約で取得する財産及び契約の内容は、財産、宇城市立小中学校教職員用端末等453台（うち管理用端末1台）。納入場所、宇城市三角町三角浦574番地1ほか17か所。取得価格、1億1,069万9,776円。契約の相手方、住所、熊本県熊本市西区上熊本1丁目2番6号。商号又は名称、株式会社レイメイ藤井。代表者氏名、代表取締役藤井章生。

以上で、議案第46号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第46号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第46号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

議案第31号から議案第46号までにつきましては、タブレットで送信しました令和8年第2回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第23	同意第11号	固定資産評価員の選任について（田尻 勇樹氏）
日程第24	同意第12号	農業委員会委員の任命について（河野 公明氏）
日程第25	同意第13号	農業委員会委員の任命について（森田 加代子氏）
日程第26	同意第14号	農業委員会委員の任命について（春野 こずえ氏）
日程第27	同意第15号	農業委員会委員の任命について（森田 満氏）
日程第28	同意第16号	農業委員会委員の任命について（楠田 秋彦氏）
日程第29	同意第17号	農業委員会委員の任命について（中田 修氏）
日程第30	同意第18号	農業委員会委員の任命について（宮本 文子氏）
日程第31	同意第19号	農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）
日程第32	同意第20号	農業委員会委員の任命について（岩田 猛氏）
日程第33	同意第21号	農業委員会委員の任命について（藤本 正剛氏）
日程第34	同意第23号	農業委員会委員の任命について（河田 克志氏）
日程第35	同意第24号	農業委員会委員の任命について（五嶋 一精氏）
日程第36	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について（渚本 法仁氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第23、同意第11号固定資産評価員の選任について（田尻勇樹氏）から、日程第36、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（渚本法仁氏）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めま

す。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第11号から諮問第1号までにつきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、同意第11号から諮問第1号までにつきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

————○————

日程第37 同意第10号 監査委員の選任について（河野 真理氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第37、同意第10号監査委員の選任について（河野真理氏）を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、河野真理君の退場を求めます。

（河野真理君 退場）

○議長（豊田紀代美君） これから同意第10号の質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第10号は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、同意第10号は、委員会付託を省略することに決定しました。

審議が終わりましたので、河野真理君の入場を求めます。

（河野真理君 入場）

————○————

日程第38 同意第22号 農業委員会委員の任命について（杉田 雅宏氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第38、同意第22号農業委員会委員の任命について（杉田雅宏氏）を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、杉田雅宏君の退場を求めます。

（杉田雅宏君 退場）

○議長（豊田紀代美君） これから同意第22号の質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第22号は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、同意第22号は、委員会付託を省略することに決定しました。

審議が終わりましたので、杉田雅宏君の入場を求めます。

(杉田雅宏君 入場)

-----○-----

日程第 39 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第 39、休会の件を議題とします。

明日 9 日火曜日から 12 日金曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日 9 日火曜日から 12 日金曜日までは、休会することに決定しました。

なお、13 日及び 14 日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 2 時 28 分

第 5 号

6 月 1 5 日 (月)

令和 8 年第 2 回宇城市議会定例会（第 5 号）

令和 8 年 6 月 1 5 日（月）

午前 1 0 時 0 0 分 開議

1 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 1 号 | 令和 8 年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 3 2 号 | 令和 8 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 | 議案第 3 3 号 | 令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 4 | 議案第 3 4 号 | 令和 8 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 5 | 議案第 3 5 号 | 令和 8 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議案第 3 6 号 | 令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 議案第 3 7 号 | 宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 3 8 号 | 宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 3 9 号 | 宇城市公共用地先行取得基金条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 0 号 | 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 1 号 | 宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 2 号 | 権利の放棄について（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権） |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 3 号 | 宇城市土地開発公社の解散について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 4 号 | 工事請負契約の締結について（宇城市老人福祉センター大規模改修工事） |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 5 号 | 財産の取得について（消防積載車購入） |
| 日程第 1 6 | 議案第 4 6 号 | 財産の取得について（宇城市立小中学校教職員用端末等購入） |
| 日程第 1 7 | 同意第 1 1 号 | 固定資産評価員の選任について（田尻 勇樹氏） |
| 日程第 1 8 | 同意第 1 2 号 | 農業委員会委員の任命について（河野 公明氏） |
| 日程第 1 9 | 同意第 1 3 号 | 農業委員会委員の任命について（森田 加代子氏） |
| 日程第 2 0 | 同意第 1 4 号 | 農業委員会委員の任命について（春野 こずえ氏） |
| 日程第 2 1 | 同意第 1 5 号 | 農業委員会委員の任命について（森田 満氏） |
| 日程第 2 2 | 同意第 1 6 号 | 農業委員会委員の任命について（楠田 秋彦氏） |

- 日程第 2 3 同意第 1 7 号 農業委員会委員の任命について（中田 修氏）
- 日程第 2 4 同意第 1 8 号 農業委員会委員の任命について（宮本 文子氏）
- 日程第 2 5 同意第 1 9 号 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）
- 日程第 2 6 同意第 2 0 号 農業委員会委員の任命について（岩田 猛氏）
- 日程第 2 7 同意第 2 1 号 農業委員会委員の任命について（藤本 正剛氏）
- 日程第 2 8 同意第 2 3 号 農業委員会委員の任命について（河田 克志氏）
- 日程第 2 9 同意第 2 4 号 農業委員会委員の任命について（五嶋 一精氏）
- 日程第 3 0 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（渕本 法仁氏）
- 日程第 3 1 同意第 1 0 号 監査委員の選任について（河野 真理氏）
- 日程第 3 2 同意第 2 2 号 農業委員会委員の任命について（杉田 雅宏氏）
- 日程第 3 3 発議第 3 号 不知火温泉ふるさと交流センターの再開を求める決議について
- 日程第 3 4 発議第 4 号 宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 3 5 特別委員会の設置について
- 日程第 3 6 議員派遣の件
- 日程第 3 7 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 木 村 俊 昭 君 | 2 番 藤 井 千 秋 君 |
| 3 番 中 崎 栄 俊 君 | 4 番 杉 田 雅 宏 君 |
| 5 番 中 塘 万格人 君 | 6 番 蓑 田 憲 治 君 |
| 7 番 林 田 和 君 | 8 番 津志田 幸 紀 君 |
| 9 番 村 上 真由子 君 | 10 番 四 海 公 貴 君 |
| 11 番 河 野 真 理 君 | 12 番 原 田 祐 作 君 |
| 13 番 永 木 誠 君 | 14 番 坂 下 勳 君 |
| 15 番 大 村 悟 君 | 16 番 溝 見 友 一 君 |
| 17 番 河 野 正 明 君 | 18 番 豊 田 紀代美 君 |
| 20 番 石 川 洋 一 君 | |

4 欠席議員（1人）

19番 中山 弘 幸 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	田 村 真 一 君
教 育 長	前 川 和 宏 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
企画振興部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	米 田 年 宏 君
福 祉 部 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部長	木 下 秀 典 君
経 済 部 長	元 田 智 士 君	土 木 部 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総務部次長	福 田 真 治 君
企画振興部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	田 嶋 真 君	保健衛生部次長	内 富 裕 登 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	濱 崎 哲 次 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	沖 田 利 喜 君
不知火支所長	松 枝 邦 明 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上下水道局長	城 塚 栄 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	渡 邊 紫 乃 君
農業委員会事務局長	米 村 寿 朗 君	財 政 課 長	岩 岡 修 市 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 31 号 | 令和 8 年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 32 号 | 令和 8 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 | 議案第 33 号 | 令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 4 | 議案第 34 号 | 令和 8 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 5 | 議案第 35 号 | 令和 8 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議案第 36 号 | 令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 議案第 37 号 | 宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 38 号 | 宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 39 号 | 宇城市公共用地先行取得基金条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 40 号 | 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 41 号 | 宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 42 号 | 権利の放棄について（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権） |
| 日程第 13 | 議案第 43 号 | 宇城市土地開発公社の解散について |
| 日程第 14 | 議案第 44 号 | 工事請負契約の締結について（宇城市老人福祉センター大規模改修工事） |
| 日程第 15 | 議案第 45 号 | 財産の取得について（消防積載車購入） |
| 日程第 16 | 議案第 46 号 | 財産の取得について（宇城市立小中学校教職員用端末等購入） |

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議案第 31 号令和 8 年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算から、日程第 16、議案第 46 号財産の取得について（宇城市立小中学校教職員用端末等購入）までを一括議題とします。

去る 6 月 8 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（溝見友一君） 総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算案件2件、条例案件3件、その他案件2件、合計7件であります。委員会を6月10日に、大委員会室において開催しました。説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第32号一般会計補正予算の歳出のうち、企画費の公共施設再整備民間活力可能性調査業務委託料について、委員から「不知火支所周辺の調査ということであるが、市としての方針又は方向性があれば、詳しく説明をしてほしい」との質疑に対し、執行部から「松橋駅南西部の公有財産について、現在の機能を維持するだけの改修にとどめた方がいいのか、それともPFIなどの手法を使って何らかの市民にメリットがあるものが提供できないか、どちらの方が合理的なのか、メリットがあるのか可能性を検討するための調査委託である。市としては、宿泊事業者、賃貸マンション事業者、住宅事業者と一緒にできないかと考えており、調査についても、その業種を中心に検討する予定である」との答弁がありました。

次に、企画費の情報発信者育成業務委託料について、委員から「募集する人員10人から20人に対して、この費用は少し高いのではないか」との質疑に対し、執行部から「移住・定住の促進や人口減少の抑制といった目標を達成するために、20代から40代の子育て世代を情報発信のターゲットと考えている。そのターゲットに見てもらえる情報を発信する必要があることから、単なる情報発信ではなく、発信した情報を分析し、精度を上げていく必要がある。そのため、専門業者への委託を考えており、相応のコストを要するものである」との答弁がありました。これに対して、委員から「この事業については、後のフォローが大事だと思うので、よろしくお願いしておく」との意見がありました。

また、債務負担行為補正のうち、不知火美術館指定管理業務委託及び図書館指定管理業務委託について、委員から「入館者数は1.2倍になっているにもかかわらず、貸出冊数が減っている。子どもたちの読書離れや電子図書への移行が影響しているだろうが、それだけが原因ではないと考える。今回のプロポーザルの募集要項において、貸出数の増加とかは加味しないのか」との質疑に対し、執行部から「募集要項については検討中であり、指摘があった貸出冊数の減少の懸念については検討したい」との答弁がありました。これに対して、委員から「貸出しだけが図書館の役割ではないが、基本的には貸出しだと思うので、その辺を考慮するよう指摘しておく」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件3件、その他案件2件の合計7件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（河野正明君） 建設経済常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件2件の合計5件であります。委員会を6月10日に、第2委員会室において開催いたしました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第31号公共用地先行取得事業特別会計のうち、公共用地先行取得費について、委員から「土地購入費として1億100万円、工作物の移転補償や立竹木等の補償金として8,200万円が計上されているが、それぞれ何件分を見込んでいるのか」との質疑に対し、執行部から「土地購入費については10筆から20筆、補償金については5件から10件である」との答弁がありました。

次に、議案第32号一般会計補正予算（第1号）のうち、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金について、委員から「熊本宇城農業協同組合が所有する豊野育苗センターの設備更新に補助金を交付することだが、当該補助制度は別の農業関係施設にも使えるのか」との質疑に対し、執行部から「JAなど農業者団体が実施主体であれば利用可能である」との答弁がありました。これに対し、委員から「今後、個人経営の農家にも支援をしていただきたいと要望する」との意見がありました。

また、被災宅地復旧支援補助金について、委員から「対象となる件数はどれくらいあるのか」との質疑に対し、執行部から「令和7年8月豪雨により被災した宅地の法面や擁壁等の崩壊箇所が対象である。本庁や支所に、宅地の被害への支援についての問合せが8件来ているが、当然これだけではないと思うので、しっかりと周知をしていく」との答弁がありました。

また、議案第36号水道事業会計補正予算（第1号）について、委員から「受託者が施設更新業務を支援し、市が更新工事を実施する更新支援型から、維持管理と施設更新工事を一体的に受託者が行う更新実施型へ変更した理由は」との質疑に対し、執行部から「当初より、導入効果が高い更新実施型で進めていた。当初予算で

更新実施型にしなかった理由は、本市には施設の更新計画がないため、更新実施型では入札に応じる企業がない可能性があったからである。しかし、その後、企業側に聞き取りを行う中で、更新計画がなくとも中長期的な視点での運用資産の管理の計画であるアセットマネジメントがあれば、それを基に更新計画を作成しながら更新実施型での実施が可能であるという意見があった。加えて、アセットマネジメントのみで更新実施型で実施している先進事例等もあり、更新実施型で実施可能であると判断した」との答弁がありました。また、委員から「ＳＰＣと地元企業は、うまく連携して更新工事ができるのか」との質疑に対し、執行部から「業者選定において、業者が守るべき要求水準書の中に地元企業と連携することを明記している。加えて、プロポーザル方式による選定を予定しているが、その中で地域連携をどう考えているかについても審査する。また、委託後の実務では緊急対応等が必ず発生するが、他所から業者が来ても対応できないため、必然的に地元企業との連携が必要になる」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件３件、条例案件２件の合計５件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（原田祐作君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件３件、その他案件３件であります。委員会を６月１０日に、第３委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第４２号権利の放棄（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権）について、委員から「このように至った経緯は」との質疑に対し、執行部から「令和５年に当該事業者が家庭ごみと事業所ごみを一緒に集め、家庭ごみとしてクリーンセンターに出しているという情報が市に寄せられた。事業者は、家庭ごみと事業所ごみは区別して出さなければならない。しかし、この事業者は調査したところ、平成２２年頃から事業所から委託料を受け取っていたにもかかわらず、事業所ごみを家庭ごみとして出していたことが判明した。これにより、平成２２年から令和４年頃までの間にかけて、事業所からの委託料をその事業者が不正に得ていた。本市の対応として、事業者へのヒアリングを行い、過去に遡ってごみの総量

から家庭ごみ分を差し引いた額を計算し積算した金額と、毎年度分の遅延損害金を合わせた金額を請求した。しかし、その後、この事業者が倒産をしたため、今回の債権放棄に至ったものである」との答弁がありました。さらに、委員から「再発防止策は考えているのか」との質疑に対し、執行部から「再発防止策として、事業者がクリーンセンターに持ち込んだごみを焼却炉に投入する直前に、管轄自治体とクリーンセンターの職員が抜き打ちで目視確認を行う。このときに、そのごみ袋が指定のものであること及び事業所ごみが混在していないことを確認する。また、一般廃棄物の委託処理業者による組合があるので、今年度より年3回会議をしていく。その中で信頼関係を築き、相互にチェックするという体制を取りたいと考えている」との答弁がありました。

次に、議案第44号工事請負契約の締結（宇城市老人福祉センター大規模改修工事）について、委員から「老人福祉センターの大規模改修ということだが、今回の改修はどういった工事になるのか。また市民の利用に支障はないのか」との質疑に対し、執行部から「現在この施設は、社会福祉協議会が事務所として使用している。その事務所部分は平成30年に改修しており、この部分については対象外のため、そのまま施設内で業務に使用できる。今回対象となる部分は屋根及び大集会室等であるため、大集会室を利用される高齢者の方々は、工事期間中利用できなくなる」との答弁がありました。また、委員から「利用できない部分があるとのことだが、その場合、ほかの場所を使うことになるのか」との質疑に対し、執行部から「近隣に防災拠点センター等があるので、そちらを利用させていただくよう案内する」との答弁がありました。さらに委員から「大規模改修を経て、今までと大きく変わる部分はあるのか」との質疑に対し、執行部から「機能面については大幅に変わるものではなく、長寿命化を目指した改修である」との答弁がありました。

次に、議案第45号財産の取得（消防積載車購入）について、委員から「今回は豊野町の分の購入だが、消防積載車の購入計画はあるのか」との質疑に対し、執行部から「計画の基準としては、取得から20年を経過した車両をピックアップし、そこから順次更新していく計画である。令和9年度の更新は3台を予定している」との答弁がありました。また、委員から「今回更新され、不要となった消防積載車はどのように処分されるのか。また処分できた車両の売却額はいくらになるのか」との質疑に対し、執行部から「令和7年度の実績として、対象となった車両は22台であった。そのうち官公庁のネットオークションで4台を公売し、その売却平均価格は20万8,000円であった。また一般の公売では16台行い、売却平均価格は30万6,000円で、未処分の車両が2台であった。一般の公売価格が高く、ネットオークションでは手数料が発生するため、今年度は一般の公売を考えている」

との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件３件、その他案件３件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第３１号令和８年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３１号令和８年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３１号令和８年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３２号令和８年度宇城市一般会計補正予算（第１号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３２号令和８年度宇城市一般会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３２号令和８年度宇城市一般会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３３号令和８年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３３号令和８年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３３号令和８年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３４号令和８年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３４号令和８年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３４号令和８年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３５号令和８年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３５号令和８年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３５号令和８年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３６号令和８年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３６号令和８年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。したがって、議案第３６号令和８年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３７号宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３７号宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３７号宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第３８号宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３８号宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３８号宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第３９号宇城市公共用地先行取得基金条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３９号宇城市公共用地先行取得基金条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３９号宇城市公共用地先行取得基金条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第４０号宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４０号宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４０号宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第４１号宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４１号宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４１号は、委員

長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４１号宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第４２号権利の放棄について（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４２号権利の放棄について（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４２号権利の放棄について（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権）は可決しました。

これから、議案第４３号宇城市土地開発公社の解散についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４３号宇城市土地開発公社の解散についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４３号宇城市土地開発公社の解散については

可決しました。

これから、議案第４４号工事請負契約の締結について（宇城市老人福祉センター大規模改修工事）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４４号工事請負契約の締結について（宇城市老人福祉センター大規模改修工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４４号工事請負契約の締結について（宇城市老人福祉センター大規模改修工事）は可決しました。

これから、議案第４５号財産の取得について（消防積載車購入）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４５号財産の取得について（消防積載車購入）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。したがって、議案第４５号財産の取得について（消防積載車購入）は可決しました。

これから、議案第４６号財産の取得について（宇城市立小中学校教職員用端末等購入）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４６号財産の取得について（宇城市立小中学校教職員用端末等購入）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４６号財産の取得について（宇城市立小中学校教職員用端末等購入）は可決しました。

-----○-----

日程第１７ 同意第１１号 固定資産評価員の選任について（田尻 勇樹氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第１７、同意第１１号固定資産評価員の選任について（田尻勇樹氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第１１号固定資産評価員の選任について（田尻勇樹氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第１１号は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、同意第１１号固定資産評価員の選任について（田尻勇樹氏）は、これに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第１８ 同意第１２号 農業委員会委員の任命について（河野 公明氏）

日程第１９ 同意第１３号 農業委員会委員の任命について（森田 加代子氏）

日程第２０ 同意第１４号 農業委員会委員の任命について（春野 こずえ氏）

日程第２１ 同意第１５号 農業委員会委員の任命について（森田 満氏）

日程第２２ 同意第１６号 農業委員会委員の任命について（楠田 秋彦氏）

日程第２３ 同意第１７号 農業委員会委員の任命について（中田 修氏）

日程第２４ 同意第１８号 農業委員会委員の任命について（宮本 文子氏）

日程第２５ 同意第１９号 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）

日程第２６ 同意第２０号 農業委員会委員の任命について（岩田 猛氏）

日程第２７ 同意第２１号 農業委員会委員の任命について（藤本 正剛氏）

日程第２８ 同意第２３号 農業委員会委員の任命について（河田 克志氏）

日程第２９ 同意第２４号 農業委員会委員の任命について（五嶋 一精氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第１８、同意第１２号農業委員会委員の任命について（河野公明氏）から日程第２９、同意第２４号農業委員会委員の任命について（五嶋一精氏）までを一括議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

す。

これから、同意第12号農業委員会委員の任命について（河野公明氏）から同意第24号農業委員会委員の任命について（五嶋一精氏）までを一括して採決します。採決は起立によって行います。同意第12号から同意第24号までは、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、同意第12号農業委員会委員の任命について（河野公明氏）から同意第24号農業委員会委員の任命について（五嶋一精氏）までは、これに同意することに決定しました。

—————○—————

日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（渕本 法仁氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第30、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（渕本法仁氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（渕本法仁氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第1号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（渕本法仁氏）は適任と認め、答申することに決定しました。

—————○—————

日程第31 同意第10号 監査委員の選任について（河野 真理氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第31、同意第10号監査委員の選任について（河野真理氏）を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、河野真理君の退場を求めます。

（河野真理君 退場）

○議長（豊田紀代美君） これから同意第10号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第10号監査委員の選任について（河野真理氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第10号は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、同意第10号監査委員の選任に

ついて（河野真理氏）は、これに同意することに決定しました。

審議が終わりましたので、河野真理君の入場を求めます。

（河野真理君 入場）

-----○-----

日程第３２ 同意第２２号 農業委員会委員の任命について（杉田 雅宏氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第３２、同意第２２号農業委員会委員の任命について（杉田雅宏氏）を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、杉田雅宏君の退場を求めます。

（杉田雅宏氏 退場）

○議長（豊田紀代美君） これから同意第２２号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第２２号農業委員会委員の任命について（杉田雅宏氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第２２号は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、同意第２２号農業委員会委員の任命について（杉田雅宏氏）は、これに同意することに決定しました。

審議が終わりましたので、杉田雅宏君の入場を求めます。

（杉田雅宏君 入場）

-----○-----

日程第３３ 発議第３号 不知火温泉ふるさと交流センターの再開を求める決議について

○議長（豊田紀代美君） 日程第３３、発議第３号不知火温泉ふるさと交流センターの再開を求める決議についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

○１４番（坂下 勲君） 不知火温泉ふるさと交流センター施設再開に強い思いをさせ、発議第３号の趣旨を説明いたします。

道の駅不知火は、熊本県内では大津道の駅に次いで２番目で、全国では初めての温泉付き道の駅として平成８年４月にオープンしました。不知火温泉ふるさと交流センターの礎は、温泉掘削計画から始まりました。当時、行政の最高責任者であった森町長の英断と熊本県からの支援、担当者は地元出身者で御尽力をいただき、そして役場職員の努力が実を結んだ施設であります。携わった関係者の思いは、市民の健康及び福祉の増進を図り、医療費の削減、憩いと交流を促進し地域活性化につながることを、国道２６６号に接していることから、天草へ往来する観光客の集客に

最適な施設であることなど、正に一味同心の思いであつたに違いないと今でも感じます。このようにして設置された本センターも、他地域に道の駅が増えたことや社会情勢、多様性の変化など、年々集客数が減少に転じました。そして、追い打ちをかけたのが新型コロナウイルス感染症の猛威でした。残念ながら令和2年に休館し、既に6年という歳月が流れました。これを長いというか短いというかは申しませんが、現在の行政の最高責任者である末松市長、再び御英断の時期ではないでしょうか。これまでも、いくたびもの検討が行われ、いくつもの運営方法の協議がなされてまいりました。今後、温泉の再開する方策として公設による運営、指定管理者による運営、施設を民間に売却し運営するなど、いろいろ考えられます。基本的には、是非現存する施設はできるだけ残し、再び憩いの場となる温泉を有する施設を望むものであります。市民も関係者も待ち望んでいるに違いありません。末松市長、本年度は必ずや英断の年にしましょう。これが我々発議提出者、賛成者の一味同心の思いであります。

議員各位には、どうか御賛同を賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 発議第3号の趣旨説明が終わりました。

これから、発議第3号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号不知火温泉ふるさと交流センターの再開を求める決議についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第3号不知火温泉ふるさと交流センターの再開を求める決議については、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、発議第3号不知火温泉ふるさと交流センターの再開を求める決議については原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第 3 4 発議第 4 号 宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 3 4、発議第 4 号宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

ただいま議題となっております発議第 4 号につきましては、会議規則第 3 6 条第 3 項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 4 号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、発議第 4 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第 4 号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 4 号宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第 4 号宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、発議第 4 号宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第 3 5 特別委員会の設置について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 3 5、特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。熊本天草幹線高規格道路について、7 人の委員で構成する熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会を設置し、これに付託して、調査をすることにししたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、熊本天草幹線高規格道路については、7 人の委員で構成する熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会を設置し、これに付託して、調査をすることに決定しました。

ただいま設置されました熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、石川洋一君、中山弘幸君、河野正明君、坂下勲君、津志田幸紀君、中塘万格人君、そして私、豊田紀代美、以上の7人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の委員は、ただいまのとおり、選任することに決定しました。

—————○—————

日程第36 議員派遣の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第36、議員派遣の件を議題とします。

ただいまタブレットに送信しました議員派遣の件を御覧ください。

本案は、地方自治法第100条第13項及び宇城市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣することについて提案するものであります。

お諮りします。議員派遣の件は、派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第37 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（豊田紀代美君） 日程第37、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、タブレットにて送信しました所管事務の調査項目につきまして、閉会中の継続調査の申出があります。お目通しください。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、令和8年第2回宇城市議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前10時53分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第 1 2 7 号
令和 8 年 6 月 1 0 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

総務文教常任委員長 溝見 友一

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 2 号	令和 8 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 5 号	令和 8 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 7 号	宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について	原案可決
議案第 4 0 号	宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 1 号	宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 3 号	宇城市土地開発公社の解散について	可決
議案第 4 6 号	財産の取得について（宇城市立小中学校教職員用端末等購入）	可決

宇城市議第 1 2 7 号
令和 8 年 6 月 1 0 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

建設経済常任委員長 河野 正明

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 1 号	令和 8 年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算	原案可決
議案第 3 2 号	令和 8 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 6 号	令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 8 号	宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について	原案可決
議案第 3 9 号	宇城市公共用地先行取得基金条例の制定について	原案可決

宇城市議第 1 2 7 号
令和 8 年 6 月 1 0 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

民生常任委員長 原田 祐作

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 2 号	令和 8 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 3 号	令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 4 号	令和 8 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 4 2 号	権利の放棄について（宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権）	可決
議案第 4 4 号	工事請負契約の締結について（宇城市老人福祉センター大規模改修工事）	可決
議案第 4 5 号	財産の取得について（消防積載車購入）	可決

令和8年第2回定例会 賛否一覧表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件 名	議員名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	審議 結果	賛 成	反 対
		木 村 俊 昭	藤 井 千 秋	中 崎 栄 俊	杉 田 雅 宏	中 塘 万 格 人	蕨 田 憲 治	林 田 和	津 志 田 幸 紀	村 上 真 由 子	四 海 公 貴	河 野 真 理	原 田 祐 作	永 木 誠	坂 下 勳	大 村 悟	溝 見 友 一	河 野 正 明	豊 田 紀 代 美	中 山 弘 幸	石 川 洋 一			
議案第31号 令和8年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0
議案第32号 令和8年度宇城市一般会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0
議案第33号 令和8年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0
議案第34号 令和8年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0
議案第35号 令和8年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0
議案第36号 令和8年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	17	0
議案第37号 宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※議長のため表決には加わりません	欠	○	原案 可決	18	0
議案第38号 宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0
議案第39号 宇城市公共用地先行取得基金条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0
議案第40号 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0
議案第41号 宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0
議案第42号 権利の放棄について(宇城三角清掃社有限会社の損害賠償金滞納繰越分の債権)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	可決	18	0
議案第43号 宇城市土地開発公社の解散について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	可決	18	0
議案第44号 工事請負契約の締結について(宇城市老人福祉センター大規模改修工事)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	可決	18	0
議案第45号 財産の取得について(消防積載車購入)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	可決	17	0
議案第46号 財産の取得について(宇城市立小中学校教職員用端末等購入)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	可決	18	0
発議第3号 不知火温泉ふると交流センターの再開を求める決議について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0
発議第4号 宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		欠	○	原案 可決	18	0